



粕屋町



# 粕屋町地域防災計画

資料編

令和4年7月

粕屋町防災会議





# 粕屋町地域防災計画

## 資料編

### 目次

|            |  |    |
|------------|--|----|
| 【資料 1 - 1  | 町内で指定されている災害危険箇所・浸水想定区域内の要配慮者<br>利用施設】 ..... | 1  |
| 【資料 2 - 1  | 緊急通行車両等関係資料】 .....                           | 4  |
| 【資料 2 - 2  | 避難所避難所利用者登録票】 .....                          | 9  |
| 【資料 2 - 3  | 避難所利用者名簿（手書き用）】 .....                        | 11 |
| 【資料 2 - 4  | 自衛隊災害派遣要請・撤収要請 様式】 .....                     | 12 |
| 【資料 2 - 5  | 注意報・警報・特別警報の種類と発表基準】 .....                   | 14 |
| 【資料 3 - 1  | 粕屋町防災会議条例】 .....                             | 19 |
| 【資料 3 - 2  | 粕屋町防災会議の構成】 .....                            | 21 |
| 【資料 3 - 3  | 粕屋町災害対策本部条例】 .....                           | 22 |
| 【資料 3 - 4  | 粕屋町災害弔慰金の支給等に関する条例】 .....                    | 23 |
| 【資料 3 - 5  | 粕屋町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則】 .....                | 27 |
| 【資料 3 - 6  | 災害弔慰金・災害障害見舞金一覧】 .....                       | 30 |
| 【資料 3 - 7  | 災害援護資金一覧】 .....                              | 31 |
| 【資料 3 - 8  | 住宅復興資金一覧】 .....                              | 32 |
| 【資料 3 - 9  | 生活福祉資金貸付条件等一覧】 .....                         | 33 |
| 【資料 3 - 10 | 母子・父子及び寡婦福祉資金貸付一覧】 .....                     | 35 |
| 【資料 3 - 11 | 天災資金】 .....                                  | 37 |
| 【資料 3 - 12 | 被災者支援関連制度】 .....                             | 38 |
| 【資料 3 - 13 | 激甚災害指定基準】 .....                              | 53 |
| 【資料 3 - 14 | 局地激甚災害指定基準】 .....                            | 55 |
| 【資料 4 - 1  | 罹災証明交付申請書・罹災証明書 書式】 .....                    | 56 |
| 【資料 4 - 2  | 義援金品受領書 書式】 .....                            | 58 |
| 【資料 4 - 3  | 応急対策活動職員参集状況記録簿 様式】 .....                    | 59 |
| 【資料 4 - 4  | 避難行動要支援者・日常見守り対象者登録・変更・抹消申請書<br>様式】 .....    | 60 |
| 【資料 4 - 5  | 福岡県消防相互応援協定】 .....                           | 62 |

|                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| 【資料 4－6 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定】 | 72  |
| 【資料 4－7 福岡県大規模災害対策連絡協議会要綱】            | 74  |
| 【資料 4－8 福岡県災害救助法施行細則】                 | 75  |
| 【資料 4－9 災害報告事項及び担当課一覧（報告者：市町村長）】      | 85  |
| 【資料 4－10 福岡県災害調査報告実施要綱】               | 86  |
| 【資料 4－11 応急仮設住宅建設要望等 様式】              | 123 |

## 【資料1-1 町内で指定されている災害危険箇所・浸水想定区域内の要配慮者利用施設】

## (1) 重要水防箇所（県知事管理区間）

| No   | 水系   | 河川名  | 左右岸別 | 延長(m)      | 位置       |                   | 重要度※ | 予想される事態  | 水防工法            |
|------|------|------|------|------------|----------|-------------------|------|----------|-----------------|
|      |      |      |      |            | 大字       | キロ杭位置             |      |          |                 |
| 1-6  | 多々良川 | 多々良川 | 左右   | 450<br>450 | 戸原<br>江辻 | 古屋敷堰から<br>大川橋まで   | B    | 溢水<br>崩壊 | 積み土のう工<br>土俵羽口工 |
| 1-7  | 多々良川 | 多々良川 | 左    | 100        | 戸原       | 薬師堰より上流           | B    | 溢水       | 積み土のう工          |
| 1-8  | 多々良川 | 多々良川 | 左    | 200        | 戸原       | 江辻橋より下流           | B    | 溢水       | 積み土のう工          |
| 1-18 | 多々良川 | 須恵川  | 左右   | 300<br>100 | 仲原       | JR篠栗線をは<br>さんで上下流 | A    | 溢水<br>崩壊 | 積み土のう工<br>土俵羽口工 |

〔※重要度の凡例〕

|            |   |  |
|------------|---|--|
| 水防上最も重要な区間 | A | 背後地に家屋密集地、或いは主要公共施設（鉄道、主要道路等）があり、甚大な被害が予想されるもの |
| 次に重要な区間    | B | 背後地の家屋、或いは公共施設に被害が予想されるもの                      |
| その他重要な区間   | C | 背後地の農地（田畑等）に被害が予想されるもの                         |

「福岡県地域防災計画 資料編（災害危険箇所一覧（令和3年版）」より抜粋

## (2) 災害危険河川区域

| 番号参考 | 級別 | 水系名  | 河川名  | 左右岸別 | 延長(m) | 位置 |       |       |
|------|----|------|------|------|-------|----|-------|-------|
|      |    |      |      |      |       | 大字 | キロ杭位置 | 備考*   |
| 1579 | 二  | 多々良川 | 多々良川 | 左    | 170   | 大隈 | 藤田堰下流 |       |
| 1616 | 二  | 多々良川 | 須恵川  | 右    | 45    | 仲原 | 阿恵橋下流 | 砂子田堰近 |
| 1617 | 二  | 多々良川 | 須恵川  | 右    | 100   | 仲原 | 阿恵橋下流 | 直近    |
| 1618 | 二  | 多々良川 | 須恵川  | 左    | 90    | 仲原 | 有崎橋上流 |       |
| 1619 | 二  | 多々良川 | 須恵川  | 左    | 100   | 酒殿 | 脇田橋上流 |       |

「福岡県地域防災計画 資料編（災害危険箇所一覧（令和3年版）」より抜粋（\*は町付記）

## (3) 防災重点ため池

| 番号   | 名称   | 番号   | 名称   | 番号   | 名称   | 備考*   |
|------|------|------|------|------|------|---|
| 2664 | 大池   | 2667 | 敷縄池  | 2670 | 古大間池 | 防災重点ため池は、決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与える恐れのあるため池 |
| 2665 | 駕与丁池 | 2668 | 新大間池 | 2671 | 古ノ浦池 |   |
| 2666 | 葛葉池  | 2669 | 畑田池  | 2672 | 毛田池  |   |

「福岡県地域防災計画 資料編（災害危険箇所一覧（令和3年版）」より抜粋（\*は町付記）

## (4) 山腹崩壊危険地区（民有林）

| 危険地区番号  | 位置 |      | 保全対象 |       |    | 危険度ランク | 備考 |
|---------|----|------|------|-------|----|--------|----|
|         | 大字 | 字    | 人家数  | 公共施設数 | 道路 |        |    |
| 349-001 | 大隈 | ダイマ  | 15   |       | 県  | B      |    |
| 349-002 | 大隈 | ダイマ  | 4    |       | 県  | C      |    |
| 349-003 | 大隈 | 丸山   | 43   | 1     | 他  | B      |    |
| 349-004 | 江辻 | エツジオ | 63   | 2     | 県  | A      |    |

「福岡県地域防災計画 資料編（災害危険箇所一覧（令和3年版）」より抜粋

(5) 土砂災害(特別)警戒区域指定一覧表(急傾斜地の崩壊)

| 区域の<br>番号 | 自然現象<br>の種類 | 区域の<br>名称   | 所在地            | 最大<br>高さ<br>(m) | 最大<br>勾配<br>(°) | 警戒区域      |                                | 特別警戒区域    |                 |
|-----------|-------------|-------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------|--------------------------------|-----------|-----------------|
|           |             |             |                |                 |                 | 面積<br>(㎡) | 人家戸数<br>(公的建物数)                | 面積<br>(㎡) | 人家戸数<br>(公的建物数) |
| 349-K-001 | 急傾斜地<br>の崩壊 | 江辻          | 江辻・福岡市<br>東区名子 | 15              | 39              | 4,283     | 2                              | 1,345     |                 |
| 349-K-002 | 急傾斜地<br>の崩壊 | 江辻尾<br>-2   | 江辻・福岡市<br>東区名子 | 39              | 38              | 18,290    |                                | 7,207     |                 |
| 349-K-003 | 急傾斜地<br>の崩壊 | 江辻尾<br>-1   | 江辻             | 16              | 44              | 3,653     |                                | 1,262     |                 |
| 349-K-004 | 急傾斜地<br>の崩壊 | 湯の裏<br>(a)  | 江辻             | 6               | 38              | 1,553     |                                | 319       | 4               |
| 349-K-005 | 急傾斜地<br>の崩壊 | 湯の裏<br>(b)  | 江辻             | 13              | 40              | 2,207     | 3                              | 549       | 1               |
| 349-K-006 | 急傾斜地<br>の崩壊 | 大隈<br>(a)-2 | 大隈             | 7               | 35              | 1,313     | 1                              | 296       |                 |
| 349-K-007 | 急傾斜地<br>の崩壊 | 大隈<br>(a)-1 | 大隈             | 16              | 39              | 4,141     | 2                              | 1,632     |                 |
| 349-K-024 | 急傾斜地<br>の崩壊 | 谷吉          | 大隈             | 8               | 57              | 2,070     | 2                              | 397       | 2               |
| 349-K-009 | 急傾斜地<br>の崩壊 | 谷吉<br>(1)-4 | 大隈             | 21              | 45              | 7,624     | 3                              | 2,720     | 2               |
| 349-K-010 | 急傾斜地<br>の崩壊 | 谷吉<br>(1)-3 | 大隈             | 11              | 66              | 3,248     | 1<br>(2:大隈公民<br>館・御霊神社)        | 548       | 2               |
| 349-K-011 | 急傾斜地<br>の崩壊 | 谷吉<br>(1)-2 | 大隈             | 13              | 49              | 2,044     |                                | 649       | (1:御霊神社)        |
| 349-K-012 | 急傾斜地<br>の崩壊 | 谷吉<br>(1)-1 | 大隈             | 28              | 54              | 6,463     | 2<br>(2:大隈公民<br>館・御霊神社)        | 2,323     |                 |
| 349-K-013 | 急傾斜地<br>の崩壊 | 黒の前<br>-2   | 大隈             | 39              | 59              | 8,389     | 1                              | 4,197     | 3               |
| 349-K-014 | 急傾斜地<br>の崩壊 | 黒の前<br>-1   | 大隈             | 24              | 74              | 18,052    | 2                              | 5,685     | 4               |
| 349-K-015 | 急傾斜地<br>の崩壊 | 丸山          | 大隈             | 58              | 58              | 42,022    | 3                              | 18,693    | 2               |
| 349-K-016 | 急傾斜地<br>の崩壊 | 西尾<br>(b)-1 | 大隈             | 6               | 60              | 592       | 1                              | 82        |                 |
| 349-K-017 | 急傾斜地<br>の崩壊 | 西尾<br>(b)-2 | 大隈             | 17              | 38              | 1,929     |                                | 743       | 1               |
| 349-K-018 | 急傾斜地<br>の崩壊 | 西尾<br>(a)   | 大隈・上大隈         | 28              | 40              | 16,208    | 2                              | 6,491     | 1               |
| 349-K-019 | 急傾斜地<br>の崩壊 | 大隈          | 大隈             | 12              | 50              | 11,178    | 4<br>(1:博多女子<br>中・高等学校運<br>動場) | 2,039     | 1               |
| 349-K-020 | 急傾斜地<br>の崩壊 | 長戸<br>(b)   | 長者原            | 6               | 88              | 1,210     | 7                              | 134       | 1               |
| 349-K-021 | 急傾斜地<br>の崩壊 | 長戸<br>(a)   | 長者原            | 9               | 88              | 3,961     | 11                             | 495       | 2               |
| 349-K-022 | 急傾斜地<br>の崩壊 | 仲原<br>(b)   | 長者原            | 6               | 67              | 480       | 2                              | 53        |                 |
| 349-K-023 | 急傾斜地<br>の崩壊 | 大隈<br>(b)   | 長者原・仲原         | 15              | 55              | 1,859     | 4                              | 413       |                 |

「福岡県告示第228・229号(平成26年3月18日)、同第703・704号(同8月15日)」より抜粋編集

## (6) 洪水・高潮浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設

## ア 洪水浸水想定区域（水位周知河川（多々良川・宇美川）及びその他の河川）

| 連番 | 施設   |                   | 所在地                   | 主対象河川 |
|----|--|-------------------|-----------------------|-------|
| 1  | 町立   | 粕屋中学校             | 粕屋町大字仲原 1707 番地       | 宇美川   |
| 2  |  | 大川小学校             | 粕屋町戸原東 3-5-1          | 多々良川  |
| 3  |  | 大川幼稚園             | 粕屋町戸原東 2-21-1         | 同上    |
| 4  |  | 西保育所              | 粕屋町大字仲原 2739 番地 1     | 宇美川   |
| 5  |  | 粕屋西小学校            | 粕屋町大字仲原 2445 番地       | 須恵川   |
| 6  |  | 粕屋西小学校学童保育所       | 同上                    | 同上    |
| 7  |  | 西幼稚園              | 粕屋町大字仲原 2461 番地       | 同上    |
| 8  | 私立   | 大川小学校学童保育所        | 粕屋町戸原東 3-6-1 (大川保育園内) | 多々良川  |
| 9  |  | 大川保育園             | 粕屋町戸原東 3-6-1          | 同上    |
| 10 |  | うちはし保育園           | 粕屋町内橋東 3-14-18        | 同上    |
| 11 |  | コスモス              | 粕屋町大字江辻 1070 番地 5     | 同上    |
| 12 |  | ローズ短期入所事業所        | 同上                    | 同上    |
| 13 |  | ツクイ福岡粕屋           | 粕屋町大字仲原 1798 番地 1     | 宇美川   |
| 14 |  | 粕屋の杜デイサービスセンター    | 粕屋町大字仲原 2906 番地 1     | 同上    |
| 15 |  | 有料老人ホーム 粕屋の杜      | 同上                    | 同上    |
| 16 |  | いろどり保育園           | 粕屋町大字仲原 2762 番地 3     | 同上    |
| 17 |  | さんさん              | 粕屋町大字柚須 136-1         | 同上    |
| 18 |  | 放課後デイサービス・きゅーり    | 粕屋町内橋東 1-23-13        | 多々良川  |
| 19 |  | グッドライフ粕屋          | 粕屋町戸原東 2-11-1         | 同上    |
| 20 |  | 特別養護老人ホーム等緑の里     | 粕屋町酒殿 3-22-1          | 須恵川   |
| 21 |  | 緑の里ショートステイ kizuna | 粕屋町酒殿 3-22-2          | 同上    |
| 22 |  | 障害福祉サービス宝満        | 粕屋町大字酒殿上川原 1-23       | 同上    |
| 備考 | 掲載の各施設は、「多々良川水系多々良川他洪水浸水想定区域図」及び「同宇美川他浸水想定区域図」（福岡県令和 4 年 5 月 27 日公表）に基づき選定 |                   |                       |       |

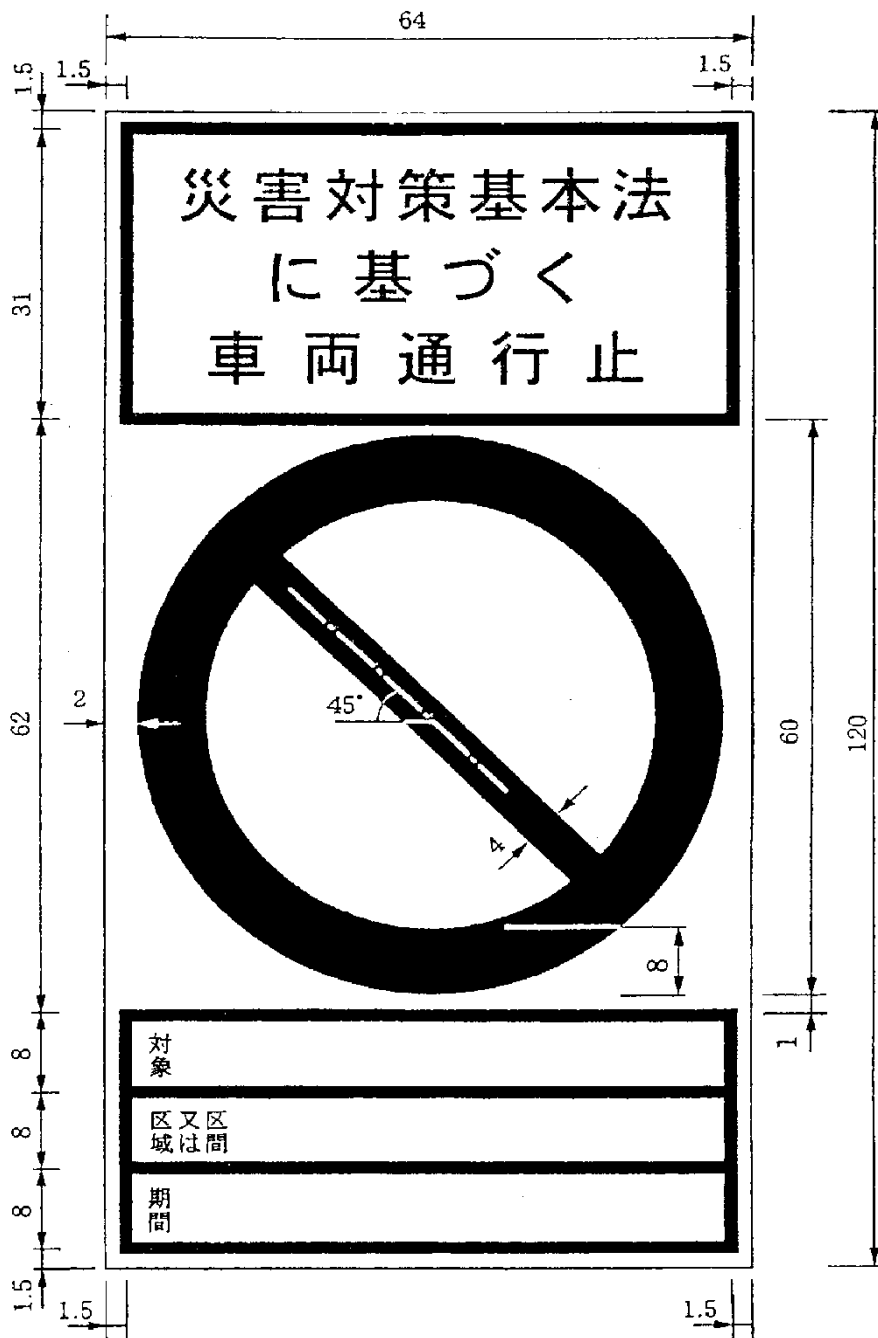
## イ 高潮浸水想定区域

| 連番 | 施設  |                | 所在地               | 備考   |
|----|---|----------------|-------------------|------|
| 1  | 町立  | 粕屋西小学校         | 粕屋町大字仲原 2445 番地   | 洪水重複 |
| 2  |   | 粕屋西小学校学童保育所    | 同上                | 同上   |
| 3  |   | 西保育所           | 粕屋町大字仲原 2739 番地 1 | 同上   |
| 4  |   | 西幼稚園           | 粕屋町大字仲原 2461 番地   | 同上   |
| 5  | 私立  | ツクイ福岡粕屋        | 粕屋町大字仲原 1798 番地 1 | 同上   |
| 6  |   | 粕屋の杜デイサービスセンター | 粕屋町大字仲原 2906 番地 1 | 同上   |
| 7  |   | 有料老人ホーム 粕屋の杜   | 同上                | 同上   |
| 8  |   | アップライフ東福岡      | 粕屋町大字内橋 719 番地 1  |      |
| 9  |   | いろどり保育園        | 粕屋町大字仲原 2762 番地 3 | 洪水重複 |
| 10 |   | さんさん           | 粕屋町大字柚須 136-1     | 同上   |
| 11 |   | キッズライフ東福岡      | 粕屋町大字内橋 719 番地 1  |      |
| 12 |   | すまいるベース        | 粕屋町大字阿恵 73-4      |      |
| 備考 | 掲載の各施設は、「玄海灘高潮浸水想定区域図」（福岡県平成 30 年 3 月 30 日公表）に基づき選定 |                |                   |      |

\*水防法の改定（平成 29 年 6 月）により、浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に施設名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等に対して、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられた。（細部は、粕屋町地域防災計画「基本編・風水害対策編」第 2 編 第 1 章 第 1 節 第 1-1-(2)-エ「町防災計画に名称及び所在地を定められた施設等の対応」（P-32）及び同 第 3 節 第 2-3「同」（P-36）を参照）

【資料 2-1 緊急通行車両等関係資料】

(1) 災害時における交通の規制に係る標示の様式（災害対策基本法施行規則第5条関係）



- 備考 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。



## (2) 緊急通行車両等事前届出書・緊急通行車両等事前届出済証

|  |    |   |  |         |
|--|----|---|--|---------|
| 災害<br>地震防災応急対策用<br>原子力災害<br>国民保護措置用  |    | 災害<br>地震防災応急対策用<br>原子力災害<br>国民保護措置用   |  |         |
| 緊急通行車両等事前届出書   |    | 緊急通行車両等事前届出済証   |  |         |
| 年 月 日  |    | 第 号   |  |         |
| 福岡県公安委員会 殿   |    | 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。   |  |         |
| 申請者<br>住 所<br>(電話)<br>氏 名  |    | 年 月 日<br>福岡県公安委員会   |  |         |
| ⑩  |    | ⑩   |  |         |
| 番号標に表示されている番号  |    | (注)<br>1 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。<br>2 本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合には、公安委員会(警察本部又は警察署経由)に届け出て再交付を受けてください。<br>3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。<br>(1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。<br>(2) 緊急通行車両が廃車となったとき。<br>(3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。 |  |         |
| 車両の用途<br>(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)   |    |   |  |         |
| 使用者  | 住所 |   |  | ( ) 局 番 |
|  | 氏名 |   |  |         |
| 出発地  |    |   |  |         |
| (注) この事前届出書は、2通作成し、申請者が緊急通行車両として使用することを証明する書類及び自動車検査証の写しをそれぞれ1通添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部交通規制課に提出してください。 |    |   |  |         |

備考 届出書は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

(3) 緊急通行車両確認申請書 (県に申請の場合)

|  |       |         |
|--|-------|---------|
| 災害応急対策用<br>緊急通行車両確認申請書<br>年 月 日<br>福岡県知事 殿<br>申請者<br>住 所<br>電 話<br>氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>                |       |         |
| 番号標に表示<br>されている番号<br>(車両ナンバー)  |       |         |
| 車両の用途<br>(緊急輸送を行う車<br>両にあつては、輸送<br>人員又は品名)   |       |         |
| 使用者  | 住所    | ( ) 局 番 |
|  | 氏名    |         |
| 通 行 日 時  |       |         |
| 通 行 経 路  | 出 発 地 | 目 的 地   |
|  |       |         |
| 備 考  |       |         |
| (注) この申請書は、申請者が緊急通行車両として使用することを証明する書類及び自動車検査証の写しを添付の上、総務部消防防災課又は農林事務所に提出して下さい。<br>※例 申請者が緊急通行車両として使用することを証明する書類一県との協定書の写し等 |       |         |

## (4) 標章（災害対策基本法施行規則第6条関係）



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画線が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(5) 緊急通行車両確認証明書

|  |       |         |   |
|--|-------|---------|---|
| 第 号  |       | 年 月 日   |   |
| 緊急通行車両確認証明書                                |       |         |   |
|  |       | 知 事     | ㊟ |
|  |       | 公安委員会   | ㊟ |
| 番号標に表示<br>されている番号                          |       |         |   |
| 車両の用途<br>(緊急輸送を行う車<br>両にあつては、輸送<br>人員又は品名) |       |         |   |
| 使用者  | 住所    | ( ) 局 番 |   |
|  | 氏名    |         |   |
| 通行日時                                       |       |         |   |
| 通行経路                                       | 出 発 地 | 目 的 地   |   |
|  |       |         |   |
| 備 考  |       |         |   |

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

【資料2-2 避難所利用者登録票】※粕屋町避難所運営マニュアル（様式集）から抜粋・編集

この様式を使う場合は、表面と裏面を両面コピーしてください。

ひなんじょりようしゃとうろくひょう  
**避難所利用者登録票** 表面

|                                  |   |   |   |                        |
|----------------------------------|---|---|---|------------------------|
|                                  |   | 避難所名                                      |   | 受付番号                   |
| 記入日時                             | 年 月 日 ( ) 時 分   | 記入者氏名                                     |   |                        |
| 住所                               | 〒 -   | 行政区・<br>組みあ<br>組合                         |   |                        |
| 電話                               | ( ) -   | 自宅の<br>被害状況                               | ぜんかい はんかい いちぶそんかい<br>全壊 / 半壊 / 一部損壊<br>ぜんしょう はんしょう ゆかうえしんすい<br>全焼 / 半焼 / 床上浸水<br>りゅうしゆつ<br>流出 / その他 ( ) |                        |
| 携帯電話                             | ( ) -   | 滞在を<br>希望する<br>場所                         | ひなんじょ<br><input type="checkbox"/> 避難所   |                        |
| FAX                              | ( ) -   |   | <input type="checkbox"/> テント (避難所敷地内に設営)  |                        |
| メール                              | @   |   | <input type="checkbox"/> 車両 (避難所敷地内に駐車)   |                        |
| 他の<br>連絡先<br>(親戚など)              | 〒 -<br>( ) -  |   | <input type="checkbox"/> 避難所以外の場所<br>じたく ほか<br>(自宅 / 他 ( ) )  |                        |
| 避難所を利用する人<br>(避難所以外の場所に滞在する人も記入) |   | ケガや病氣・障がい・アレルギーの有無、妊娠中、使用できる言語、特に配慮が必要なこと | 運営に協力<br>できること<br>(特技・免許)   | 必ず確認!<br>安否確認<br>への対応※ |
| 氏名                               | 生年月日・年齢   | 性別  |   |                        |
| 世帯主                              | ふりがな<br>明 / 大 / 昭 / 平<br>年 月 日<br>( 歳)                                |   |   | こうかい ひこうかい<br>公開・非公開   |
| ご家族                              | ふりがな<br>明 / 大 / 昭 / 平<br>年 月 日<br>( 歳)                                |   |   | 公開・非公開                 |
|                                  | ふりがな<br>明 / 大 / 昭 / 平<br>年 月 日<br>( 歳)                                |   |   | 公開・非公開                 |
|                                  | ふりがな<br>明 / 大 / 昭 / 平<br>年 月 日<br>( 歳)                                |   |   | 公開・非公開                 |
|                                  | ふりがな<br>明 / 大 / 昭 / 平<br>年 月 日<br>( 歳)                                |   |   | 公開・非公開                 |
| ペットの<br>状況                       | <input type="checkbox"/> 飼っていない<br><input type="checkbox"/> 飼っている→右欄へ | 種類(頭数)                                    | <input type="checkbox"/> 同伴希望(ペット台帳に記入)<br><input type="checkbox"/> 置き去り <input type="checkbox"/> 行方不明  |                        |
| 自家用車(避難所に<br>駐車する場合)             | 車種  | 色   | ナンバー  |                        |

- 世帯(家族)ごとに記入して、総合受付に提出してください。
- ご記入いただいた情報は、食料や物資の配給や健康管理などの支援を行うため、避難所運営のために必要最低限の範囲で共有します。また町災害対策本部にも提供し、被災者支援のために町が作成する「被災者台帳」にも利用します。
- ※ 住所(粕屋町〇〇丁目まで)と氏名、ふりがなについては、被災者の安否確認について問い合わせがあった場合に使用しますので、原則公開とするようご協力をお願いします。

## 避難所利用者登録票 裏面：運営側(受付担当)記入用

### <登録時>

- 運営側（受付担当）は、記入者とともに表面の記載を確認する。
  - ・ 安否確認への対応（公開・非公開）個人ごとに○がついているか。
  - ・ けがや病気、障がい、アレルギーの有無、妊娠中、服薬、かかりつけ医、使用できる言語（または日本語が理解できるか）など、特に配慮が必要なことはあるか。 →詳細を聞き取ったら↓「本人からの申告・聞き取り事項」に記入
- 受け入れ先

|                  |    |  |
|------------------|----|--|
| 受け入れ先<br>(滞在先)   | 場所 | <input type="checkbox"/> 避難所<br><input type="checkbox"/> テント（避難所敷地内に設営）<br><input type="checkbox"/> 車 両（避難所敷地内に設営）<br><input type="checkbox"/> 避難所以外の場所（ 自宅 / その他（                    ）） |
|                  | 組名 |  |
| 本人からの申告・聞き取り事項など |    |  |
|                  |    |  |

### <転出・退出後>

「退所届」受付後に記入し、「退所届」と合わせてファイルに綴じること

|     |      |                                       |
|-----|------|---------------------------------------|
| 退所届 | 受付日  | 年            月            日（        ） |
|     | 受付番号 |                                       |

【資料2-3 避難所利用者名簿（手書き用）】※粕屋町避難所運営マニュアル（様式集）から抜粋・編集

| 避難所利用者名簿（手書き用） |              |     |               |    | 避難所名         |                         |     |                |
|----------------|--------------|-----|---------------|----|--------------|-------------------------|-----|----------------|
| 連番             | 登録票の<br>受付番号 | 入所日 | 氏名<br>(世帯主に○) | 住所 | 安否確認<br>公開対応 | 特記事項（健<br>康状態・滞在<br>先等） | 退所日 | 退所<br>届の<br>番号 |
|                |              | /   |               |    | 可・否          |                         | /   |                |
|                |              | /   |               |    | 可・否          |                         | /   |                |
|                |              | /   |               |    | 可・否          |                         | /   |                |
|                |              | /   |               |    | 可・否          |                         | /   |                |
|                |              | /   |               |    | 可・否          |                         | /   |                |
|                |              | /   |               |    | 可・否          |                         | /   |                |
|                |              | /   |               |    | 可・否          |                         | /   |                |
|                |              | /   |               |    | 可・否          |                         | /   |                |
|                |              | /   |               |    | 可・否          |                         | /   |                |
|                |              | /   |               |    | 可・否          |                         | /   |                |
|                |              | /   |               |    | 可・否          |                         | /   |                |
|                |              | /   |               |    | 可・否          |                         | /   |                |
|                |              | /   |               |    | 可・否          |                         | /   |                |
|                |              | /   |               |    | 可・否          |                         | /   |                |
|                |              | /   |               |    | 可・否          |                         | /   |                |
|                |              | /   |               |    | 可・否          |                         | /   |                |
|                |              | /   |               |    | 可・否          |                         | /   |                |
|                |              | /   |               |    | 可・否          |                         | /   |                |
|                |              | /   |               |    | 可・否          |                         | /   |                |
|                |              | /   |               |    | 可・否          |                         | /   |                |
|                |              | /   |               |    | 可・否          |                         | /   |                |
|                |              | /   |               |    | 可・否          |                         | /   |                |
|                |              | /   |               |    | 可・否          |                         | /   |                |

- ・本書は、「避難所利用者登録票」の見出し代わりとして使用してください。
- ・安否確認の問い合わせには、「避難所利用者名簿（公開用）」（粕屋町避難所運営マニュアル様式集（P.38））をご利用ください。
- ・パソコンで名簿を管理できる場合は、「避難所利用者名簿（詳細版）」（同（P.39））を作成し、町災害対策本部への報告などにご利用ください。

【資料 2 - 4 自衛隊災害派遣要請・撤収要請 様式】

(1) 県知事への派遣要請様式 (市町村長→知事)

|                                    |                  |   |
|------------------------------------|------------------|---|
|                                    | 文書番号             |   |
|                                    | 年 月              | 日 |
| 福岡県知事 殿                            |                  |   |
|                                    | 粕屋町長             | 印 |
| 自衛隊の災害派遣要請について (要請)                |                  |   |
| 自衛隊法第 8 3 条により、下記のとおり災害派遣要請を依頼します。 |                  |   |
| 記                                  |                  |   |
| 1                                  | 災害の状況及び派遣を要請する事由 |   |
| 2                                  | 派遣を希望する期間        |   |
| 3                                  | 派遣を希望する区域及び活動内容  |   |
| 4                                  | その他参考となるべき事項     |   |



## (2) 県知事への撤収要請書様式 (市町村長→知事)

|  |               |   |   |
|--|---------------|---|---|
|  | 文書番号          |   |   |
|  | 年             | 月 | 日 |
| 福岡県知事 殿  |               |   |   |
|  | 粕屋町長          |   | 印 |
| 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について  |               |   |   |
| 年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応<br>対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。 |               |   |   |
| 記  |               |   |   |
| 1  | 撤収要請日時        |   |   |
| 2  | 派遣された部隊       |   |   |
| 3  | 派遣人員及び従事作業の内容 |   |   |
| 4  | その他参考となるべき事項  |   |   |

【資料 2-5 注意報・警報・特別警報の種類と発表基準】

【注意報・警報】

注意報とは、災害が発生するおそれがある時に注意を呼びかけて行う予報であり、警報とは、重大な災害が発生するおそれのある時に警戒を呼びかけて行う予報である。気象庁が発表する主要な注意報及び警報は、以下のとおりである。

| 種 類         | 発 表 基 準   |
|-------------|---|
| 注<br>意<br>報 | <b>大雨注意報</b><br>【参考 5】<br>大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想される場合（雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合は発表を継続）<br>具体的には、次の条件に該当する場合である。<br>◎表面雨量指数基準：17 土壌雨量指数基準：109  |
|             | <b>洪水注意報</b><br>【参考 6】<br>河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水水害が発生するおそれがあると予想される場合（対象の洪水害として、河川の増水、堤防の損傷及びこれらによる浸水害があげられる。）<br>具体的には、次の条件に該当する場合である。<br>◎ 流域雨量指数基準：多々良川流域=12.8、須恵川流域=13、南里水路流域=4.9<br>複合基準：多々良川流域=(14, 10.2)、須恵川流域=(9, 13) |
|             | <b>大雪注意報</b><br>降雪や積雪による住家等の被害や交通傷害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合<br>具体的には、次の条件に該当する場合である。<br>◎ 12 時間降雪の深さが 3 cm 以上になると予想される場合   |
|             | <b>強風注意報</b><br>強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合<br>具体的には、次の条件に該当する場合である。<br>◎ 平均風速が陸上で 12m/s 以上になると予想される場合   |
|             | <b>風雪注意報</b><br>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合<br>具体的には、次の条件に該当する場合である。<br>◎ 雪を伴い平均風速が 陸上で 12m/s 以上になると予想される場合  |
|             | <b>高潮注意報</b><br>台風や低気圧等による異常な潮位上昇により災害が発生するおそれがあると予想される場合   |
|             | <b>雷注意報</b><br>落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発生に伴い発生する激しい気象現象により人や建物への被害が発生するおそれがあると予想される場合  |
|             | <b>濃霧注意報</b><br>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想される場合<br>具体的には、次の条件に該当する場合である。<br>◎ 視程が陸上で 100m以下になると予想される場合  |
|             | <b>乾燥注意報</b><br>空気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きいと予想される場合<br>具体的には、次の条件に該当する場合である。<br>◎ 最小湿度が 40%以下で、実効湿度が 60%以下になると予想される場合   |
|             | <b>なだれ注意報</b><br>なだれによる災害が発生するおそれがあると予想される場合<br>具体的には、次の条件に該当する場合である。<br>◎ 積雪の深さが 100cm 以上でかつ①気温が 3℃以上の好天、②低気圧等による降雨、③降雪の深さが 30cm 以上のいずれかが予想される場合   |

| 種 類         |               | 発 表 基 準   |
|-------------|---------------|---|
| 注<br>意<br>報 | 着氷・着雪<br>注意報  | 著しい着氷（雪）により通信線や送電線等に災害が発生するおそれがあると予想される場合<br>具体的には、次の条件に該当する場合である。<br>◎ 大雪注・警報の条件下で、気温が $-2^{\circ}\text{C}$ ～ $2^{\circ}\text{C}$ 、湿度が90%以上になると予想される場合   |
|             | 霜注意報          | 霜により農作物や果実に被害が発生するおそれがあると予想される場合<br>具体的には、次の条件に該当する場合である。<br>◎ 11月20日までの早霜、3月15日以降の晩霜、最低気温が $3^{\circ}\text{C}$ 以下になると予想される場合   |
|             | 低温注意報         | 低温により農作物の被害（冷夏の場合を含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあると予想される場合<br>具体的には、次の条件に該当する場合である。<br>◎ 冬季：最低気温が沿岸部で $-4^{\circ}\text{C}$ 以下、または、内陸部で $-7^{\circ}\text{C}$ 以下になると予想される場合<br>◎ 夏期：日平均気温が平年より $4^{\circ}\text{C}$ 以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 |
| 警<br>報      | 大雨警報<br>【参考7】 | 大雨により重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予測される場合<br>特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表（雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合は発表を継続）<br>具体的には、次の条件に該当する場合である。<br>◎表面雨量指数基準：29、土壌雨量指数基準：156  |
|             | 洪水警報<br>【参考8】 | 河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想される場合（対象となる重大な洪水害として、河川の増水・氾濫、堤防の破損・決壊及びこれらによる重大な浸水害があげられる。）<br>具体的には、次の条件に該当する場合である。<br>◎ 流域雨量指数基準：多々良川流域=16、須恵川流域=16.3、南里水路流域=6.2<br>複合基準：多々良川流域=(14, 14.4)                                |
|             | 大雪警報          | 降雪や積雪による住家等の被害や交通傷害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合<br>具体的には、次の条件に該当する場合である。<br>◎ 12時間降雪の深さが10cm以上になると予想される場合   |
|             | 暴風警報          | 暴風等により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合<br>具体的には、次の条件に該当する場合である。<br>◎ 平均風速が陸上で $20\text{m/s}$ 以上になると予想される場合  |
|             | 暴風雪警報         | 雪を伴う強風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合<br>具体的には、次の条件に該当する場合である。<br>◎ 雪を伴い平均風速が陸上で $20\text{m/s}$ 以上になると予想される場合   |
|             | 高潮警報          | 台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合  |

注 発表基準欄に記載した数値（◎印）は、市町村ごとに過去の災害を網羅的に調査した上で、重大な災害の発生するおそれのある値を警報の基準に、災害の発生のおそれのある値を注意報の基準に設定したものである。（福岡管区気象台設定（令和3年6月8日現在））

【特別警報】

警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合、特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかける。

| 種類  | 発表基準  |               |
|-----|---|---------------|
| 大雨  | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 |               |
| 暴風  | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により   | 暴風が吹くと予想される場合 |
| 高波  |   | 高潮になると予想される場合 |
| 波浪  |   | 高波になると予想される場合 |
| 暴風雪 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合                                    |               |
| 大雪  | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合   |               |

注1 発表に当たっては、降水量、降雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算定した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断される。

2 大雨特別警報には、雨量を基準とするものと、台風等の強度を基準とするものの2種類があり、各々の具体的な指標は以下のとおり。（「気象等の特別警報の指標」より抜粋）

■雨量を基準とする大雨特別警報

以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ更に雨が降り続くと予想される場合

- ① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。
- ② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）。

■台風等の強度を基準とする大雨特別警報

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上。

【参考1】 県知事が氾濫危険水位到達情報の通知及び周知を行う河川

| 県土整備事務所名 | 河川名  | 区間           | 観測所  | 氾濫危険水位<br>(避難判断水位)     | 関係水防管理団体           |
|----------|------|--------------|------|------------------------|--------------------|
| 福岡       | 多々良川 | 県管理区間<br>全区間 | 雨水橋  | 3. 4 6 m<br>(2. 8 4 m) | 福岡市・粕屋町            |
|          |      |              | 金川橋  | 3. 7 2 m<br>(3. 0 9 m) | 福岡市・粕屋町・篠栗町        |
|          | 宇美川  | 県管理区間<br>全区間 | 片峰新橋 | 3. 5 0 m<br>(3. 1 0 m) | 福岡市・志免町・宇美町<br>粕屋町 |

「令和4年度福岡県水防計画書」より抜粋

【参考2】 水位状況の公表

水防法第12条2項の規定に基づき、氾濫注意水位を超えるとときに水位の状況の公表を行う量水標管理者については、以下のとおり。

また、水位の公表については、福岡県土木総合防災情報システムにより、携帯電話及びインターネットを利用して水位情報を提供することにより行う。

(携帯電話用アドレス) <http://www.mobile-doboku.pref.fukuoka.lg.jp/>

(インターネット用アドレス) <http://www.kasen.pref.fukuoka.lg.jp/bousai/>

| 県土整備事務所名 | 河川名  | 水位観測所 | 氾濫注意水位   | 量水標管理者 |
|----------|------|-------|----------|--------|
| 福岡       | 多々良川 | 雨水橋   | 2. 4 1 m | 福岡県    |
|          | 多々良川 | 金川橋   | 2. 5 7 m | 福岡県    |
|          | 宇美川  | 片峰新橋  | 2. 8 0 m | 福岡県    |

「令和4年度福岡県水防計画書」より抜粋

## 【参考3】水位観測所一覧

| No  | 水系   | 観測所名<br>(位置<br>(大字)) | 水位          |           |          |          |           |          |      | 水位計<br>種別 |
|-----|--|----------------------|-------------|-----------|----------|----------|-----------|----------|------|-----------|
|     |  |                      | 零点高<br>(TP) | 水防団<br>待機 | 氾濫<br>注意 | 避難<br>判断 | 氾濫<br>危険  | 既往最高水位   |      |           |
|     |  |                      |             |           |          |          |           | 年月日      | 水位   |           |
| 1-3 | 多々良川   | 金川橋<br>(篠栗)          | 40.92       | 1.47      | 2.57     | 3.09     | 3.72      | S28.6.28 | 3.8  | テレメーター    |
| 1-4 | 多々良川   | 雨水橋<br>(江辻)          | 2.63        | 2.02      | 2.41     | 2.84     | 3.46      | H13.6.19 | 3.65 | テレメーター    |
| 1-5 | 多々良川   | 上町下流<br>(篠栗)         | 39.74       | —         | —        | —        | —         | H21.7.24 | 3.32 | テレメーター    |
| 1-7 | 須恵川  | 扇橋<br>(仲原)           | 3.863       | —         | 1.5      | —        | 2.2<br>※1 | H11.6.29 | 3.5  | 量水標<br>※2 |
| 1-8 | 宇美川  | 片峰新橋<br>(志免)         | 8.41        | 2.0       | 2.8      | 3.1      | 3.5       | H15.7.19 | 5.36 | テレメーター    |
| 備考  | ※1 堤防天端から逸水・越水するとと思われる参考水位であり、水防法第13条の洪水特別水位ではない。<br>※2 危機管理型水位計設置（令和元年6月） |                      |             |           |          |          |           |          |      |           |

「令和4年度福岡県水防計画書」より抜粋

## 【参考4】雨量観測所一覧

| No  | 水系   | 観測所名          | 県土整備<br>事務<br>所名 | 種別           | 所在地                          | 最大雨量                   |          | 最大時間雨量   |          |          |
|-----|------|---------------|------------------|--------------|------------------------------|------------------------|----------|----------|----------|----------|
|     |      |               |                  |              |                              | mm                     | 年月日      | mm       | 年月日      |          |
| 1-1 | 多々良川 | 宇美町障子<br>岳浄水場 | 福岡               | テレメーター       | 宇美町障子岳水<br>源地                | 353.5                  | H21.7.24 | —        | —        |          |
| 1-2 | 多々良川 | 篠栗役場          |                  |              | 篠栗町大字篠栗<br>4855-5(篠栗町<br>役場) | 289.0                  | H21.7.24 | —        | —        |          |
| 1-3 | 多々良川 | 鳴淵ダム          |                  | 自記<br>テレメーター | 篠栗町大字篠栗<br>3172-92           | 302.0                  | H30.7.6  | 94.0     | H21.7.24 |          |
| 1-4 | 多々良川 | 雨水橋           |                  |              | 福岡(鳴<br>淵ダム)                 | 粕屋町大字江辻                | 217.0    | H30.7.6  | 68.0     | H21.7.24 |
| 1-5 | 多々良川 | 猪野ダム          |                  |              | 福岡(猪<br>野ダム)                 | 久山町大字猪野<br>145-32      | 234.0    | H21.7.24 | 74.0     | H21.7.24 |
| 1-6 | 多々良川 | 草場集会所         |                  | 福岡(砂<br>防課)  | テレメーター                       | 久山町大字山田<br>字石切 393-156 | 172.0    | H30.7.6  | —        | —        |
| 1-7 | 多々良川 | 篠栗米の山         |                  |              |                              | 篠栗町大字篠栗<br>2728-6      | 298.0    | H30.7.6  | —        | —        |

「令和4年度福岡県水防計画書」より抜粋

## 【参考5】大雨注意報基準

令和3年6月8日現在

| 市町村等をまと<br>めた地域 | 市町村等 | 表面雨量指数基準 | 土壌雨量指数基準 |
|-----------------|------|----------|----------|
| 福岡地方            | 粕屋町  | 17       | 109      |
|                 | 宇美町  | 17       | 105      |
|                 | 篠栗町  | 15       | 109      |
|                 | 志免町  | 17       | 109      |
|                 | 須恵町  | 17       | 109      |
|                 | 新宮町  | 18       | 104      |
|                 | 久山町  | 18       | 107      |

「気象庁ホームページ」より抜粋

【参考6】洪水注意報基準

令和3年6月8日現在

| 市町村等をまとめた地域 | 市町村等 | 流域雨量指数基準  | 複合基準                                |
|-------------|------|---|-------------------------------------|
| 福岡地方        | 粕屋町  | 多々良川流域=12.8<br>須恵川流域 =13<br>南里水路流域=4.9            | 多々良川流域=(14, 10.2)<br>須恵川流域 =(9, 13) |
|             | 宇美町  | 宇美川流域 =11.5<br>内野川流域 =6.8<br>井野川流域 =4.8           | —                                   |
|             | 篠栗町  | 多々良川流域=13.6<br>鳴淵川流域 =6.1                         | 多々良川流域=(9, 13.6)                    |
|             | 志免町  | 宇美川流域 =13   | 宇美川流域 =(14, 10.4)                   |
|             | 須恵町  | 須恵川流域 =10.2                                       | 須恵川流域 =(9, 10.2)                    |
|             | 新宮町  | 湊川流域 =8.9   | 湊川流域 =(6, 8.9)                      |
|             | 久山町  | 猪野川流域 =8.6<br>久原川流域 =9<br>小内川流域=5.6<br>新建川流域 =5.6 | 久原川流域 =(14, 7.2)<br>新建川流域 =(9, 13)  |

「気象庁ホームページ」より抜粋

【参考7】大雨警報基準

令和3年6月8日現在

| 市町村等をまとめた地域 | 市町村等 | 表面雨量指数基準 | 土壌雨量指数基準 |
|-------------|------|----------|----------|
| 福岡地方        | 粕屋町  | 2.9      | 1.5.6    |
|             | 宇美町  | 2.9      | 1.5.1    |
|             | 篠栗町  | 2.9      | 1.5.7    |
|             | 志免町  | 2.9      | 1.5.6    |
|             | 須恵町  | 2.9      | 1.5.6    |
|             | 新宮町  | 2.9      | 1.4.9    |
|             | 久山町  | 2.8      | 1.5.3    |

「気象庁ホームページ」より抜粋

【参考8】洪水警報基準

令和3年6月8日現在

| 市町村等をまとめた地域 | 市町村等 | 流域雨量指数基準  | 複合基準              |
|-------------|------|---|-------------------|
| 福岡地方        | 粕屋町  | 多々良川流域=16<br>須恵川流域 =16.3<br>南里水路流域= 6.2               | 多々良川流域=(14, 14.4) |
|             | 宇美町  | 宇美川流域 =14.4<br>内野川流域 =8.5<br>井野川流域 =6.1               | —                 |
|             | 篠栗町  | 多々良川流域=17<br>鳴淵川流域 =7.7                               | 多々良川流域=(14, 15.3) |
|             | 志免町  | 宇美川流域 =16.3   | 宇美川流域 =(14, 14.6) |
|             | 須恵町  | 須恵川流域 =12.8   | 須恵川流域 =(14, 11.5) |
|             | 新宮町  | 湊川流域 =11.2  | —                 |
|             | 久山町  | 猪野川流域 =10.8<br>久原川流域 =11.3<br>小内川流域=7.1<br>新建川流域 =7.1 | —                 |

「気象庁ホームページ」より抜粋

## 【資料 3-1 粕屋町防災会議条例】

## ○粕屋町防災会議条例

(昭和 37 年 12 月 28 日条例第 20 号)

改正 平成 12 年 3 月 31 日条例第 15 号  
 平成 24 年 3 月 26 日条例第 1 号  
 平成 25 年 6 月 24 日条例第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、粕屋町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 粕屋町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて粕屋町の地域に関わる防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を統括する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 福岡県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 福岡県警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内の職員又は特に必要と認めるもののうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関若しくは公共的団体の職員のうちから町長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、20 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、町村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第15号)抄  
(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月26日条例第1号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月24日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。



## 【資料3-2 粕屋町防災会議の構成】

| 職 名  |   |
|------|---|
| 1号委員 | 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者                  |
| 2号委員 | 福岡県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者                  |
| 3号委員 | 福岡県警察の警察官のうちから町長が任命する者                    |
| 4号委員 | 町長がその部内の職員又は特に必要と認めるものうちから指名する者           |
| 5号委員 | 教育長                                       |
| 6号委員 | 消防長及び消防団長                                 |
| 7号委員 | 指定公共機関又は指定地方公共機関若しくは公共的団体の職員のうちから町長が任命する者 |
| 8号委員 | 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者       |

【資料 3-3 粕屋町災害対策本部条例】

○粕屋町災害対策本部条例

(昭和 37 年 12 月 28 日条例第 21 号)

改正 平成 8 年 3 月 25 日条例第 4 号

平成 25 年 6 月 24 日条例第 20 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、粕屋町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 25 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 6 月 24 日条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 【資料 3-4 粕屋町災害弔慰金の支給等に関する条例】

## ○粕屋町災害弔慰金の支給等に関する条例

(昭和 58 年 3 月 19 日条例第 1 号)

改正 平成 3 年 11 月 26 日条例第 16 号

平成 23 年 12 月 16 日条例第 26 号

平成 31 年 3 月 29 日条例第 4 号

## 第 1 章 総則

## (目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

## 第 2 章 災害弔慰金の支給

## (災害弔慰金の支給)

第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

## (災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母

を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、これらの規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなけれ

ばならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内とし、規則で定めるものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。

## 第5章 補則

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、第9条、第10条及び第11条の規定は昭和58年1月1日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

2 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(昭和51年粕屋町条例第20号)は、

廃止する。

附 則(平成 3 年 11 月 26 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成 23 年 12 月 16 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日条例第 4 号)

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 【資料 3-5 粕屋町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則】

## ○粕屋町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(平成 10 年 6 月 22 日規則第 12 号)

改正 平成 31 年 3 月 29 日規則第 3 号

令和 2 年 11 月 30 日規則第 33 号

## 第 1 章 総則

## (目的)

第 1 条 この規則は、粕屋町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 58 年粕屋町条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 章 災害弔慰金の支給

## (支給の手続)

第 2 条 町長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

## (必要書類の提出)

第 3 条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

## 第 3 章 災害障害見舞金の支給

## (支給の手続)

第 4 条 町長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

## (必要書類の提出)

第 5 条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 町は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診書(様式第 1 号)を提出させるものとする。

## 第 4 章 災害援護資金の貸付け

## (借入れの申込)

第 6 条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した粕屋町災害援護資金借入申込書(様式第 2 号)を町長に提

出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(利率)

第7条 条例第14条における規則で定める利率は、年1パーセントとする。

(調査)

第8条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第9条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した粕屋町災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。)を、借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、粕屋町災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第10条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、粕屋町災害援護資金借用書(様式第5号。以下「借用書」という。)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第11条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第12条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第13条 繰上償還をしようとする者は、粕屋町災害援護資金繰上償還申出書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第14条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した粕屋町災害援護資金償還金支払猶予申請書(様



式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した粕屋町災害援護資金償還金支払猶予承認通知書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、粕屋町災害援護資金償還金支払猶予不承認通知書(様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第15条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した粕屋町災害援護資金違約金支払免除申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した粕屋町災害援護資金違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、粕屋町災害援護資金違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第16条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した粕屋町災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を、町長に提出しなければならない。

2 前項の粕屋町災害援護資金償還免除申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、粕屋町災害援護資金償還免除承認通知書(様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、粕屋町災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第15号)を、当該粕屋町災害援護資金償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第17条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第18条 借受人は、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、速やかに、その旨を町長に氏名等変更届(様式第16号)を提出しなければならない。

ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族が代わってその旨を届け出るものとする。

第19条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日規則第3号) この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年11月30日規則第33号) この規則は、公布の日から施行する。

(※様式1～16号は略)

【資料 3-6 災害弔慰金・災害障害見舞金一覧】

|         |        |      |   |
|---------|--------|------|---|
| 災害弔慰金   | 対象災害   | 自然災害 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 の市町村の区域内で住居が 5 世帯以上滅失した災害</li> <li>・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害</li> <li>・ 都道府県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村の数が 3 以上ある災害</li> <li>・ 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が 2 以上ある災害</li> </ul>             |
|         | 支給額    |      | ① 生活維持者が死亡した場合 500 万円<br>② その他の者が死亡した場合 250 万円  |
|         | 遺族の範囲  |      | 配偶者、子、父母、孫、祖父母、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は、生計を同じくしていた者に限る。）   |
| 災害障害見舞金 | 対象災害   | 自然災害 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 の市町村の区域内で住居が 5 世帯以上滅失した災害</li> <li>・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害</li> <li>・ 都道府県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村の数が 3 以上ある災害</li> <li>・ 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が 2 以上ある災害</li> </ul>             |
|         | 支給額    |      | ① 生活維持者の場合 250 万円<br>② その他の者の場合 125 万円  |
|         | 障がいの程度 |      | ① 両目が失明したもの<br>② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの<br>③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの<br>④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの<br>⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの<br>⑥ 両上肢の用を全廃したもの<br>⑦ 両下肢のひざ関節以上で失ったもの<br>⑧ 両下肢の用を全廃したもの<br>⑨ 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの |

【根拠法令】

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）

災害弔慰金の支給等に関する法律の施行令（昭和 48 年政令第 374 号）

粕屋町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 58 年条例第 1 号）

粕屋町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成 10 年規則第 12 号）

## 【資料 3-7 災害援護資金一覧】

|        |                                |  |                                    |               |
|--------|--------------------------------|--|------------------------------------|---------------|
| 災害援護資金 | 対象災害                           | 自然災害   | 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 |               |
|        | 貸付限度額                          | <p>1 世帯主の1カ月以上の負傷 150万円</p> <p>2 家財等の損害</p> <p>(1) 家財の1/3以上の損害 150万円</p> <p>(2) 住居の半壊 170万円</p> <p>(3) 住居の全壊 250万円</p> <p>(4) 住居の全体が滅失又は流出 350万円</p> <p>3 1と2が重複した場合</p> <p>(1) 1と2の(1)が重複した場合 250万円</p> <p>(2) 1と2の(2)が重複した場合 270万円</p> <p>(3) 1と2の(3)が重複した場合 350万円</p> <p>4 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</p> <p>(1) 2の(2)の場合 250万円</p> <p>(2) 2の(3)の場合 350万円</p> <p>(3) 3の(2)の場合 350万円</p> |                                    |               |
| 貸付条件   | 貸付条件                           | 所得制限   | 世帯人員                               | 市町村税における総所得金額 |
|        |                                |  | 1人                                 | 220万円         |
|        |                                |  | 2人                                 | 430万円         |
|        |                                |  | 3人                                 | 620万円         |
|        |                                |  | 4人                                 | 730万円         |
|        | 5人以上                           | 1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。   |                                    |               |
|        | 利率                             | 年1%（据置期間は無利子）  |                                    |               |
|        | 据置期間                           | 3年（特別の事情がある場合は5年）  |                                    |               |
|        | 償還期限                           | 10年（据置期間含む）  |                                    |               |
|        | 償還方法                           | 年賦、半年賦又は月賦   |                                    |               |
| 根拠法令   | 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）   |  |                                    |               |
| 財源     | 国：2/3 県：1/3 の割合で市町村へ無利子で貸し付ける。 |  |                                    |               |

## 【根拠法令】

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）

災害弔慰金の支給等に関する法律の施行令（昭和48年政令第374号）

粕屋町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和58年条例第1号）

粕屋町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成10年規則第12号）

【資料3-8 住宅復興資金一覧】

|                  |   |   |           |            |                 |         |         |              |         |            |         |                  |  |         |
|------------------|---|---|-----------|------------|-----------------|---------|---------|--------------|---------|------------|---------|------------------|--|---------|
| 建設・購入            | 融資条件  | <p>*自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の交付を受けた方<br/>                 ※住宅が「大規模半壊」「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている方は、当該「罹災証明書」（写し）の提出に加え、被災住宅の修理が不能又は困難である旨を借入申込書に記入し、申し込むことができる。（「準半壊」「一部破損」は対象にならない。）<br/>                 *年収に占める全ての借り入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次表の基準を満たしている方</p> <table border="1"> <tr> <td>年収</td> <td>400万円未満</td> <td>400万円以上</td> </tr> <tr> <td>総返済負担率基準</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table> |           |            | 年収              | 400万円未満 | 400万円以上 | 総返済負担率基準     | 30%以下   | 35%以下      |         |                  |  |         |
|                  | 年収  | 400万円未満   | 400万円以上   |            |                 |         |         |              |         |            |         |                  |  |         |
|                  | 総返済負担率基準  | 30%以下   | 35%以下     |            |                 |         |         |              |         |            |         |                  |  |         |
|                  | 限度額   | 建設  | 土地を取得する場合 | 土地を取得しない場合 | 被災親族同居の場合       |         |         |              |         |            |         |                  |  |         |
| 購入               | 3,700万円   |   | 2,700万円   | 640万円加算    |                 |         |         |              |         |            |         |                  |  |         |
| 融資金利（全機関固定金利）    | <p>*加入する団体信用生命保険の種類等に応じて融資金利が異なる。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">団体信用生命保険に加入する場合</td> <td>新機構団信</td> <td>年 0.85%</td> </tr> <tr> <td>新機構団信（デュエット）</td> <td>年 1.03%</td> </tr> <tr> <td>新3大疾病付機構団信</td> <td>年 1.09%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">団体信用生命保険に加入しない場合</td> <td>年 0.65%</td> </tr> </table> |   |           |            | 団体信用生命保険に加入する場合 | 新機構団信   | 年 0.85% | 新機構団信（デュエット） | 年 1.03% | 新3大疾病付機構団信 | 年 1.09% | 団体信用生命保険に加入しない場合 |  | 年 0.65% |
| 団体信用生命保険に加入する場合  | 新機構団信   | 年 0.85%   |           |            |                 |         |         |              |         |            |         |                  |  |         |
|                  | 新機構団信（デュエット）  | 年 1.03%   |           |            |                 |         |         |              |         |            |         |                  |  |         |
|                  | 新3大疾病付機構団信  | 年 1.09%   |           |            |                 |         |         |              |         |            |         |                  |  |         |
| 団体信用生命保険に加入しない場合 |   | 年 0.65%   |           |            |                 |         |         |              |         |            |         |                  |  |         |
| 返済期間             | 35年又は年齢に応じた最長返済期間のいずれか短い年数以内で選定   |   |           |            |                 |         |         |              |         |            |         |                  |  |         |
| 補修               | 融資条件  | <p>*自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」の交付を受けた方（「一部損壊」も対象になる。）<br/>                 *年収に占める全ての借り入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次表の基準を満たしている方</p> <table border="1"> <tr> <td>年収</td> <td>400万円未満</td> <td>400万円以上</td> </tr> <tr> <td>総返済負担率基準</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table>  |           |            | 年収              | 400万円未満 | 400万円以上 | 総返済負担率基準     | 30%以下   | 35%以下      |         |                  |  |         |
|                  | 年収  | 400万円未満   | 400万円以上   |            |                 |         |         |              |         |            |         |                  |  |         |
|                  | 総返済負担率基準  | 30%以下   | 35%以下     |            |                 |         |         |              |         |            |         |                  |  |         |
|                  | 限度額   | 1,200万円   |           |            |                 |         |         |              |         |            |         |                  |  |         |
| 融資金利             | 建設・購入に同じ。   |   |           |            |                 |         |         |              |         |            |         |                  |  |         |
| 返済期間             | 20年又は年齢に応じた最長返済期間のいずれか短い年数以内で選定   |   |           |            |                 |         |         |              |         |            |         |                  |  |         |

住宅金融支援機構（一般災害共通）（令和3年12月）より作表

【注意事項】

\*申し込みの条件を満たしている場合であっても、審査の結果、ローンの延滞履歴に懸念がある方については、融資を断ったり、希望融資額を減額する場合がある。

【問合せ・申込関係書類の請求先】

住宅金融支援機構 お客様コールセンター  
 災害専用ダイヤル 0120-086-353  
 受付時間 9時～17時（祝日・年末年始は休業）

HP <http://www.jhf.go.jp/customer/yushi/tetsuduki/haifu.html>

## 【資料3-9 生活福祉資金貸付条件等一覧】

| 資金の種類    |                 |   | 貸付条件   |  |                      |  |                                    |
|----------|-----------------|---|--|--|----------------------|--|------------------------------------|
|          |                 |   | 貸付限度額  | 据置期間   | 償還期間                 | 貸付<br>利率                                   | 連帯保証人                              |
| 総合支援資金   | 生活支援費           | 生活再建までの間に必要な生活費用  | (二人以上)<br>月20万円以内<br>(単身)<br>月15万円以内<br>・貸付期間<br>12月以内                   | 最終貸付日<br>から<br>6月以内  | 据置期間<br>経過後<br>10年以内 | 保証人<br>あり<br>無利子<br><br>保証人<br>なし<br>年1.5% | 原則必要<br><br>ただし、保証<br>人なしでも<br>貸付可 |
|          | 住宅<br>入居費       | 敷金、礼金等の賃貸契約を結ぶ<br>ために必要な費用  | 40万円以内   | 貸付けの日<br>(生活支援<br>費とあわせ<br>て貸し付け<br>ている場合<br>は、(生活支<br>援費の最終<br>貸付日)から<br>6月以内 |                      |  |                                    |
|          | 一時生<br>活再建<br>費 | ・生活を再建するために一時的<br>に必要かつ日常生活費で賄う<br>ことが困難である費用<br>・就職・転職を前提とした技能<br>習得に要する経費等  | 60万円以内   |  |                      |  |                                    |
| 福祉<br>資金 | 福祉費             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生業を営むために必要な経費</li> <li>・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費</li> <li>・福祉用具等の購入に必要な経費</li> <li>・障がい者用の自動車の購入に必要な経費</li> <li>・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費</li> <li>・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・災害を受けたことにより臨時に必要となる経費</li> <li>・冠婚葬祭に必要な経費</li> <li>・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費</li> <li>・就職、技能習得等の支度に必要な経費</li> <li>・その他日常生活上一時的に必要な経費</li> </ul> | 580万円以内<br><br>※資金の用途に<br>応じて上限目<br>安額を設定                                | 貸付けの日<br>(分割によ<br>る交付の場<br>合には最終<br>貸付日)から<br>6月以内                             | 据置期間<br>経過後<br>20年以内 | 保証人<br>あり<br>無利子<br><br>保証人<br>なし<br>年1.5% | 原則必要<br><br>ただし、保証<br>人なしでも<br>貸付可 |
|          | 緊急小<br>口資金      | 緊急かつ一時的に生計の維持<br>が困難になった場合に貸し付<br>ける小額の費用   | 10万円以内   | 貸付けの日<br>から<br>2月以内  | 据置期間<br>経過後<br>12月以内 | 無利子  | 不要                                 |
| 教育支援資金   | 教育<br>支援費       | 低所得世帯に属する者が高等<br>学校・大学又は高等専門学校に<br>就学するのに必要な経費  | (高校)<br>月3.5万円以内<br>(高専)<br>月6万円以内<br>(短大)<br>月6万円以内<br>(大学)<br>月6.5万円以内 | 卒業後<br>6月以内  | 据置期間<br>経過後<br>20年以内 | 無利子  | 原則不要<br>※世内で<br>連帯借受<br>人が必要       |
|          | 就学<br>支度費       | 低所得世帯に属する者が高等<br>学校・大学又は高等専門学校へ<br>の入学に際し必要な経費  | 50万円以内   |  |                      |  |                                    |

| 資金の種類              |                       |  | 貸付条件  |               |             |                             |                    |
|--------------------|-----------------------|--|---|---------------|-------------|-----------------------------|--------------------|
|                    |                       |  | 貸付限度額   | 据置期間          | 償還期間        | 貸付<br>利子                    | 連帯保証人              |
| 不動産<br>担保型<br>生活資金 | 不動産<br>担保型<br>生活資金    | 低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地評価額の70%程度</li> <li>・月30万円以内</li> <li>・貸付期間<br/>借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間</li> </ul>                        | 契約終了後<br>3月以内 | 据置期間<br>終了時 | 年3%<br>又は長期プライムレートのいずれか低い利率 | 必要<br>※推定相続人の中から選任 |
|                    | 要保護<br>世帯向け不動産担保型生活資金 | 要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住用不動産の評価額の70%程度（集合住宅の場合は50%）</li> <li>・生活扶助費の1.5倍以内</li> <li>・貸付期間<br/>借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間</li> </ul> |               |             |                             | 不要                 |

福岡県社会福祉協議会「生活福祉資金貸付条件等一覧」引用編集

(注) 総合支援資金及び緊急小口資金については、すでに就職が内定している場合等を除いて生活困窮者自立制度における自立相談支援事業の利用が貸付の要件となる。

※ 貸付に当たっては、福岡県社会福祉協議会に定める審査基準により、審査・決定される。

【申込・相談】

粕屋町社会福祉協議会 電話番号 092-938-6844

## 【資料3-10 母子・父子及び寡婦福祉資金貸付一覧】（令和3年4月1日現在）

| 資金種別 | 貸付対象     | 貸付限度額   | 貸付期間            |                                   | 据置期間                    | 償還期限                        | 利率  | 備考  |
|------|----------|---|-----------------|-----------------------------------|-------------------------|-----------------------------|---|---|
| 事業開始 | 母父寡婦     | 303万円以内<br>団体456万円                                      |                 |                                   | 貸付の日から<br>1年間           | 7年以内                        | 無利子<br>(年1.0%)  | 事業をするのに必要な設備、付器、機械の購入資金   |
| 事業継続 | 母父寡婦     | 152万円以内<br>団体152万円                                      |                 |                                   | 貸付の日から<br>6ヶ月間          |                             |   | 現在営んでいる事業を継続するのに必要な資金   |
| 住宅   | 母父寡婦     | 150万円以内<br>(特別200万円以内)                                  |                 |                                   | 貸付の日から<br>6ヶ月間          |                             |   | 6年以内<br>(特別7年以内)  |
| 就職支度 | 母父児童寡婦   | 100,000円以内<br>(自動車購入は33万円以内)                            |                 |                                   | 貸付の日から<br>1年間           | 6年以内                        | 無利子<br>(子以外が借受人になる場合で保証人なしは年1.0%)                                     | 就職する際に必要な被服・履物等の購入資金  |
| 技能習得 | 母父寡婦     | 月68,000円以内<br>(自動車運転免許は1回46万円以内)                        | 技能習得期間中<br>5年以内 |                                   | 技能習得後<br>1年間            | 20年以内                       | 無利子<br>(年1.0%)  | 事業を開始又は就職するために必要な知識・技能を習得するのに必要な資金等                               |
| 生活   | 母父寡婦     | 月141,000円以内<br>(生計中心者でない者70,000円以内)                     | 技能習得期間中         | 習得期間中5年以内                         | 技能習得後<br>6ヶ月間           | 20年以内                       | 無利子<br>(年1.0%)  | 技能、資格習得に専念している期間の生活を維持するために必要な資金                                  |
|      |          | 月105,000円以内<br>(生計中心者でない者70,000円以内)                     | 医療介護を受ける期間      | 医療又は介護を受ける期間中1年以内                 | 医療又は介護を受ける期間満了後<br>6ヶ月間 | 5年以内                        |   | 医療、介護を受けることに専念している期間の生活を維持するために必要な資金                              |
|      |          |   | 失業貸付            | 離職の日の翌日から1年以内                     | 貸付期間満了後<br>6ヶ月間         | 5年以内                        |   | 離職し、就労意思及び能力を有するにも関わらず職業に就くことができない状況にある場合の職業に就くまでの期間を維持するために必要な資金 |
|      |          |   | 生活安定貸付          | 原則3ヶ月以内<br>〔養育費貸付〕<br>生活安定貸付の一括貸付 | 貸付期間満了後<br>6ヶ月間         | 8年以内                        | 母子・父子家庭の母・父になって7年未満の者の生活安定のために必要な資金〔一括貸付〕<br>養育費の取得に係る裁判等をするのに際し必要な資金 |   |
| 転宅   | 母父寡婦     | 260,000円以内  |                 |                                   | 貸付の日から<br>6ヶ月間          | 3年以内                        | 無利子<br>(年1.0%)  | 住居を移転するに際し必要な資金   |
| 修学   | 母・父・寡婦の子 | 高校月34,500円以内<br>私立52,500円以内                             | 修学期間中           |                                   | 当該学校卒業後<br>6ヶ月間         | 20年以内<br>専修学校(一般課程)<br>5年以内 | 無利子   | 高校、高等専門学校、短大、大学又は専修学校に修学させるために必要な資金                               |
|      |          | 大学月108,500円以内<br>私立146,000円以内                           |                 |                                   |                         |                             |   |   |
|      |          | 専修月78,000円以内<br>私立126,500円以内                            |                 |                                   |                         |                             |   |   |
| 修業   | 母・父・寡婦の子 | 月68,000円以内<br>(自動車運転免許(児童が高校3年生在学時、就職希望の場合のみ)は1回46万円以内) | 修業期間中<br>5年以内   |                                   | 技能習得後<br>1年間            | 20年以内                       |   | 事業を開始又は就職するために必要な知識・技能を習得するのに必要な資金                                |

| 資金種別 | 貸付対象     | 貸付限度額  |         | 貸付期間    |                            | 据置期間                       | 償還期限        | 利率                | 備考  |   |
|------|----------|--|---------|---------|----------------------------|----------------------------|-------------|-------------------|---|---|
| 就学支度 | 母・父・寡婦の子 | 区分   | 小学      | 中学      | 高校                         | 大学                         | 当該学校卒業後6ヶ月間 | 20年以内<br>(修業5年以内) | 無利子   | 小学、中学、高校、高専、短大、大学、専修学校又は修業施設へ入学、入所させるに際し必要な資金 |
|      |          | 自宅   | 64,300円 | 81,000円 | 150,000円<br>私学<br>410,000円 | 410,000円<br>私学<br>580,000円 |             |                   |   |   |
|      |          | 自宅外  |         |         | 160,000円<br>私学<br>420,000円 | 420,000円<br>私学<br>590,000円 |             |                   |   |   |
| 医療介護 | 母父児童寡婦   | 340,000円以内<br>(特に経済的困難な事情にある者48万円以内)<br>(介護に係る貸付は50万円以内) |         |         |                            | 医療(介護)を受ける期間終了後6ヶ月間        | 5年以内        | 無利子<br>(年1.0%)    | 医療を受けるのに必要な資金<br>介護保険法に規定する保険給付に係るサービスを受けるのに必要な資金<br>(医療、介護を受ける期間が概ね1年以内の場合に限る) |   |
| 結婚   | 母父寡婦の子   | 30万円以内   |         |         |                            | 貸付の日から6カ月                  | 5年以内        |                   | 子の結婚に際し必要な資金  |   |

※ 申請者(借受人)の償還の意思や償還能力を確認したうえで、貸付が可能かどうか決定される。また、連帯保証人が必要となる場合がある。(保証人を立てない場合、上表括弧内の利息を加算)

※ 修学資金、就学支度資金、就職支度資金(配偶者のない者が扶養している子に係るもの)、修業資金については、児童が借受人となることできる。その際は、連帯保証人が必要となる。



## 【資料3-11 天災資金】

(平成30年9月19日時点)

暴風雨、豪雨等の天災により農作物に著しい被害を生じ、国民経済に及ぼす影響が大きいと認められた場合に、その天災及び融資に必要な事項を定めた政令を制定することにより法律が発動（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）された場合に利用できる資金をいう。

| 区 分   | 内 容   |   |       |      |   |      |                             |      |                           |  |      |      |                               |      |              |
|-------|---|---|-------|------|---|------|-----------------------------|------|---------------------------|--|------|------|-------------------------------|------|--------------|
| 資金の目的 | 天災により損失を受けた農業者に対し、農業の経営等に必要な資金の融通を行い、その経営の安定を図る。  |   |       |      |   |      |                             |      |                           |  |      |      |                               |      |              |
| 貸付対象者 | 1 次に掲げる基準に該当すると市町村長の認定を受けた農業者（〔 〕内は特別被害農業者）<br>減収量30%以上、かつ損失額10〔50〕%以上<br>（樹体被害の場合：樹体損失額30〔50〕%以上）<br><br>2 天災により被害を受けた農協及び農協連合会  |   |       |      |   |      |                             |      |                           |  |      |      |                               |      |              |
| 資金使途  | 1 経営資金<br>種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（12万円以下）、家畜、家きん等の取得に必要な資金、<br>その他農業経営に必要な資金<br>※農地や固定施設の復旧や生活費は対象外<br><br>2 事業資金<br>農協等が天災により被害を受けた肥料や農薬等の在庫品等の補填に必要な資金  |   |       |      |   |      |                             |      |                           |  |      |      |                               |      |              |
| 貸付条件  | <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">貸付限度額</td> <td>経営資金</td> <td>個人 200万円<br/>法人 2,000万円<br/>(ただし、果樹と家畜・家きんの購入の場合、個人500万円、法人2,500万円)</td> </tr> <tr> <td>事業資金</td> <td>農協 2,500万円<br/>農協連合会 5,000万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td colspan="2">3～6.5% ※被害の程度により貸付利率は異なる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">償還期間</td> <td>経営資金</td> <td>3～6年以内（据置期間なし） ※被害の程度などにより異なる</td> </tr> <tr> <td>事業資金</td> <td>3年以内（据置期間なし）</td> </tr> </tbody> </table> |   | 貸付限度額 | 経営資金 | 個人 200万円<br>法人 2,000万円<br>(ただし、果樹と家畜・家きんの購入の場合、個人500万円、法人2,500万円) | 事業資金 | 農協 2,500万円<br>農協連合会 5,000万円 | 貸付利率 | 3～6.5% ※被害の程度により貸付利率は異なる。 |  | 償還期間 | 経営資金 | 3～6年以内（据置期間なし） ※被害の程度などにより異なる | 事業資金 | 3年以内（据置期間なし） |
| 貸付限度額 | 経営資金  | 個人 200万円<br>法人 2,000万円<br>(ただし、果樹と家畜・家きんの購入の場合、個人500万円、法人2,500万円) |       |      |   |      |                             |      |                           |  |      |      |                               |      |              |
|       | 事業資金  | 農協 2,500万円<br>農協連合会 5,000万円                                       |       |      |   |      |                             |      |                           |  |      |      |                               |      |              |
| 貸付利率  | 3～6.5% ※被害の程度により貸付利率は異なる。   |   |       |      |   |      |                             |      |                           |  |      |      |                               |      |              |
| 償還期間  | 経営資金  | 3～6年以内（据置期間なし） ※被害の程度などにより異なる                                     |       |      |   |      |                             |      |                           |  |      |      |                               |      |              |
|       | 事業資金  | 3年以内（据置期間なし）  |       |      |   |      |                             |      |                           |  |      |      |                               |      |              |
| 手続き   | 市町村の被害認定を受けた後、借用申込者を融資期間に提出   |   |       |      |   |      |                             |      |                           |  |      |      |                               |      |              |
| 債権の保全 | 物的担保、保証人  |   |       |      |   |      |                             |      |                           |  |      |      |                               |      |              |
| 備 考   | 激甚災害として指定された場合、以下の特例を適用（激甚災害法第8条）<br>① 貸付限度額の引上げ：200万円 → 250万円<br>② 貸付期間の延長：3～6年 → 4～7年<br>激甚災害の指定に当たっては、中央防災会議が定めている「激甚災害指定基準」（資料3-13）を満たす場合に政令指定  |   |       |      |   |      |                             |      |                           |  |      |      |                               |      |              |

福岡県HP・内閣府HPから引用編集

【資料 3-12 被災者支援関連制度】

災害による被災者に対する各種の支援について、福岡県及び粕屋町等で実施する主なものは次の通りである。対象となる期間や申請手続きなどの詳細は、各機関（窓口）において対応を行う。

（制度の概要は、福岡県「被災者支援関連制度」（令和元年 10 月 3 日時点）及び内閣府「被災者支援に関する各種制度の概要（同 2 年 11 月 1 日）」から抜粋・編集）

1 住宅を被災された場合の支援

| 制度名              | 救済制度の内容  | 窓 口        | 備考                           |       |       |       |        |    |        |            |       |       |        |    |       |            |       |           |                   |
|------------------|--|------------|------------------------------|-------|-------|-------|--------|----|--------|------------|-------|-------|--------|----|-------|------------|-------|-----------|-------------------|
| 被災者生活再建支援金の支給    | <p>(1) 概要<br/>自然災害により住宅に著しい被害を受けた方の生活の再建のため、支援金を支給するものです</p> <p>(2) 対象災害<br/>災害救助法が適用された市町村の区域に係る自然災害、10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害、100 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害等</p> <p>(3) 対象世帯の要件<br/>全壊、半壊等による解体、居住不能による長期避難、中規模半壊、大規模半壊</p> <p>(4) 支給額（単身世帯は以下の額の 3/4）</p> <p>①基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給）</p> <table border="0"> <tr> <td>全壊、解体、長期避難</td> <td>100 万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50 万円</td> </tr> </table> <p>②加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全壊、解体、長期避難、大規模半壊 <table border="0"> <tr> <td>建設・購入</td> <td>200 万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100 万円</td> </tr> <tr> <td>賃借（公営住宅以外）</td> <td>50 万円</td> </tr> </table> </li> <li>・中大規模半壊 <table border="0"> <tr> <td>建設・購入</td> <td>100 万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50 万円</td> </tr> <tr> <td>賃借（公営住宅以外）</td> <td>25 万円</td> </tr> </table> </li> </ul> | 全壊、解体、長期避難 | 100 万円                       | 大規模半壊 | 50 万円 | 建設・購入 | 200 万円 | 補修 | 100 万円 | 賃借（公営住宅以外） | 50 万円 | 建設・購入 | 100 万円 | 補修 | 50 万円 | 賃借（公営住宅以外） | 25 万円 | ●粕屋町介護福祉課 | 被災者生活再建支援法適用市町村のみ |
| 全壊、解体、長期避難       | 100 万円   |            |                              |       |       |       |        |    |        |            |       |       |        |    |       |            |       |           |                   |
| 大規模半壊            | 50 万円  |            |                              |       |       |       |        |    |        |            |       |       |        |    |       |            |       |           |                   |
| 建設・購入            | 200 万円   |            |                              |       |       |       |        |    |        |            |       |       |        |    |       |            |       |           |                   |
| 補修               | 100 万円   |            |                              |       |       |       |        |    |        |            |       |       |        |    |       |            |       |           |                   |
| 賃借（公営住宅以外）       | 50 万円  |            |                              |       |       |       |        |    |        |            |       |       |        |    |       |            |       |           |                   |
| 建設・購入            | 100 万円   |            |                              |       |       |       |        |    |        |            |       |       |        |    |       |            |       |           |                   |
| 補修               | 50 万円  |            |                              |       |       |       |        |    |        |            |       |       |        |    |       |            |       |           |                   |
| 賃借（公営住宅以外）       | 25 万円  |            |                              |       |       |       |        |    |        |            |       |       |        |    |       |            |       |           |                   |
| 福岡県被災者生活再建支援金の支給 | <p>(1) 概要<br/>県内で被災者生活再建支援法が適用された災害で、法が適用されない市町村に居住する方が、法の支援対象となる住家被害を受けている場合、法と同様の支援を県で行うものです。</p> <p>(2) 対象災害<br/>県内で被災者生活再建支援法が適用された災害</p> <p>(3) 対象世帯の要件<br/>法に基づく被災者生活再建支援金と同じ</p> <p>(4) 支給額<br/>法に基づく被災者生活再建支援金と同じ</p>  | ●粕屋町介護福祉課  | 被災者生活再建支援法が適用されていない市町村の被害を対象 |       |       |       |        |    |        |            |       |       |        |    |       |            |       |           |                   |
| 福岡県被災者住宅再建支援金の支給 | <p>(1) 概要<br/>自然災害により、住宅に著しい災害を受けた方が、住宅を再建するために新たに融資を受けた場合、融資に係る利子担当額を助成するものです。</p> <p>(2) 対象災害<br/>県内で被災者生活再建支援法が適用された災害</p> <p>(3) 対象世帯の要件<br/>全壊、半壊等による解体、居住不能による長期避難、大規模半壊、中規模半壊の世帯で、新たに融資を受けて、県内で住宅を建設、購入又は改修した世帯</p> <p>(4) 支給額<br/>借入時の災害復興住宅融資（住宅金融支援機構）の利子と、実際に借入した金融機関の利率による利子担当額を比較し、低い方について 100 万円を上限に助成。</p>  | ●粕屋町介護福祉課  |                              |       |       |       |        |    |        |            |       |       |        |    |       |            |       |           |                   |

|                |  |                  |   |
|----------------|--|------------------|---|
| 災害援護資金の貸付      | <p>(1) 概要<br/>自然災害により被災された世帯主の方に対して福祉及び生活の建て直しに資するため、資金を貸し付けるものです。</p> <p>(2) 対象災害<br/>県内で災害救助法が適用された場合</p> <p>(3) 対象者の要件<br/>世帯主の1ヶ月以上の負傷、家財の1/3以上の損害、住居の半壊・全壊等（所得制限あり）</p> <p>(4) 貸付限度額 最高 350万円</p> <p>(5) 利率 年3%以内で市町村条例で定める率</p>  | ●粕屋町介護福祉課        |   |
| 福岡県災害見舞金等の支給   | <p>(1) 概要<br/>災害により被災された方に対し、災害弔慰金及び災害見舞金を支給するものです。</p> <p>(2) 対象災害<br/>県内において災害救助法が適用された市町村がある場合や、死者及び行方不明者が5人以上の災害の場合等</p> <p>(3) 支給額<br/>死亡又は行方不明の場合 20万円、重傷の場合 10万円上限、住宅の全壊・全焼・流失の場合 10万円（単身世帯は半額）、半壊・半焼の場合 5万円（単身世帯は半額）、床上浸水の場合 3万円（単身世帯は半額）等</p>   | ●粕屋町介護福祉課        |   |
| 災害復興住宅資金の貸付    | <p>(1) 概要<br/>住宅金融支援機構による災害復興住宅融資災害により住宅が被災された方に対する融資（災害発生から2年以内）</p> <p>(例)</p> <p>①住宅を建設する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資の上限<br/>土地を取得する場合 3,700万円<br/>土地を取得しない場合 2,700万円<br/>(親族が同居の場合 640万円加算あり)</li> <li>・ 適用金利（全期間固定金利）<br/>年0.65%～1.09%（令和3年12月1日現在）<br/>*加入の団体信用保険の種類等により異なる。</li> </ul> <p>②住宅を購入する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資の上限<br/>3,700万円<br/>(親族が同居の場合 640万円加算あり)</li> <li>・ 適用金利（全期間固定金利）<br/>①に同じ</li> </ul> <p>③住宅の補修をする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資の上限<br/>740万円</li> <li>・ 適用金利（全期間固定金利）<br/>①に同じ</li> </ul> <p>(2) お問合せ先<br/>住宅金融支援機構被災者専用ダイヤル<br/>(0120-086-353) まで</p> | ●福岡県住宅金融支援機構     | <p>・自然災害により住宅に被害が生じた方については、自然災害の規模に関わらず融資の対象となります。なお、市町村発行の「罹災証明」が必要です。</p> |
| 仮設建築物に対する制限の緩和 | 被災区域等における建築物の応急修繕工事等を行うもの又は応急仮設建築物の建築で被災日から1ヶ月以内に工事着手するものについての法定基準や建築確認等の制限の緩和   | ●福岡県国土整備事務所建築指導課 |   |

|                          |   |  |  |
|--------------------------|---|--|--|
| <p>建築確認申請手数料等の減免</p>     | <p>災害により被災した住宅に対する手数料の免除<br/>                 災害により自ら居住する住宅が、滅失、又は破損したことを理由に、建築又は大規模な修繕等を行う場合には、一の建築物にかぎり、建築物の建築確認申請、完了検査申請、中間検査申請の手数を福岡県建築都市関係手数料条例第4条に基づき、次のとおり免除します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生日から6月以内に工事着手を行う場合「全額」免除</li> <li>・災害発生日から6月を越えて工事着手を行う場合「1/2」免除</li> </ul> <p>(例) 災害発生から6月以内に小路着手を行う場合<br/>                 150 m<sup>2</sup>の木造住宅建替の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確認申請手数料 28,000 円 免除</li> <li>・中間検査申請手数料 23,000 円 免除</li> <li>・完了検査申請手数料 22,000 円 免除</li> <li>合計 73,000 円 0 円</li> </ul> | <p>●福岡県土整備事務所建築指導課</p>                     |  |
| <p>応急仮設住宅の供与</p>         | <p>住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がなく、自らの資力では住家を得ることができない等の事情がある方に対して供与するものです。</p>   | <p>●粕屋町都市計画課</p>                           |  |
| <p>県営住宅への特定入居</p>        | <p>災害によって住宅を滅失した方に対する公募によらない入居措置です。<br/>                 公営住宅に入居できる資格が必要です。</p>   | <p>●福岡県県営住宅課管理係<br/>(092-643-3739)</p>     |  |
| <p>県営住宅の一時使用</p>         | <p>災害によって住宅に居住できない状態にある方が、緊急避難先として一時的に県営住宅を使用できる制度です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用期間 原則1ヶ月</li> <li>・住宅使用料 免除</li> </ul>  | <p>●福岡県県営住宅課管理係<br/>(092-643-3739)</p>     |  |
| <p>福岡県住宅供給公社賃貸住宅への入居</p> | <p>大規模災害により仮移転先住宅を必要とされる方に対する入居措置です。<br/>                 &lt;提供する住宅&gt;<br/>                 公社ホームページに掲載している募集中住宅より公社が選定します。<br/>                 &lt;家賃、受入期間等&gt;<br/>                 大規模災害時に福岡県が定める「災害対応方針」に準じて決定します。</p>   | <p>●福岡県住宅供給公社賃貸管理理事<br/>(092-781-8012)</p> |  |

2 災害により家族が死亡又は負傷した場合の支援

| 制度名             | 救済制度の内容   | 窓口               | 備考 |
|-----------------|---|------------------|----|
| <p>災害弔慰金の支給</p> | <p>自然災害により死亡された方の遺族に対して支給</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 対象災害<br/>                     都道府県内において災害救助法が適用された市町村がある場合や、1つの市町村で住居が5世帯以上滅失した場合等</li> <li>(2) 受給遺族<br/>                     配偶者、子、父母、孫、祖父母、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹(死亡した者の死亡した当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る)</li> <li>(3) 支給限度額<br/>                     生計維持者が死亡した場合500万円、その他の者が死亡した場合250万円</li> </ol> | <p>●粕屋町介護福祉課</p> |    |

|              |   |               |  |
|--------------|---|---------------|--|
| 災害障害見舞金の支給   | <p>自然災害により重度の障がいを受けた方に対して支給</p> <p>(1) 対象災害<br/>都道府県内において災害救助法が適用された市町村がある場合や、1つの市町村で住居が5世帯以上滅失した場合等</p> <p>(2) 受給者<br/>重度の障がい（両目失明、要常時介護、両上肢関節以上切断等）を受けた者</p> <p>(3) 支給限度額<br/>生計維持者の場合 250 万円、その他の者の場合 125 万円</p>   | ●粕屋町介護福祉課     |  |
| 災害援護資金の貸付    | <p>(1) 概要<br/>自然災害により被災された世帯主の方に対して福祉及び生活の建て直しに資するため、資金を貸し付けるものです。</p> <p>(2) 対象災害<br/>県内において災害救助法が適用された市町村がある場合</p> <p>(3) 対象者の要件<br/>世帯主の1ヶ月以上の負傷、家財の1/3以上の損害、住居の半壊・全壊等（所得制限あり）</p> <p>(4) 貸付限度額<br/>最高 350 万円</p> <p>(5) 利率<br/>年3%以内で市町村条例で定める率</p>   | ●粕屋町介護福祉課     |  |
| 福岡県災害見舞金等の支給 | <p>(1) 概要<br/>災害により被災された方に対し、災害弔慰金及び災害見舞金を支給するものです。</p> <p>(2) 対象災害<br/>県内において災害救助法が適用された市町村がある場合や、死者及び行方不明者が5人以上の災害の場合等</p> <p>(3) 受給者<br/>災害弔慰金については死者又は行方不明者の遺族、災害見舞金については1ヶ月以上の重傷者</p> <p>(4) 支給額<br/>死亡又は行方不明の場合 20 万円、重傷の場合 10 万円上限、住宅の全壊・全焼・流失の場合 10 万円（単身世帯は半額）、半壊・半焼の場合 5 万円（単身世帯は半額）、床上浸水の場合 3 万円（単身世帯は半額）等</p> | ●粕屋町協働のまちづくり課 |  |

### 3 生活立て直しの場合の資金支援

| 制度名        | 救済制度の内容  | 窓口        | 備考 |
|------------|--|-----------|----|
| 生活福祉資金貸付制度 | <p>福祉資金</p> <p>(1) 緊急小口資金<br/>災害によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯に対し小口資金の貸付を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象世帯 低所得世帯等</li> <li>・ 貸付限度額 10 万円</li> <li>・ 償還期間 12ヶ月以内（措置期間2ヶ月）</li> <li>・ 貸付利子 無利子</li> </ul> <p>(2) 福祉費（災害により臨時に必要な経費）<br/>災害により、住宅の補修や家財道具の購入が必要となった世帯に対し資金の貸付を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象世帯 低所得世帯等</li> <li>・ 貸付限度額<br/>ア 住宅の増改築、補修等に必要な経費 250 万円<br/>イ 災害を受けたことにより必要となる経費 150 万円</li> <li>・ 償還期間 7年以内（措置期間6ヶ月）</li> <li>・ 貸付利子 連帯保証人有 無利子<br/>連帯保証人無 年1.5%</li> </ul> <p>※「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の対象となる世帯は、ア項の貸付の対象となりません。</p> | ●粕屋町介護福祉課 |    |

4 母子・父子・寡婦世帯への支援

| 制度名           | 救済制度の内容  | 窓 口                             | 備考 |
|---------------|--|---------------------------------|----|
| 母子父子寡婦福祉資金の貸付 | <p>災害により家財の破損、住宅の半壊、全壊、半焼、全焼、土砂崩れなど特に必要な場合には、住宅資金の貸し付けを行います。</p> <p>(1) 対象<br/>母子家庭の母並びに父子家庭の父及び寡婦</p> <p>(2) 貸付限度額 200万円</p> <p>(3) 償還期間<br/>7年以内（据置期間6ヵ月。被害の種類及び程度に応じて延長可能）</p> <p>(4) 貸付利子<br/>・ 連帯保証人有 無利子<br/>・ 連帯保証人無 年1.0%</p> <p>(5) 全壊、流失、半壊、床上浸水などの被害を受けた場合には、住宅資金、事業開始資金、事業継続資金の据置期間を被災の程度に応じ2年を超えない範囲内で延長可能</p> <p>(6) 災害のため、貸付けを受けた者が支払の期日に償還することが著しく困難になった場合には、支払猶予が可能</p> | ●福岡県粕屋保健福祉事務所<br>(092-939-1529) |    |

5 国民健康保険料等の減免及び徴収猶予に対する支援

| 制度名               | 救済制度の内容                   | 窓 口       | 備考 |
|-------------------|---------------------------|-----------|----|
| 国民健康保険料（税）減免等     | 被災被保険者に対する保険料（税）の減免及び徴収猶予 | ●粕屋町総合窓口課 |    |
| 後期高齢者医療制度の保険料の減免等 | 被災被保険者に対する保険料の減免及び徴収猶予    | ●粕屋町総合窓口課 |    |

6 医療費等の減免に対する支援

| 制度名   | 救済制度の内容  | 窓 口   | 備考 |
|---|--|---|----|
| 育成医療、精神通院医療、更生医療、身体障がい者補装具及び重度身体障がい者日常生活用具の給付に係る自己負担額の減免          | 災害による著しい所得の変動があった場合、給付に係る自己負担額を減免される場合があります。                 | ●福岡県粕屋保健福祉事務所<br>(092-939-1529)<br>●粕屋町介護福祉課                        |    |
| 育成医療、小児慢性特定疾患治療研究事業、養育医療、身体障がい児補装具及び重度障がい児・者の日常生活用具の給付に係る自己負担額の特例 | 災害等により、著しい所得の変動があった場合には、給付に係る自己負担額について、実情に即した弾力性のある取り扱いをします。 | ●育成医療、小児慢性特定疾患、養育医療<br>●福岡県粕屋保健福祉事務所<br>(092-939-1529)<br>●粕屋町介護福祉課 |    |
| 特定医療費（指定難病）自己負担額の減免   | 災害による著しい所得の変動等により、住民税が免除された場合、自己負担額を減免することができます。             | ●福岡県粕屋保健福祉事務所<br>(092-939-1529)                                     |    |
| 福岡県立病院使用料及び手数料の減免   | 災害その他特に必要があると認められるときは、使用料及び手数料を減免することができます。                  | ●福岡県健康増進課疾病対策係<br>(092-643-3267)                                    |    |
| 国民健康保険医療費一部負担金の減免等  | 被災被保険者が国民健康保険の療養の給付を受ける場合の一部負担金の減免及び徴収猶予                     | ●粕屋町総合窓口課   |    |

|                       |  |           |  |
|-----------------------|--|-----------|--|
| 後期高齢者医療制度医療費一部負担金の減免等 | 被災被保険者が後期高齢者医療制度の療養の給付を受ける場合の一部負担金の減免及び徴収猶予                                    | ●粕屋町総合窓口課 |  |
| 介護保険料及び利用者負担額の減免      | 災害により著しい損害を受けた場合は、介護保険料及び利用者負担額（通常1割）が減免される場合があります。                            | ●粕屋町介護福祉課 |  |
| 障がい福祉サービスの利用者負担額の減免   | 災害等により、障がい福祉サービス利用者又は扶養義務者の負担能力に著しい変動が生じ、負担することが困難となった場合に、利用者負担額が減免される場合があります。 | ●粕屋町介護福祉課 |  |
| 障がい時通所支援要する費用の減免      | 災害により、障がい児通所支援を要する費用を負担することが困難となった場合は、費用が減免される場合があります。                         | ●粕屋町介護福祉課 |  |

## 7 社会福祉施設入所費用の減免に対する支援

| 制度名            | 救済制度の内容   | 窓 口   | 備考 |
|----------------|---|---|----|
| 社会福祉施設の入所費用の減免 | <p>養護老人ホーム、軽費老人ホームの入所者又は扶養義務者が、災害等により負担能力に著しい変動が生じ費用負担が困難となった場合には、当該年の収入に基づいて費用徴収額を決定することができます。（軽費老人ホームについては、事務費のみ対象）</p> <p>介護保険施設の入所者又は扶養義務者が、災害等により所得に著しい変動が生じたため費用の1割負担が困難となった場合は、保険者が1割負担を減額又は免除する制度があります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●粕屋町介護福祉課</li> <li>●軽費老人ホームは各施設</li> </ul>                 |    |
| 社会福祉施設の入所費用の減免 | <p>障がい者支援施設の入所者又は扶養義務者が、災害等により所得に著しい変動が生じた場合に、入所費用を減免する制度があります。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●福岡県粕屋保健福祉事務所 (092-939-1529)</li> <li>●粕屋町介護福祉課</li> </ul> |    |
|                | <p>児童福祉施設（入所施設）の入所者又は入所世帯に係る入所費用の負担金については、災害等により所得に著しい変動が生じたため負担することが困難となった場合に、負担金を減免する制度があります。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●福岡県粕屋保健福祉事務所 (092-939-1529)</li> </ul>                    |    |

## 8 児童扶養手当等の受給者に対する支援

| 制度名                                 | 救済制度の内容   | 窓 口   | 備考 |
|-------------------------------------|---|---|----|
| 児童扶養手当・特別児童扶養手当の所得制限の特例措置           | <p>災害等により、住宅・家財等ごとに被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けられた方は、児童扶養手当については、その損害を受けた月から翌年の10月まで、特別児童扶養手当については、その損害を受けた月から翌年の7月までに支給される手当については、所得による手当額の支給制限を受けません。</p> <p>ただし、翌年に損害を受けた年の所得が所得制限限度額以上であると分かった時は、特例で支給された手当を返還しなければなりません。</p> | ●粕屋町総合窓口課   |    |
| 特別障がい者手当・障がい児福祉手当・経過的福祉手当の所得制限の特例措置 | <p>災害等により、住宅・家財等ごとに被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けられた方は、その損害を受けた月から翌年の7月までに支給される特別障がい者手当・障がい児福祉手当・経過的福祉手当については、所得による支給制限を受けません。</p> <p>ただし、翌年に損害を受けた年の所得が所得制限限度額以上であると分かった時は、特例で支給された手当を返還しなければなりません。</p>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>●福岡県粕屋保健福祉事務所 (092-939-1529)</li> <li>●粕屋町介護福祉課</li> </ul> |    |

9 社会福祉施設等の運営者に対する支援

| 制度名                        | 救済制度の内容   | 窓 口                                 | 備考 |
|----------------------------|---|-------------------------------------|----|
| 社会福祉施設等<br>災害復旧費に対<br>する補助 | <p>災害により、建物、設備に被害を受けた施設に、その災害復旧に要する経費の補助を行います。</p> <p>(1) 対象施設<br/>特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、在宅介護支援センター、認知症高齢者グループホーム、生活支援ハウス、小規模多機能型居宅介護拠点、地域包括支援センター、夜間対応型訪問介護ステーション、介護予防拠点、定期巡回・随時対応型訪問介護、看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>(2) 補助額<br/>厚生労働大臣に協議し、承認を得た額の3/4<br/>※民間事業者（社会福祉法人、医療法人を除く）の場合は交付金により整備した者に限ります。</p> | ●福岡県介護保険課施設整備係<br>(092-643-3249)    |    |
| 社会福祉施設等<br>災害復旧費に対<br>する補助 | <p>災害により、建物、設備に被害を受けた施設に、その災害復旧に要する経費の補助を行います。</p> <p>(1) 対象施設<br/>老人福祉センター、老人福祉施設付設作業所</p> <p>(2) 補助額<br/>厚生労働大臣に協議し、承認を得た額の2/3</p>  | ●福岡県介護保険課施設整備係<br>(092-643-3249)    |    |
|                            | <p>災害により、建物、設備に被害を受けた施設に、その災害復旧に要する経費の補助を行います。</p> <p>(1) 対象施設<br/>介護老人保健施設、訪問看護ステーション、介護医療医院</p> <p>(2) 補助額<br/>厚生労働大臣に協議し、承認を得た額の1/3<br/>※民間事業者（社会福祉法人、医療法人を除く）の場合は補助金により整備した者に限ります。</p>  |                                     |    |
|                            | <p>災害により、建物、設備に被害を受けた施設に、その災害復旧に要する経費の補助を行います。</p> <p>(1) 対象施設<br/>医療法人が設置する認知症高齢者グループホーム、介護老人保健施設等併設の生活支援ハウス及び在宅介護支援センター</p> <p>(2) 補助額<br/>厚生労働大臣に協議し、承認を得た額の1/2</p>  |                                     |    |
|                            | <p>災害により、建物、設備に被害を受けた施設に、その災害復旧に要する経費の補助を行います。</p> <p>(1) 対象施設<br/>保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、幼稚園型認定こども園、特例保育施設放課後児童クラブ</p> <p>(2) 補助額<br/>厚生労働大臣に協議し、承認を得た額の3/4<br/>(国：1/2 県：1/4)</p>  | ●福岡県子育て支援課保育施設係<br>(092-643-3258)   |    |
|                            | <p>災害により、建物、設備に被害を受けた施設に、その災害復旧に要する経費の補助を行います。</p> <p>(1) 対象施設<br/>利用者支援事業所</p> <p>(2) 補助額<br/>厚生労働大臣に協議し、承認を得た額の3/4<br/>(国：1/2 県：1/4)</p>  | ●子育て支援課保育企画係<br>(092-643-3577)      |    |
|                            | <p>災害により、建物、設備に被害を受けた施設に、その災害復旧に要する経費の補助を行います。</p> <p>(1) 対象施設<br/>地域子育て支援拠点事業所</p> <p>(2) 補助額<br/>厚生労働大臣に協議し、承認を得た額の3/4<br/>(国：1/2 県：1/4)</p>  | ●子育て支援課出合い・子育て応援係<br>(092-643-3311) |    |



|                            |  |  |  |
|----------------------------|--|--|--|
|                            | <p>災害により、建物、設備に被害を受けた施設に、その災害復旧に要する経費の補助を行います。</p> <p>(1) 対象施設<br/>児童厚生施設</p> <p>(2) 補助額<br/>厚生労働大臣に協議し、承認を得た額の2/3<br/>(国：1/3 県：1/3)</p>                       | <p>●福岡県子育て支援課出合い・子育て応援係<br/>(092-643-3311)</p>       |  |
|                            | <p>災害により、建物、設備に被害を受けた施設に、その災害復旧に要する経費の補助を行います。</p> <p>(1) 対象施設<br/>児童養護施設等</p> <p>(2) 補助額<br/>厚生労働大臣に協議し、承認を得た額の3/4<br/>(国：1/2 県：1/4)</p>                      | <p>●福岡県児童家庭課児童福祉係<br/>(092-643-3256)</p>             |  |
| 社会福祉施設等災害復旧費に対する補助         | <p>災害により、建物、設備に被害を受けた施設に、その災害復旧に要する経費の補助を行います。</p> <p>(1) 対象施設<br/>障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設、児童福祉施設</p> <p>(2) 補助額<br/>厚生労働大臣に協議し、承認を得た額の3/4<br/>(国：1/2 県：1/4)</p> | <p>●福岡県障がい者福祉課障がい福祉サービス指導室指定係<br/>(092-643-3312)</p> |  |
|                            | <p>災害により、建物、設備に被害を受けた施設に、その災害復旧に要する経費の補助を行います。</p> <p>(1) 対象施設<br/>保護施設等</p> <p>(2) 補助額<br/>厚生労働大臣に協議し、承認を得た額の3/4<br/>(国：1/2 県：1/4)</p>                        | <p>●福岡県保護・援護課保護指導係<br/>(092-643-3296)</p>            |  |
| 独立行政法人福祉医療機構による災害復旧資金の福祉貸付 | <p>被害を受けた社会福祉施設等については、独立行政法人福祉医療機構の災害復旧資金の福祉貸付を受けることができます。</p>   | <p>●独立行政法人福祉医療機構大阪支店<br/>(06-6252-0216)</p>          |  |

## 10 医療機関の開設者に対する支援

| 制度名                      | 救済制度の内容   | 窓口   | 備考 |
|--------------------------|---|--|----|
| 独立行政法人福祉医療機構による災害復旧資金の貸付 | <p>災害発生時に、災害救助法の適用が決定した地域内の医療機関については、独立行政法人福祉医療機構の災害復旧資金の貸付を受けることができます。(その他の地域については、福祉医療機構の災害復旧に係る貸付は受けられません。)</p> <p>詳しくは、独立行政法人福祉医療機構大阪支店までお問合せ下さい。</p>   | <p>●独立行政法人福祉医療機構大阪支店<br/>(06-6252-0219)<br/><a href="http://www.wam.go.jp/wam/">http://www.wam.go.jp/wam/</a></p> <p>●福岡県医療指導課地域医療係<br/>(092-643-3273)</p> |    |
| 医療施設等の災害復旧費に対する補助        | <p>国の定める特定の医療施設が災害により被害を受けた場合、その復旧に要する経費の一部に対し、厚生労働大臣に協議のうえ補助を行います。</p> <p>(1) 対象施設<br/>公的医療機関、病院群輪番制病院、救命救急センター、在宅当番医診療所、看護師宿舎等</p> <p>(2) 補助率<br/>2分の1</p> <p>(3) 対象経費<br/>病室、診察室、処置室等の復旧に要する工事費又は工事請負費。(施設の種別ごとに対象経費が異なります。)</p> <p>(4) 調査方法<br/>原則厚生労働省及び財務支局立会いの現地調査</p> | <p>●福岡県医療指導課地域医療係<br/>(092-643-3273)</p>   |    |

11 精神障がい者措置入院費の減免に対する支援

| 制度名            | 救済制度の内容   | 窓 口                             | 備考 |
|----------------|---|---------------------------------|----|
| 精神障がい者措置入院費の減免 | <p>災害により、支出の著しい増加または収入の著しい減少により当該費用を負担することが困難な方について、その費用の減免を行います。</p> <p>(1) 対象<br/>現に当該費用を負担されている方</p> <p>(2) 手続<br/>申請先に、印鑑と減免の根拠となる書類等を持参のうえ、申請してください。</p> | ●福岡県粕屋保健福祉事務所<br>(092-939-1529) |    |

12 事業者(中小企業)に対する支援

| 制度名                   | 救済制度の内容  | 窓 口                                | 備考 |
|-----------------------|--|------------------------------------|----|
| 災害復旧貸付(中小企業高度化資金)     | <p>(1) 概要<br/>事業協同組合などの事業所施設が災害による被害を受けたため、既往の中小企業高度化資金の貸付を受けた施設の復旧を図る場合、又は施設の復旧にあたり新たに高度化資金の貸付対象事業を行う場合に資金を貸し付けるものです。</p> <p>(2) 対象災害<br/>県内において災害救助法が適用された市町村がある場合。<br/>※市町村の罹災証明書が必要です。</p> <p>(3) 貸付の適用期間<br/>施設が罹災したと認められる日から起算して、原則として1年以内に事業計画書を県に提出したものに限ります。</p> <p>(4) 貸付条件<br/>・ 貸付限度額 貸付対象施設の整備資金の90%以内<br/>・ 償還期間 20年以内(据置期間3年以内を含む)<br/>・ 貸付利子 無利子</p> | ●福岡県中小企業振興課管理指導係<br>(092-643-3423) |    |
| 小規模企業共済制度加入者に対する災害時貸付 | <p>(1) 概要<br/>小規模企業共済制度加入者の事業所等が災害により全壊等の損害を受けた場合、又は災害の影響により売上高が前年同月比で減少が見込まれる場合に、中小企業基盤整備機構が貸付を行うものです。</p> <p>(2) 対象災害<br/>県内において災害救助法が適用された市町村がある場合。<br/>※「被災証明願」は損害又は売上高の減少について、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会のいずれかの証明を受ける必要があります。</p> <p>(3) 対象要件<br/>小規模企業共済の契約者であること等</p> <p>(4) 貸付条件<br/>・ 貸付限度額 最高1,000万円<br/>・ 貸付利率年 0.9%<br/>(令和元年9月1日現在)<br/>・ 担保及び保証人不要</p>         | ●商工中金各支店                           |    |

## 13 農業従事者に対する支援

| 制度名                               | 救済制度の内容   | 窓 口  | 備考           |
|-----------------------------------|---|--|--------------|
| 農地、農業用施設の災害復旧                     | <p>農地・農業用施設が被災し、復旧を行う場合には下記により災害復旧事業で実施することができます。</p> <p>(1) 要件 1 箇所の工事が40万円以上のもの<br/>農業用施設（道路・水路など）は受益戸数が2戸以上のもの</p> <p>(2) 補助率 基本補助率は農地50%、農業用施設65%ですが、甚大な被害を受けた地域については、補助率が嵩上げされます。</p>  | ●福岡県農村森林整備課農地保全係<br>(092-643-3510)   |              |
| 日本政策金融公庫による農業基盤整備資金の貸付            | <p>被害を受けた土地改良施設の復旧費について、融資を行います。</p> <p>(1) 貸付限度額<br/>地元負担額（最低限度額10万円）</p> <p>(2) 貸付利率<br/>0.02%から0.17%<br/>（融資利率は令和元年9月19日現在）</p> <p>(3) 償還期間<br/>25年以内（うち、据置期間10年以内）</p> <p>※お問合せ先<br/>株式会社日本政策金融公庫福岡支店<br/>電話 092-451-1780</p> | ●日本政策金融公庫<br>●福岡県農村森林整備課基盤整備係<br>(092-643-3509)                                  | 利率は福岡県HPから抜粋 |
| 農林水産業共同利用施設災害復旧事業                 | <p>農業協同組合等が所有する共同利用施設に対する災害復旧事業費の一部補助を行うものです。</p> <p>(1) 対象<br/>農協等が所有する共同利用施設</p> <p>(2) 補助率等<br/>1 箇所の工事の費用が40万円以上の災害復旧に対し補助（補助率10分の2）<br/>ただし、激甚災害法第6条の規定に基づく政令で定める地域（告示地域）については補助率が嵩上げされます。</p>                               | ●福岡県団体指導課<br>団体指導係<br>(092-643-3479)   |              |
| 日本政策金融公庫による農林漁業施設資金の貸付（共同利用施設）    | <p>農業協同組合等が所有する共同施設の復旧費用に対し低利融資を行います。</p> <p>(1) 対象者<br/>農協等</p> <p>(2) 貸付限度額<br/>必要額の80%（大臣指定施設は別途）</p> <p>(3) 貸付利率（令和4年5月18日現在）<br/>0.25%（大臣指定施設は別途）</p> <p>(4) 償還期間<br/>20年以内（据置期間3年以内）</p>                                    | ●福岡県団体指導課<br>金融係<br>(092-643-3480)   | 利率は福岡県HPから抜粋 |
| 日本政策金融公庫による農林漁業セーフティネット金の貸付（災害資金） | <p>災害により、当面の肥料や飼料などの生産資材もしくは簡易な補修費等の資金が必要な農業者に融資を行います。</p> <p>(1) 貸付限度額 600万円<br/>（特認 簿記記帳を行っている者は、年間経営費又は粗収入の6/12）</p> <p>(2) 貸付利率（令和4年5月18日現在）<br/>0.25%</p> <p>(3) 償還期間 10年以内（据置期間3年以内）</p>                                    | ●農協等の融資機関<br>●福岡県福岡農林事務所<br>(092-735-6121)<br>●福岡県団体指導課<br>金融係<br>(092-643-3480) | 利率は福岡県HPから抜粋 |

|  |   |   |                     |
|--|---|---|---------------------|
| <p>日本政策金融公庫による農林漁業施設資金の貸付<br/>(災害復旧資金)</p> | <p>農業用施設の復旧、果樹の改植又は補植のための資金が必要な方は融資を受けられます。<br/>(1) 貸付限度額<br/>負担額の80%又は1施設当たり300万円(特認600万円)のいずれか低い額<br/>(2) 貸付利率(令和4年5月18日現在)<br/>0.25%<br/>(3) 償還期間<br/>15年以内(据置期間3年以内)<br/>果樹の改植・補植は25年以内(据置期間10年以内)</p>  | <p>●福岡県団体指導課金融係<br/>(092-643-3480)</p>  | <p>利率は福岡県HPから抜粋</p> |
| <p>農林漁業災害対策資金の貸付<br/>(農業関係災害)</p>          | <p>被災農業者経営再建のため、被災農業者が日本政策金融公庫(農林漁業セーフティネット資金)又は農協から災害資金を借り受けた場合に、市町村と連携の下に利子補給を行います。<br/>(1) 貸付対象者<br/>農作物の減収量が平年収穫量の30%以上で、かつ減収による損失額が平均収入額の30%以上の被災農業者<br/>(2) 限度額<br/>500万円<br/>※農協資金(経営安定資金)は、公庫資金(農林漁業セーフティネット資金)の限度額まで借りた後、借り入れる。<br/>(3) 利子補給期間<br/>利子補給は貸付実行から3年間のみ(一般災害)<br/>(4) 貸付利率(令和4年5月18日現在)<br/>一般災害 0.25%</p> | <p>●農協<br/>●福岡県福岡農林事務所<br/>(092-735-6121)<br/>●福岡県団体指導課金融係<br/>(092-643-3480)<br/>●粕屋町地域振興課</p> |                     |
| <p>農業災害補償制度<br/>(農業共済制度)</p>               | <p>台風や地震等の災害により、一定の減収を受けた農家に共済金が支払われる共済制度です。共済金を受給するためには、事前に共済に加入している必要があります。<br/>&lt;事業の種類(一覧)&gt;<br/>・農作物共済…水稻・麦<br/>・家畜共済…牛及び牛の胎児、馬、豚<br/>・果樹共済…かき、なし、ぶどう、キウイフルーツ、うんしゅうみかん<br/>・畑作物共済…大豆<br/>・園芸施設共済…特定園芸施設、附帯施設、施設内農産物<br/>・任意共済…建物、農機具</p>  | <p>●福岡県農業共済組合 筑前福岡支所<br/>(092-624-2211)<br/>●福岡県団体指導課農業共済係<br/>(092-643-3483)</p>               |                     |
| <p>収入保険制度</p>                              | <p>自然災害等による収量の低下だけでなく、収穫後の保管中・運搬中の事故などさまざまな原因による収入減少を補てんする保険制度です。保険金を受給するためには、事前に保険に加入している必要があります。<br/>&lt;制度の概要&gt;<br/>(1) 対象となる農産物等<br/>加入者本人が栽培又は飼養し、販売する農作物、家畜及び農産物(もち・荒茶・牛乳等の簡易な加工品を含む)<br/>(2) 加入対象者<br/>青色申告を行っている農業者(農業共済制度など類似制度の利用者は除く。)</p>   | <p>●福岡県農業共済組合 筑前福岡支所<br/>(092-624-2211)<br/>●福岡県団体指導課農業共済係<br/>(092-643-3483)</p>               |                     |

## 14 林業従事者に対する支援

| 制度名  | 救済制度の内容  | 窓 口   | 備考           |
|--|--|---|--------------|
| (国庫補助)<br>造林補助事業                                   | <p>気象災害等により被害を受けた森林被害跡地の復旧造林に対する補助を行います。</p> <p>(1) 補助要件<br/>1 施行地0.1ha 以上のもの</p> <p>(2) 補助内容<br/>被害木等の整理、跡地造林、森林作業道の開設等</p> <p>(3) 補助率<br/>36%から68%</p>   | <p>●福岡県林業振興課<br/>造林係<br/>(092-643-3549)</p>   |              |
| (県単補助)<br>県単造林事業                                   | <p>国庫補助の対象とならない気象災害等により被害を受けた森林被害跡地の復旧造林に対する補助を行います。</p> <p>(1) 補助要件<br/>1 施行地0.05ha 以上のもの</p> <p>(2) 補助内容<br/>被害木等の整理、跡地造林、森林作業道の開設等</p> <p>(3) 補助率<br/>28%から56%</p>  | <p>●福岡県林業振興課<br/>造林係<br/>(092-643-3549)</p>   |              |
| 森林保険制度   | <p>台風や山火事などの災害により、森林が損害を受けた場合、保険金が支払われる制度です。<br/>保険金を受給するためには、事前に保険に加入している必要があります。</p> <p>&lt;対象となる災害&gt;<br/>火災、風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害、噴火<br/>&lt;加工できる森林&gt;<br/>人工林(スギ、ヒノキ等)</p>   | <p>●福岡県森林組合連<br/>合会<br/>(092-712-2171)<br/>●森林組合</p>                                |              |
| 日本政策金融公庫<br>による林業基盤整<br>備資金(復旧造林)                  | <p>激災法に関する法律施行令に基づき、告示された市町村の区域内で行う造林事業のうち森林災害復旧事業事務取扱要綱に基づくものに対し低利融資を行います。</p> <p>(1) 対象者<br/>林業者、森林組合等</p> <p>(2) 貸付限度額<br/>必要額の80%</p> <p>(3) 貸付利率 0%<br/>※貸付後10年間は実質無利子<br/>(令和4年5月18日現在)</p> <p>(4) 償還期間<br/>30年以内(据置期間20年以内)</p> | <p>●福岡県団体指導課<br/>金融係<br/>(092-643-3480)</p>   | 利率は福岡県HPから抜粋 |
| 日本政策金融公庫<br>による林業基盤整<br>備資金(樹苗養成<br>施設)            | <p>樹苗に係る災害により必要とする資金について低利融資を行います。</p> <p>(1) 対象者<br/>樹苗養成事業を営む者、森林組合等</p> <p>(2) 貸付限度額<br/>必要額の80%</p> <p>(3) 貸付利率 0%<br/>※貸付後10年間は実質無利子<br/>(令和4年5月18日現在)</p> <p>(4) 償還期間<br/>15年以内(据置期間5年以内)</p>                                    | <p>●福岡県団体指導課<br/>金融係<br/>(092-643-3480)</p>   | 利率は福岡県HPから抜粋 |
| 日本政策金融公庫<br>による農林漁業セ<br>ーフティネット資<br>金の貸付(災害資<br>金) | <p>災害により、当面の造林資材もしくは簡易な補修費等の資金が必要な林業者に融資を行います。</p> <p>(1) 貸付限度額<br/>600万円(特認簿記記帳を行っている者は年間経営費又は粗収入の6/12)</p> <p>(2) 貸付利率 0%<br/>※貸付後10年間は実質無利子<br/>(令和4年5月18日現在)</p> <p>(3) 償還期間<br/>15年以内(据置期間3年以内)</p>                               | <p>●福岡県福岡農林事<br/>務所<br/>(092-735-6121)<br/>●福岡県団体指導課<br/>金融係<br/>(092-643-3480)</p> | 利率は福岡県HPから抜粋 |

|  |   |   |                     |
|--|---|---|---------------------|
| <p>日本政策金融公庫による農林漁業施設資金の貸付（災害復旧資金）</p>              | <p>素材生産や造林施設等の復旧のための資金が必要な方は融資を受けられます。<br/>                 (1) 貸付限度額<br/>                 負担額の80%又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額<br/>                 (2) 貸付利率 0%<br/>                 ※貸付後10年間は実質無利子（令和4年5月18日現在）<br/>                 (3) 償還期間<br/>                 15年以内（据置期間3年以内）</p>                                   | <p>●福岡県団体指導課金融係<br/>                 (092-643-3480)</p>   | <p>利率は福岡県HPから抜粋</p> |
| <p>日本政策金融公庫による農林漁業施設資金の貸付（共同利用施設）</p>              | <p>森林組合等が所有する共同施設の復旧費用に対し低利融資を行います。<br/>                 (1) 対象者<br/>                 森林組合等<br/>                 (2) 貸付限度額<br/>                 必要額の80%（大臣指定施設は別途）<br/>                 (3) 貸付利率 0%<br/>                 ※貸付後10年間は実質無利子（令和4年5月18日現在）<br/>                 (4) 償還期間<br/>                 20年以内（据置期間3年以内）</p> | <p>●福岡県団体指導課金融係<br/>                 (092-643-3480)</p>   | <p>利率は福岡県HPから抜粋</p> |
| <p>（国庫補助）<br/>                 災害関連緊急治山事業「県営」</p>  | <p>保安林あるいは保安林に指定されることが確かな民有林で、災害により新たに発生又は拡大した荒廃山地において、緊急に復旧整備を行います。<br/>                 &lt;要件&gt;<br/>                 重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して施行する必要のあるもの。公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもの等</p>  | <p>●福岡県福岡農林事務所<br/>                 (092-735-6121)<br/>                 ●福岡県農村森林整備課治山係<br/>                 (092-643-3544)</p>                                |                     |
| <p>（国庫補助）<br/>                 復旧治山事業「県営」</p>      | <p>保安林あるいは保安林に指定されることが確かな民有林で、山腹崩壊地、浸食されたり異常な堆積をしている溪流などの荒廃地の復旧整備を行います。<br/>                 &lt;要件&gt;<br/>                 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護<br/>                 主要公共施設（学校、官公署等）の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもの等</p>  | <p>●福岡県福岡農林事務所<br/>                 (092-735-6121)<br/>                 ●福岡県農村森林整備課治山係<br/>                 (092-643-3544)</p>                                |                     |
| <p>（国庫補助）<br/>                 林地崩壊防止事業「市町村営」</p>  | <p>民有地で、激甚災害により被災した林地を復旧します。<br/>                 &lt;要件&gt;<br/>                 人家2戸以上又は公共施設に直接被害を与えるおそれのあるもの</p>   | <p>●福岡県福岡農林事務所<br/>                 (092-735-6121)<br/>                 ●福岡県農村森林整備課治山係<br/>                 (092-643-3544)<br/>                 ●粕屋町地域振興課</p> |                     |
| <p>（県単）<br/>                 県単独治山事業「県営」「市町村営」</p> | <p>民有林で、上記国庫補助の対象とならない緊急に復旧すべき小規模な林地の災害を復旧します。</p>  | <p>●福岡県福岡農林事務所<br/>                 (092-735-6121)<br/>                 ●福岡県農村森林整備課治山係<br/>                 (092-643-3544)</p>                                |                     |
| <p>林業用施設（林道）の災害復旧</p>                              | <p>林業用施設（林道）が被災し、復旧を行う場合には下記により災害復旧事業で実施することができます。<br/>                 (1) 要件<br/>                 1箇所の工事が40万円以上のもの。<br/>                 (2) 補助率<br/>                 基本補助率は奥地65%、その他50%ですが、甚大な被害を受けた地域については、補助率が嵩上げされます。</p>   | <p>●福岡県福岡農林事務所<br/>                 (092-735-6121)<br/>                 ●農村森林整備課林道係<br/>                 (092-643-3568)</p>                                   |                     |

## 15 雇用保険受給者に対する支援

| 制度名  | 救済制度の内容   | 窓口       | 備考 |
|------|---|----------|----|
| 雇用保険 | 雇用保険失業給付を受給している方が、地震等のため、指定された失業の認定日にやむを得ず安定所に来所できないときは、失業の認定日を変更することができます。<br>失業の認定日に安定所に来所できない方は、無理をせず、次回認定日の前日までに安定所にお申し出ください。 | ●公共職業安定所 |    |

## 16 授業料の減免に対する支援

| 制度名                     | 救済制度の内容   | 窓口   | 備考 |
|-------------------------|---|--|----|
| 県立高等学校、中等教育学校後期課程の授業料減免 | 天災その他不慮の災害により、学資の負担に堪えられなくなった者について授業料の減免を行います。<br>(1) 対象世帯例<br>家屋に被害を受けた世帯及び店舗、家屋の損壊、長期避難等により自営業の継続が困難などの理由により、世帯の収入額が一定の基準を下回ることとなる世帯。<br>(2) 減免額<br>授業料月額的全額<br>(3) 減免期間<br>減免が許可された月の翌月から年度末まで | ●各学校事務室  |    |
| 私立高等学校の授業料の軽減           | 被災により、農地・店舗等が損壊し、世帯の収入が一定の水準を下回ることとなる世帯等の生徒に対して、授業料軽減を行う私立高等学校に補助を行います。   | ●各私立高等学校事務室  |    |
| 福岡県が設立する公立大学法人の授業料の減免   | 天災その他不慮の災害により、授業料の納付が著しく困難と認められる者に対し、授業料の減免を行います。   | ●各県立大学学生支援班等<br>○九州歯科大学 (093-285-3011)<br>○福岡女子大学 (092-661-2418)<br>○福岡県立大学 (0947-42-2115) |    |

## 17 奨学金貸与に対する支援

| 制度名     | 救済制度の内容   | 窓口  | 備考 |
|---------|---|---|----|
| 奨学金貸与制度 | 高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部を含む。）、高等学校専攻科（特別支援学校専攻科を含む。）、高等専門学校、専修学校（高等課程）に就学する被災世帯の生徒に対する奨学金の緊急貸与制度を実施しています。 | ●申請は各学校経由で行います<br>●福岡県教育文化奨学財団 (092-641-7326) |    |

## 18 教科書無償配布に対する支援

| 制度名      | 救済制度の内容  | 窓口                  | 備考           |
|----------|--|---------------------|--------------|
| 教科書の無償配布 | 災害により家屋に被害を受け、教科書を滅失、毀損した小・中・高等学校等の児童・生徒に対する教科書の無償配布 | ●粕屋町学校教育課<br>●各学校事務 | 災害救助法適用市町村のみ |

19 税金の減免等に対する支援

| 制度名             | 救済制度の内容   | 窓 口                         | 備考 |
|-----------------|---|-----------------------------|----|
| 国税の減免及び納税の猶予等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税の減免免除等、源泉所得税の徴収猶予又は還付、相続税・贈与税の免除等</li> <li>・申告、納付等の期限延長</li> </ul> ※ 救済措置を受けるためには、申請等の手続が必要な場合があります。詳しくは福岡国税局のホームページへ<br><a href="http://www.nta.go.jp/fukuoka/">http://www.nta.go.jp/fukuoka/</a> | ●香椎税務署<br>(092-661-1031)    |    |
| 県税の減免及び徴収の猶予等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人事業税、自動車税、不動産取得税の減免</li> <li>・産業廃棄物税の課税免除</li> <li>・県税の申告等の期限の延長、徴収猶予</li> </ul>   | ●東福岡県税事務所<br>(092-641-0201) |    |
| 市町村税の減免及び徴収の猶予等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住民税、固定資産税、軽自動車税の減免、徴収猶予</li> <li>・申告、納付等の期限延長</li> </ul>  | ●粕屋町税務課                     |    |

20 郵便貯金等の非常取り扱いに対する支援

| 制度名        | 救済制度の内容  | 窓 口   | 備考               |
|------------|--|---|------------------|
| 郵便貯金等の非常取扱 | (1) 通帳・証書等や印章をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等<br>(2) かんぽ生命の保険契約及び簡易生命保険契約に関する保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払い等の非常取扱い | ●ゆうちょコールセンター<br>(0120-108420)<br>●かんぽコールセンター<br>(0120-552950) | 災害救助法の適用があった場合のみ |

21 河川・道路・港湾等の災害一般に関する支援窓口

| 制度名            | 窓 口  | 備考 |
|----------------|--|----|
| 河川・道路・港湾等の災害一般 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●道路維持課 092-643-3656</li> <li>●河川管理課 092-643-3668</li> <li>●砂防課 092-643-3679</li> <li>●港湾課 092-643-3674</li> </ul> |    |

22 消費生活全般に関する支援窓口

| 制度名    | 救済制度の内容  | 窓 口  | 備考 |
|--------|--|--|----|
| 消費生活相談 | 契約や悪質商法に係るトラブルなど消費生活全般に関する相談・苦情を受け付け、解決に向けた助言や斡旋を行っています。 | ●福岡県消費生活センター<br>(092-632-0999)<br>●かすや南部広域消費生活センター<br>(092-936-1594) |    |



## 【資料 3-13 激甚災害指定基準】

## ◎ 激甚災害指定基準

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準  
(昭和 37 年 12 月 7 日、中央防災会議決定指定基準)

| 適用すべき措置                                     | 指 定 基 準  |
|---|--|
| 法第 2 章<br>公共施設災害復旧事業に関する特別の財政援助             | 次のいずれかに該当する災害<br>(A 基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100 分の 0.5<br>(B 基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100 分の 0.2<br>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの<br>(1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の標準税収入総額 × 100 分の 25<br>(2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100 分の 5                    |
| 法第 5 条<br>農地等の災害復旧事業に関する補助の特別措置             | 次のいずれかに該当する災害<br>(A 基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.5<br>(B 基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.15<br>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの<br>(1) 一の都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の農業所得推定 × 100 分の 4<br>(2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10 億円   |
| 法第 6 条<br>農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例          | 次の 1 及び 2 の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が 5,000 万円以下と認められる場合は除く。<br>(1) 激甚法第 5 条の措置が適用される激甚災害<br>(2) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 1.5 であることにより激甚法第 8 条の措置が適用される激甚災害  |
| 法第 8 条<br>天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 | 次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮する。<br>(A 基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.5<br>(B 基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.15<br>かつ次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの<br>(1) 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 > 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 100 分の 3   |
| 法第 11 条の 2<br>森林災害復旧事業に対する補助                | 次のいずれかに該当する災害<br>(A 基準) 林業被害見込額 (樹木に係るものに限る。以下同じ。) > 当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額 × 100 分の 5<br>(B 基準) 林業被害見積額 > 当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額 × 100 分の 1.5<br>かつ次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの<br>(1) 一の都道府県内の林業被害見積額 > 当該都道府県の当該年度の生産林業所得 (木材生産部門) 推定額 × 100 分の 60<br>(2) 一の都道府県内の林業被害見積額 > 当該年度の生産林業所得 (木材生産部門) 推定額 × 100 分の 1 |

| 適用すべき措置  | 指 定 基 準   |
|--|---|
| <p>法第12条、13条、15条<br/>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等</p>  | <p>次のいずれかに該当する災害<br/>                     (A基準) 中小企業関係被害額&gt;当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ)×100分の0.2<br/>                     (B基準) 中小企業関係被害率&gt;当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06かつ次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの<br/>                     (1) 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額&gt;当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2<br/>                     (2) 中小企業関係被害額&gt;1,400億円<br/>                     ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特別措置が講じられることがある。</p>   |
| <p>法第16条<br/>公立社会教育施設災害復旧事業に関する補助<br/>                     法第17条<br/>私立学校施設災害復旧事業の補助<br/>                     法第19条<br/>市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例</p> | <p>甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。</p>  |
| <p>法第22条<br/>罹災者公営住宅建設事業に関する補助の特例</p>  | <p>次のいずれかに該当する災害<br/>                     (A基準)<br/>                     滅失住宅戸数&gt;被災地全域で4,000戸以上<br/>                     (B基準)<br/>                     次の1、2のいずれかに該当する災害<br/>                     ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講じられることがある。<br/>                     (1) 滅失住宅戸数&gt;被災地全域で2,000戸以上<br/>                     かつ、次のいずれかに該当するもの<br/>                     ①一市町村の区域内で200戸以上 ②一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上<br/>                     (2) 滅失住宅戸数&gt;被災地全域で1,200戸以上<br/>                     かつ、次のいずれかに該当するもの<br/>                     ①一市町村の区域内で400戸以上 ②一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上</p> |
| <p>法第24条<br/>小災害に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</p>  | <p>(1) 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害<br/>                     (2) 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害</p>   |
| <p>上記以外の措置</p>   | <p>災害の発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮</p>   |

## 【資料3-14 局地激甚災害指定基準】

## ◎ 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その災害の深度の深い災害について、激甚災害として指定する場合の指定基準（昭和43年11月22日、中央防災会議決定指定基準）

| 局地激甚災害指定基準   | 適用すべき措置  |
|--|--|
| <p>1 公共施設災害関係<br/>           当該市町村負担災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第3条第1項及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額＞当該市町村の当該年度の標準税収額×0.5に該当する市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除外）が1以上ある災害<br/>           ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の全体額が、おおむね1億円未満を除く。</p>   | <p>1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて、激甚法第2章の措置<br/>           2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公共学校施設災害に係る地方債について、激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置</p> |
| <p>2 農地、農業用施設等災害関係<br/>           当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第5条第1項規定の農地農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該経費の額が1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>  | <p>1 左の市町村の区域内で左の市町村が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置<br/>           2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置</p>   |
| <p>3 林業災害関係<br/>           当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額が1.5倍（ただし、当該林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の0.05の場合を除く。）かつ、大火による災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積＞300haの市町村、その他の災害にあつては当該災害に係る要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）×100分の25の市町村が1以上ある災害</p> | <p>左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の2の措置</p>  |
| <p>4 中小企業施設災害関係<br/>           当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該被害額1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>  | <p>左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法12条、13条及び15条の措置</p>   |

【資料4-1 罹災証明交付申請書・罹災証明書 書式】

罹災証明交付申請書

(宛先) 粕屋町長

※ 太線枠内を記入してください。

令和 年 月 日

|                   |  |   |        |  |
|-------------------|--|---|--------|--|
| 申請者<br>(窓口に来られた方) | 住所<br>ふりがな<br>氏名   |   | 電話 ( ) |  |
|                   | 罹災者との関係  | <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同居の親族 <input type="checkbox"/> その他<br>*その他の場合は委任状が必要 |        |  |
| 証明書の<br>使用目的      | <input type="checkbox"/> 被災者支援制度の手続 ( ) に提出<br><input type="checkbox"/> 税免除 <input type="checkbox"/> 保険請求 <input type="checkbox"/> その他 ( ) |   |        |  |
| 証明必要数             | ( ) 通  |   |        |  |

罹災証明書の交付について、次のとおり申請します。

|  |  |     |    |    |    |    |        |  |
|--|--|-----|----|----|----|----|--------|--|
| 罹災者<br>(世帯主)<br>(申請者と同じ場合は記載不要)          | 住所 福岡県糟屋郡粕屋町<br>ふりがな<br>氏名   |     |    |    |    |    | 電話 ( ) |  |
| 罹災世帯の<br>構成員<br>(被災者支援制度の手続のため必要な場合のみ記入) | 氏名   | 続柄  | 年齢 | 氏名 | 続柄 | 年齢 |        |  |
|  |  | 世帯主 |    |    |    |    |        |  |
|  |  |     |    |    |    |    |        |  |
|  |  |     |    |    |    |    |        |  |
| 罹災した住家の所在地                               | *申請者の住所と同じ場合は記載不要<br>福岡県糟屋郡粕屋町   |     |    |    |    |    |        |  |
|  | <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 (所有者名 )  |     |    |    |    |    |        |  |
| 罹災日時                                     | 令和 年 月 日 ( ) 午前・午後 時頃  |     |    |    |    |    |        |  |
| 罹災原因                                     | <input type="checkbox"/> 台風 <input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他 ( ) |     |    |    |    |    |        |  |
| 罹災状況<br>(具体的に何がどうなったかを記入)                | 住家   |     |    |    |    |    |        |  |
|  | 住家以外   |     |    |    |    |    |        |  |
| 添付書類                                     | <input type="checkbox"/> 被害状況の写真 <input type="checkbox"/> その他 ( )  |     |    |    |    |    |        |  |

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| 調査結果<br>(住家の被害の程度) | <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 |  |
|                    | <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)   |  |
|                    | <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> その他 ( )                          |  |

- 住家とは、現実に居住 (世帯が生活の本拠として日常的にしていることをいう。) のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)
- 罹災証明書において認定する「被害の程度」(「全壊」～「準半壊に至らない (一部損壊)」の6段階) は、内閣府の定める被害認定基準に基づき、屋根、壁、基礎等の部位別にその表面に現れた被害を調査して認定するものです。

(整理番号 第 号)

## 罹災証明書

|                 |   |     |    |    |    |    |
|-----------------|---|-----|----|----|----|----|
| 世帯主住所           |   |     |    |    |    |    |
| 世帯主氏名           |   |     |    |    |    |    |
| 世帯構成員           | 氏名  | 続柄  | 年齢 | 氏名 | 続柄 | 年齢 |
|                 |   | 世帯主 |    |    |    |    |
|                 |   |     |    |    |    |    |
|                 |   |     |    |    |    |    |
| 罹災原因            | 令和 年 月 日の による。  |     |    |    |    |    |
| 被災住家※の所在地       | 福岡県糟屋郡粕屋町   |     |    |    |    |    |
| 住家※の被害の程度       | <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊<br><input type="checkbox"/> 準半壊に至らない（一部損壊） |     |    |    |    |    |
| 浸水区分<br>(浸水被害時) | <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水   |     |    |    |    |    |
| 住家以外の被害         |   |     |    |    |    |    |
| 証明書の使用目的        | <input type="checkbox"/> 被災者支援制度の手続 <input type="checkbox"/> 税減免 <input type="checkbox"/> 保険請求 <input type="checkbox"/> その他（   ）  |     |    |    |    |    |

- (注) 1 住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的にしていることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）
- 2 罹災証明書において認定する「被害の程度」（「全壊」～「準半壊に至らない（一部損壊）」の6段階）は、内閣府の定める被害認定基準に基づき、屋根、壁、基礎等の部位別にその表面に現れた被害を調査して認定するものです。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

粕屋町長

【資料 4-2 義援金品受領書 書式】

# 義 援 金 品 受 領 書

様

年 月 日

このたびの当町の災害のために、下記義援金品をお贈りいただき誠にありがとうございました。町としては、有効に使わせていただく所存でございます。

|             |                                     |     |     |
|-------------|-------------------------------------|-----|-----|
| 義<br>援<br>金 | 金 額<br><br>(                    ) 円 |     |     |
| 義<br>援<br>品 | 物 品 名                               | 数 量 | 備 考 |
|             |                                     |     |     |
|             |                                     |     |     |
|             |                                     |     |     |
|             |                                     |     |     |
|             |                                     |     |     |
|             |                                     |     |     |

|             |     |     |         |
|-------------|-----|-----|---------|
| 義<br>援<br>者 | 氏 名 | 住 所 | 電 話 番 号 |
|             |     |     |         |

粕屋町長

## 【資料４－３ 応急対策活動職員参集状況記録簿 様式】

|  |       |                        |        |          | <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 33%;">本部長</td> <td style="width: 33%;">総務班長</td> <td style="width: 33%;">班長</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 本部長 | 総務班長 | 班長 |  |  |  |
|--|-------|------------------------|--------|----------|---|-----|------|----|--|--|--|
| 本部長  | 総務班長  | 班長                     |        |          |   |     |      |    |  |  |  |
|  |       |                        |        |          |   |     |      |    |  |  |  |
| <p><b>応急対策活動職員参集状況 記録簿</b></p> <p>日 付 : 年 月 日</p> <p>活動班名称 : 部</p> <p>活動班長名称 :</p> |       |                        |        |          |   |     |      |    |  |  |  |
| 配備体制   | 参集者氏名 | 参集日時                   | 平常時部署名 | 対応する活動内容 |   |     |      |    |  |  |  |
|  |       |                        |        |          |   |     |      |    |  |  |  |
|  |       |                        |        |          |   |     |      |    |  |  |  |
|  |       |                        |        |          |   |     |      |    |  |  |  |
|  |       |                        |        |          |   |     |      |    |  |  |  |
|  |       |                        |        |          |   |     |      |    |  |  |  |
|  |       |                        |        |          |   |     |      |    |  |  |  |
|  |       |                        |        |          |   |     |      |    |  |  |  |
|  |       |                        |        |          |   |     |      |    |  |  |  |
|  |       |                        |        |          |   |     |      |    |  |  |  |
|  |       |                        |        |          |   |     |      |    |  |  |  |
|  |       |                        |        |          |   |     |      |    |  |  |  |
|  |       |                        |        |          |   |     |      |    |  |  |  |
|  |       |                        |        |          |   |     |      |    |  |  |  |
|  |       |                        |        |          |   |     |      |    |  |  |  |
|  |       |                        |        |          |   |     |      |    |  |  |  |
|  |       |                        |        |          |   |     |      |    |  |  |  |
|  |       |                        |        |          |   |     |      |    |  |  |  |
|  |       |                        |        |          |   |     |      |    |  |  |  |
|  |       |                        |        |          |   |     |      |    |  |  |  |
| <b>参集状況</b>  |       | <b>班職員全 人中、 人が参集済み</b> |        |          |   |     |      |    |  |  |  |
| 参集できないことが<br>分かっている職員  |       | <b>【氏名】</b><br>合計 人    |        |          |   |     |      |    |  |  |  |

【資料 4-4 避難行動要支援者・日常見守り対象者 登録・変更・抹消 申請書 様式】

避難行動要支援者

登録・変更・抹消 申請書

日常見守り対象者

私は、災害時や日常の見守りに地域の助けを受けたいため、下記の内容を台帳に登録するとともに、この台帳を粕屋町(福祉・防災担当)及び行政区、民生委員、福祉委員、消防団、町社会福祉協議会など、粕屋町が認める地域支援者並びに粕屋南部消防本部、県警察(粕屋警察署)に提供することに同意します。

粕屋町長 殿

令和 年 月 日

登録したい事業 (必要な方にチェック)

氏名

Ⓔ

災害時の避難行動要支援

日常見守り

代筆者

Ⓔ

|          |        |       |            |       |     |
|----------|--------|-------|------------|-------|-----|
| 氏名       | (男・女)  |       | T・S<br>H・R | 年 月 日 | 血液型 |
| 住所       | 行政区・組合 |       | ( ) ( )    |       |     |
| 電話番号     | FAX    |       | メールアドレス    |       |     |
| 障がい認定    | 有・無    | 障がい種別 | 介護認定       |       | 有・無 |
| 身体状況     |        |       |            |       |     |
| 家族構成     | 氏名     | 続柄    | 氏名         | 続柄    |     |
|          | 氏名     | 続柄    | 氏名         | 続柄    |     |
|          | 氏名     | 続柄    | 氏名         | 続柄    |     |
| 緊急時連絡先   | ①      | 氏名    | 続柄         | 連絡先   |     |
|          |        | 住所    |            |       |     |
|          | ②      | 氏名    | 続柄         | 連絡先   |     |
|          |        | 住所    |            |       |     |
| 地域支援者    | ①      | 氏名    | 続柄         | 連絡先   |     |
|          |        | 住所    |            |       |     |
|          | ②      | 氏名    | 続柄         | 連絡先   |     |
|          |        | 住所    |            |       |     |
|          | ③      | 氏名    | 続柄         | 連絡先   |     |
|          |        | 住所    |            |       |     |
| 特記事項     |        |       |            |       |     |
| 車椅子が必要など |        |       |            |       |     |

(裏面へ)



●<sup>げんざいちりょうちゆう</sup>現在治療中<sup>びょうきとう</sup>の病気等<sup>きにゆう</sup>があればご記入ください。

| 区分 | 治療中疾患 | かかりつけ医療機関 | 必要医薬品 |
|----|-------|-----------|-------|
| ①  |       |           |       |
| ②  |       |           |       |
| ③  |       |           |       |
| ④  |       |           |       |
| ⑤  |       |           |       |

●<sup>へや</sup>部屋<sup>みとりず</sup>の見取り図<sup>か</sup>をお書き<sup>くだ</sup>下さい。(簡単なもので構いません。) ※<sup>きた</sup>北<sup>ほうかく</sup>の方角<sup>か</sup>をお書き<sup>くだ</sup>下さい。  
<sup>ふだんせいかつ</sup>普段生活<sup>へや</sup>している部屋<sup>しんしつ</sup>に「○」、<sup>か</sup>寝室<sup>くだ</sup>に「☆」をお書き下さい。

| 部屋見取図 | 耐震 | 有・無 | 家具固定 | 有・無 |
|-------|----|-----|------|-----|
|       |    |     |      |     |
| 備考    |    |     |      |     |

## 【資料 4－5 福岡県消防相互応援協定】

### (目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、福岡県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援 について必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

### (地域区分)

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域に区分する。

### (対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 林野火災、高層建築物火災、危険物火災等の大規模火災
- (2) 地震、風水害その他大規模災害
- (3) 航空機事故、列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事故
- (4) 武力攻撃が疑われる災害
- (5) 放射性物質、生物剤又は化学剤による災害
- (6) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害で、応援が必要と判断されるもの

### (応援要請)

第4条 応援要請は災害が発生した市町村等（以下「要請側」という。）の長又は消防長から、協定市町村等の長又は消防長に対し、災害規模等に応じて次の各号の区分により行う。

#### (1) 第一要請

第2条に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請

#### (2) 第二要請

第一要請に加えて、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

2 応援要請は、原則として第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長又は消防長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

### (応援隊の派遣及び中断)

第5条 前条の規定により応援の要請を受けた市町村等（以下「応援側」という。）の長又は消防長は、当該発災市町村等における災害対応を応援するため、消防隊（以下「応援隊」という。）を派遣するものとする。ただし、やむを得ない理由により派遣し難い場合は、派遣をしないことができるものとする。

2 応援側の都合で応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

### (迅速な応援出動体制の確立)

第6条 協定市町村等の長又は消防長は、大規模災害等の発生に際し、要請側の長又は消防長と連絡が取れない場合又は被害状況が確認できない場合等の特に緊急を要するときには、第4条に規定する応援要請を待たず、先行調査のため、必要な応援隊（以下「先遣隊」という。）を派遣できるものとする。

2 先遣隊を派遣した応援側の都合で先遣隊を復帰させるべき特別な事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、先遣隊の派遣を中断することができるものとする。

### (通報)

第7条 応援を要請した場合又は応援隊等を派遣した場合や派遣を中断した場合において、要請側又は応援側の長又は消防長は、その旨を福岡県に対して通報するものとする。

## (応援側の指揮)

第8条 応援隊は、法第47条の規定に基づき要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

## (経費の負担)

第9条 応援に関し要した経費については、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

## (1) 応援側の負担する経費

- ア 消防機械器具の燃料費（補給燃料を除く。）及び小破損の修理費
- イ 消防職員及び消防団員の給与その他の給付に関する経費
- ウ 消防職員及び消防団員が負傷、疾病又は死亡した場合における補償費及び賞じゅつ金等
- エ 交通事故における損害賠償費等
- オ 応援側の重大な過失により発生した事故に要する経費

## (2) 要請側の負担する経費

前号に定める経費以外の経費

2 前項に定める費用負担について疑義を生じた場合は、当該市町村等において協議のうえ決定するものとする。

## (消防団応援)

第10条 消防団の応援に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

## (航空消防応援)

第11条 この協定の規定にかかわらず、航空消防の応援については、別に定める要綱によるものとする。

## (改廃)

第12条 この協定の改廃は、協定市町村等の長の協議により行うものとする。

## (委任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

## 附 則

- 1 この協定は、令和2年4月1日から効力を生じる
- 2 平成25年3月28日付けで関係市町村等の間において締結した福岡県消防相互応援協定（以下「旧協定」という。）は、その効力を失う。ただし、この協定の効力が生じる日前に行われた消防相互応援に関する経費の負担については、旧協定第10条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、記名押印のうえ、福岡県総務部防災危機管理局消防防災指導課、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県消防長会及び財団法人福岡県消防協会に保管を依頼するとともに、各市町村等はその写しを各1通保管するものとする。

令和2年3月11日

## 別表（協定第2条関係）

| 地 域       | 構 成 市 町 村 等  |
|-----------|--|
| (1) 北九州地域 | 北九州市 行橋市 豊前市 中間市 芦屋町<br>水巻町 岡垣町 遠賀町 荻田町 みやこ町<br>吉富町 上毛町 築上町<br>京築広域市町村圏事務組合<br>遠賀・中間地域広域行政事務組合 |

|          |   |
|----------|---|
| (2) 筑豊地域 | 直方市 飯塚市 田川市 宮若市 嘉麻市<br>小竹町 鞍手町 桂川町 香春町 添田町<br>糸田町 川崎町 大任町 赤村 福智町<br>飯塚地区消防組合 福岡県田川地区消防組合<br>直方・鞍手広域市町村圏事務組合                                       |
| (3) 福岡地域 | 福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 宗像市<br>太宰府市 古賀市 福津市 糸島市 那珂川市<br>宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 新宮町<br>久山町 粕屋町<br>筑紫野太宰府消防組合<br>春日・大野城・那珂川消防組合<br>粕屋南部消防組合 粕屋北部消防組合<br>宗像地区事務組合 |
| (4) 筑後地域 | 大牟田市 久留米市 柳川市 八女市 筑後市<br>大川市 小郡市 うきは市 朝倉市 みやま市<br>筑前町 東峰村 大刀洗町 大木町 広川町<br>八女地区消防組合<br>久留米広域市町村圏事務組合<br>甘木・朝倉広域市町村圏事務組合                            |

北九州市長、福岡市長、大牟田市長、久留米市長、直方市長、飯塚市長、田川市長、柳川市長、八女市長、筑後市長、大川市長、行橋市長、豊前市長、中間市長、小郡市長、筑紫野市長、春日市長、大野城市長、宗像市長、太宰府市長、古賀市長、福津市長、うきは市長、宮若市長、嘉麻市長、朝倉市長、みやま市長、糸島市長、那珂川市長、宇美町長、篠栗町長、志免町長、須恵町長、新宮町長、久山町長、粕屋町長、芦屋町長、水巻町長、岡垣町長、遠賀町長、小竹町長、鞍手町長、桂川町長、筑前町長、東峰村長、大刀洗町長、大木町長、広川町長、香春町長、添田町長、糸田町長、川崎町長、大任町長、赤村長、福智町長、苅田町長、みやこ町長、吉富町長、上毛町長、築上町長、八女地区消防組合管理者、筑紫野太宰府消防組合管理者、飯塚地区消防組合長、春日・大野城・那珂川消防組合長、福岡県田川地区消防組合管理者、久留米広域市町村圏事務組合組合長、京築広域市町村圏事務組合組合長、直方・鞍手広域市町村圏事務組合組合長、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合理事長、粕屋南部消防組合組合長、粕屋北部消防組合組合長、宗像地区事務組合組合長、遠賀・中間地域広域行政事務組合代理理事

## 福岡県消防相互応援協定に係る消防団広域応援実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県消防相互応援協定（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、福岡県内の消防団の広域的な応援（以下「広域応援」という。）の実施に関し、必要な事項について定める。

## (広域応援の対象)

第2条 広域応援は、火災、地震、風水害、その他の大規模災害発生時に行うことができるものとする。

## (広域応援の担当地域)

第3条 広域応援は、原則として協定第2条で区分された地域ごとの構成市町村間で行う。ただし、広域応援を要請する側（以下「要請側」という。）の長又は消防長が必要と認めた場合は、この限りではない。

## (広域応援の要請)

- 第4条 要請側の長、消防長及び消防団長は協議を行い、要請側の長又は消防長は、様式第1号により、速やかに県へ要請を行うこととする。
- 2 県は、要請側から提出された様式第1号で示された広域応援の要請先（以下「応援側」という。）の長、消防長へ様式第2号により広域応援要請を通知する。
  - 3 県からの広域応援要請を受けた応援側の長、消防長及び消防団長は協議を行い、応援側の長又は消防長は、様式第3号で応援の可否を速やかに県へ報告する。
  - 4 応援側から報告を受けた県は、様式第3号で要請側の長へ報告を行い、要請側の長、消防長並びに代表消防本部及び要請側市町村を所轄する地域代表消防本部と協議を行い、応援側消防団を決定する。
  - 5 県は、様式第4号により決定した応援側の長、消防長へ応援決定の通知を行い、出動を要請する。

## (広域応援の指揮等)

- 第5条 広域応援の指揮は、消防組織法第47条の規定に基づき、要請側の長の指揮の下に、行動するものとする。
- 2 応援側消防団の活動は、要請側消防本部及び消防団と協力して行うこととする。
  - 3 応援側消防団は、指揮者及び、安全管理者を定めることとする。

## (広域応援の始期及び終期)

- 第6条 広域応援の始期は、出動の命令を受けて、要請側市町村へ出発したときとする。
- 2 広域応援の終期は、応援目的を終了し応援側市町村へ帰所したときとする。ただし、協定5条第3項の規定に基づき広域応援が中断され応援側に復帰すべき命令があったときは、その時点とする。
  - 3 広域応援は、原則日帰りとする。

## (報告)

第7条 広域応援を行った隊は、様式第5号を速やかに県へ報告するものとする。

## (広域応援に要する経費)

第8条 広域応援に要する経費は、協定第9条の定めるところにより負担するものとする。

## 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。  
令和2年4月1日

様式第 1 号

第 年 月 日 号

福 岡 県 知 事 様

要請者  
市町村等名  
役職, 氏名 印

## 消防団広域応援要請票

福岡県消防相互応援協定第 10 条に定める消防団広域応援実施要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり応援を要請します。

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 応援要請種別  | 地域内・地域外           |
| 応援要請    | 令和 年 月 日 時 分～ 時 分 |
| 災害発生日時  | 令和 年 月 日 時 分      |
| 災害種別    | 火災・地震・風水害・その他     |
| 災害発生場所  |                   |
| 災害状況    |                   |
| 集結場所    |                   |
| 活動内容    |                   |
| 災害現場指揮者 |                   |

集結場所詳細地図

様式第2号

第 号  
年 月 日

各 市 町 村 長 様  
各消防本部（局）消防長 様

福 岡 県 知 事

消防団広域応援に係る様式第3号の提出について

福岡県消防相互応援協定第10条に定める消防団広域応援出動実施要綱第4条第2項の規定に基づき、別紙のとおり応援の要請があったので通知します。

については、下記に示す地域にあつては、様式第3号で応援の可否を県へ報告をしてください。

記

1. 地域内：
  
2. 地域外：

様式第3号

第 号  
年 月 日

福 岡 県 知 事 様

市町村等名  
役職, 氏名 印

### 消防団広域応援可否報告票

消防団広域応援実施要綱第4条第3項の規定に基づき、次のとおり応援の可否を報告します。

|                     |                |       |     |
|---------------------|----------------|-------|-----|
| 応援の可否               | 可              | 否 理由) |     |
| 消防団を所轄する<br>消防本部(局) |                |       |     |
| 指揮者                 | 役 職            | 氏 名   |     |
|                     |                |       |     |
| 安全管理者               | 役 職            | 氏 名   |     |
|                     |                |       |     |
| 集結場所到着時間            | 令和 年 月 日 時 分頃  |       |     |
| 派遣団員                | 名<br>例) スコップ4本 |       |     |
| 応援側消防団<br>連絡調整員     | 役 職            | 氏 名   | 連絡先 |
|                     |                |       |     |

※応援側消防団連絡調整員は、市町村事務担当者とする。ただし、人員等都合がつかない場合には、指揮者が兼務できるものとする。



様式第4号

第 号  
年 月 日

各 市 町 村 長 様  
各消防長本部（局）消防長 様

福 岡 県 知 事

消防団広域応援について

福岡県消防相互応援協定第10条に定める消防団広域応援実施要綱第4条第5項の規定に基づき、下記に定めるとおり出動してください。

記

1. 集結場所（様式第1号参照）
2. 集結時間
3. 活動場所
4. 活動時間
5. 災害現場指揮者

様式第5号

第 年 月 日 号

福 岡 県 知 事 様

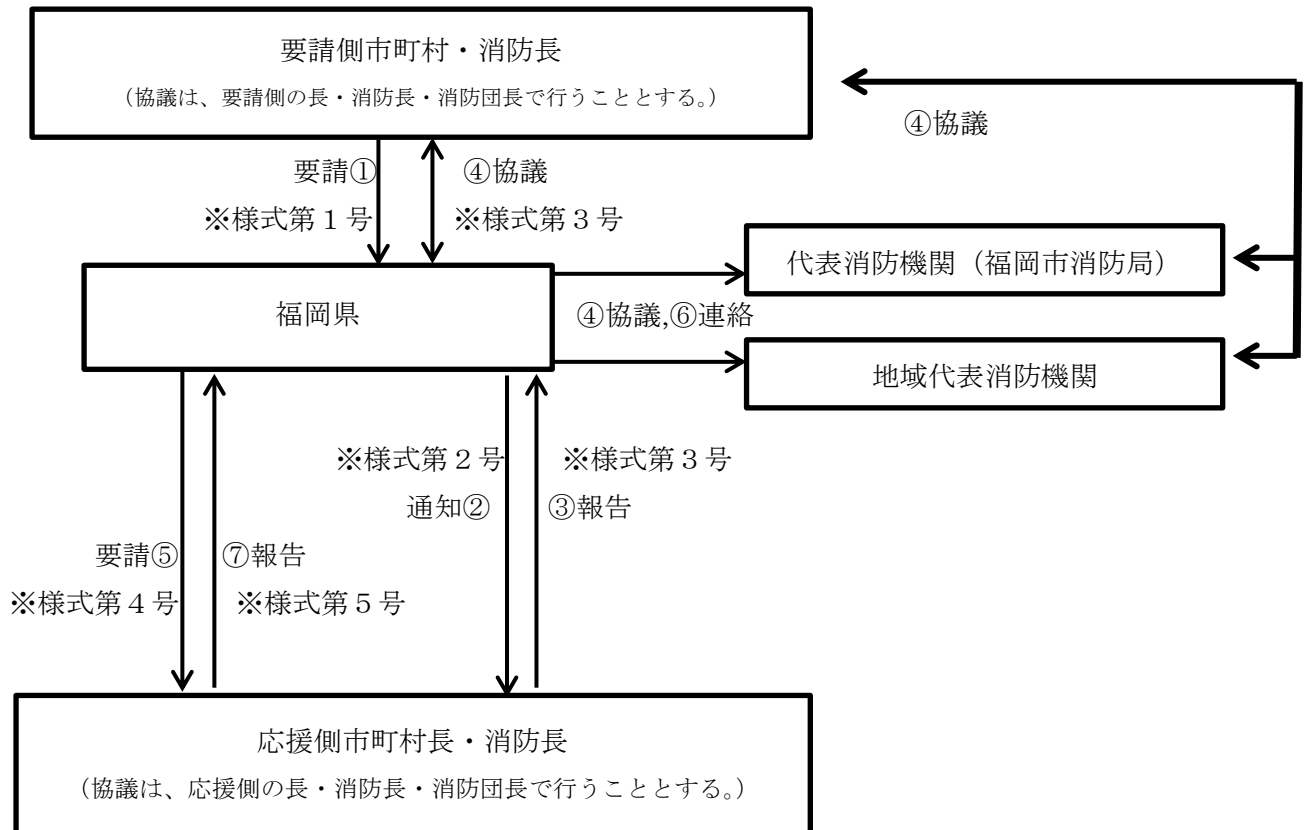
市町村等名  
役職, 氏名 印

消防団広域応援に係る活動報告の提出について

消防団広域応援実施要綱第7条の規定に基づき、次のとおり活動を報告します。

| 項 目            | 内 容                       |               |
|----------------|---------------------------|---------------|
| 応援場所           |                           |               |
| 応援種別           | 地 域 内 ・ 地 域 外             |               |
| 応援開始日時<br>終了日時 | 出 動                       | 令和 年 月 日 時 分～ |
|                | 集結場所到着                    | 令和 年 月 日 時 分  |
|                | 引 揚                       | 令和 年 月 日 時 分  |
|                | 帰 所                       | 令和 年 月 日 時 分  |
| 出動車両等          | 車両、団員数                    | 台 名 (総員)      |
|                | 使用資機材                     |               |
| 活動概要           | 火 災 ・ 地 震 ・ 風 水 害 ・ そ の 他 |               |
| 活動詳細           |                           |               |
| その他<br>(特記事項等) |                           |               |

## 広域応援要請連絡系統図



## 【資料 4－6 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定】

### (目的)

第1条 この協定は、福岡県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、福岡県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

### (応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

### (応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
  - (2) 応援の種類
  - (3) 応援の具体的な内容及び必要量
  - (4) 応援を希望する期間
  - (5) 応援場所及び応援場所への経路
  - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により福岡県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。
- 3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

### (応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

### (自主応援)

第5条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成17年4月26日から施行する。

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

【資料４－７ 福岡県大規模災害対策連絡協議会要綱】

(目的)

第1条 福岡県内で大規模災害が発生した場合において、県、北九州市、福岡市及び自衛隊が相互に緊密に連携し、自衛隊の災害派遣活動が円滑に実施されるよう、あらかじめ必要な事項を協議するため、福岡県大規模災害対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会における協議事項は次のとおりとする。

- 1 自衛隊の災害派遣活動内容に関すること。
- 2 自衛隊への災害派遣要請に関すること。
- 3 災害に関する情報連絡に関すること。
- 4 防災訓練の実施に関すること。
- 5 その他、自衛隊の災害派遣を円滑に実施するための必要な事項

(委員)

第3条 協議会の委員は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

(議長)

第4条 協議会に議長を置く。

- 2 議長は、協議会の議事を整理し、協議会の事務を総括する。
- 3 議長は、委員のうちから互選する。

(協議会の開催)

第5条 協議会の定例会は、原則として年1回これを開催する。

- 2 議長は、各委員の要請により臨時の協議会を開催することができる。

(幹事)

第6条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は、協議会の事務について委員を補助する。

(幹事会の開催)

第7条 幹事により、幹事会を構成する。

- 2 幹事会の定例会は、原則として年2回これを開催する。
- 3 幹事の要請により、臨時の幹事会を開催することができる。

(協議会及び幹事会における関係者の出席)

第8条 協議会及び幹事会の開催に際しては、協議事項の内容に応じ、委員及び幹事のほか、必要な関係者の出席を要請することができるものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福岡県総務部消防防災課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において別途協議して定める。

附 則

この要綱は、平成7年8月29日から施行する。

別表1

別表2

| 委 員   | 幹 事   |
|---|---|
| 陸上自衛隊第4師団司令部第3部長<br>海上自衛隊佐世保地方総監部防衛部長<br>航空自衛隊西部航空方面隊司令部防衛部長<br>福岡県総務部長<br>北九州市消防局防災対策部長<br>福岡市市民局長 | 陸上自衛隊第4師団司令部第3部防衛班長<br>海上自衛隊佐世保地方総監部防衛部第3幕僚室防衛主任<br>航空自衛隊西部航空方面隊司令部防衛部運用課運用2班長<br>福岡県総務部消防防災課長<br>北九州市消防局防災対策部防災課長<br>福岡市市民局市民部課長(防災に関する総合調整担当) |

## 【資料４－８ 福岡県災害救助法施行細則】

(昭和40年福岡県規則第44号)

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）の実施について、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(救助実施区域の告示)

第3条 知事は、法第2条の規定による救助（以下「救助」という。）を開始したときは、速やかに当該救助を適用する市町村規定による救助（以下「救助」という。）を開始したときは、速やかに当該救助を適用する市町村（法第2条の2第1項に規定する救助実施市を除く。以下同じ。）の地域を告示するものとする。

(市町村長の緊急処置)

第4条 市町村長（法第2条の2第1項に規定する救助実施市を除く。以下同じ。）は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法第13条第2項の規定に基づき救助に着手することができる。

(救助の組織)

第4条の2 災害救助に関する事務を処理するため、福祉労働部に災害救助部（以下「部」という。）を置く。

2 部に部長及び副部長を置き、部長には福祉労働部長を、副部長には福祉労働部次長をもって充てる。

3 部に別表の上覧に掲げる班を置き、同表の下欄に掲げる区域を管轄させる。

4 班に班長及び班員を置き、班長には別表の中欄に掲げる組織の長の職にある者をもって充て、班員には同表の中欄に掲げる組織に所属する職員をもって充てる。

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 政令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間を定めたときは、これを告示するものとする。

2 前項の規定により難い特別の事情があるときは、別に定めるところによるものとする。

(物資の収用等の場合の公用令書等)

第6条 省令第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次の各号の掲げる通りとする。

(1) 公用令書（様式第3号から様式第3号の4まで）

(2) 公用変更令書（様式第4号）

(3) 公用取消令書（様式第5号）

2 知事は、前項第1号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳（様式第6号）に、これを登録するものとする。

3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあっては、変更事項を記録しなければならない。

第7条 削除

(物資の収用等の引渡しにおける所有者等の立会い)

第8条 省令第2条第3項の規定により、当該職員が収用又は使用すべき物資の引渡しを受け受領調書（様式第7号）を作成しようとするときは、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者の立ち会いの下で行わなければならない。ただし、やむをえない場合においては、この限りでない。

(損失補償請求書)

第9条 省令第3条の規定により、損失補償請求書（様式第8号）の提出があったとき及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、第6条第2項の強制物件台帳に所要の事項を記録するものとする。

(従事命令の場合の公用令書等)

第10条 省令第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおり

とする。

- (1) 公用令書（様式第9号）
- (2) 公用取消令書（様式第10号）

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳（様式第11号）に、これを登録するものとする。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に、その理由を詳細に記録してこれを抹消しなければならない。

（協力命令の場合の様式等）

第11条 法第8条に規定する救助に関する業務に協力させる者には、協力令書（様式第12号）を交付するものとする。ただし、そのいとまがないときはこの限りでない。

2 前項の協力令書を交付するときは、救助協力者台帳（様式第13号）に、これを登録するものとする。

第12条 削除

（従事命令に従事できない場合の届出）

第13条 省令第4条第2項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

- (1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- (2) 天災その他避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な機関の証明書

（実費弁償）

第14条 知事は、政令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項を定めたときは、これを告示するものとする。

（実費弁償請求書の様式）

第15条 省令第5条に規定する実費弁償請求書は、様式第14号による。

（立入検査証）

第16条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の規定により、当該職員が立入検査にあたって、携帯する証票は様式第15号による。

第17条 削除

（扶助金支給申請書の様式等）

第18条 省令第6条第1号の規定による扶助金支給申請書は様式第18号による。

2 前項の扶助金申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

- (1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載したい書類及び証明書等
- (2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治ゆまでの見込期間等に関する医師の意見書

3 省令第6条第1項の規定により、扶助金支給申請書の提出があったとき及びこれに基づき扶助金の支給を行ったときは、第10条第2項の救助従事者台帳又は第11条第2項の救助協力者台帳に所要の事項を記載するものとする。

（知事の権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする場合の通知）

第19条 知事は、法第13条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、様式第19号により政令第17条第1項の規定による通知を行うものとする。

（繰替支弁）

第20条 法第30条の規定による市町村長の救助の実施に要する費用は、市町村において一時繰替支弁をするものとする。

（繰替支弁金請求書及び提出期限）

第21条 市町村長は、前条の規定により一時繰替支弁をしたときは、救助に関する業務の完了後60日以内に次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) 災害救助費繰替支弁金請求書（様式第21号及び第21号の2）
- (2) 救助業務に要した経費算出内訳（様式第22号）
- (3) 被害状況調（様式第24号）
- (4) 災害救助費繰替支弁状況調（様式第25号）



(5) 歳入歳出予算書抄本及支払証拠書類の写し

2 市町村長は、前条に規定する費用について、概算払を受けようとするときは災害救助費繰替支弁金概算払請求書（様式第26号）を、精算を行うときは災害救助費繰替支弁金精算請求書（様式第27号）に前項第2号から5号までに掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

第22条 削除  
(救助事務費)

第23条 知事は、法第18条第1項に規定する救助の事務を行うのに必要な費用として支出できる範囲及び限度額等を定めたときは、これを告示するものとする。

(災害救助基金台帳)

第24条 法第22条の規定に基づき設置した福岡県災害救助基金に係る収入及び支出については、福岡県災害救助基金台帳（様式第43号及び様式第44号）に記載し、常時その状況を明らかにするものとする。

(補則)

第25条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

(略)

附 則（令和元年規則第22号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条の2関係）

| 班 名      | 組 織               | 管 轄 区 域                           |
|----------|-------------------|-----------------------------------|
| 救助総括班    | 福祉労働部福祉総務課        | 県下全域（法第2条の2第1項に規定する救助実施市を除く。）     |
| 筑紫救助班    | 福岡県筑紫保健福祉環境事務所    | 筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市           |
| 粕屋救助班    | 福岡県粕屋保健福祉環境事務所    | 古賀市、糟屋郡                           |
| 糸島救助班    | 福岡県糸島保健福祉事務所      | 糸島市                               |
| 宗像・遠賀救助班 | 福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 | 中間市、宗像市、福津市、遠賀郡                   |
| 嘉穂・鞍手救助班 | 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 | 直方市、飯塚市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡           |
| 田川救助班    | 福岡県田川保健福祉事務所      | 田川市、田川郡                           |
| 北筑後救助班   | 福岡県北筑後保健福祉環境事務所   | 久留米市、小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡         |
| 南筑後救助班   | 福岡県南筑後保健福祉環境事務所   | 大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三潴郡、八女郡 |
| 京築救助班    | 福岡県京築保健福祉環境事務所    | 行橋市、豊前市、京都郡、築上郡                   |

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等

〔 令和2年3月31日 〕  
〔 福岡県告示第344号 〕

一部改正令和3年3月23日福岡県告示第354号

一部改正令和4年6月9日福岡県告示第633号の2

第1 救助の程度、方法及び期間

福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号。以下「規則」という。）第5条第1項の救助の程度、方法及び期間は、次に定めるところによる

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。

イ 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。

ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり330円以内とする。

エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

オ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

カ 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型応急住宅

(ア) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能である。

(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて別に定め、その設置のため支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,285,000円以内とする。

(ウ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。

(エ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。

(オ) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

(カ) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項による期限内（最長2年以内）とする。

(キ) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域における実費とする。

## イ 賃貸型応急住宅

- (ア) 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。
- (イ) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。
- (ウ) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、ア(カ)と同様の期間とする。

## 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

## (1) 炊き出しその他による食品の給与

- ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。
- イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,180円以内とする。
- エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

## (2) 飲料水の供給

- ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。
- イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。
- ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

## 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- (1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）若しくは全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。
- (2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。
- ア 被服、寝具及び身の回り品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。なお、季別は災害発生の日をもって決定する。
- ア 住家の全壊、全焼又は流失による被害を受けた世帯

| 季別 | 期 間    | 1人世帯    | 2人世帯    | 3人世帯    | 4人世帯    | 5人世帯    | 6人以上1人を増すごとに加算する額 |
|----|--------|---------|---------|---------|---------|---------|-------------------|
| 夏季 | 4月～9月  | 18,700円 | 24,000円 | 35,600円 | 42,500円 | 53,900円 | 7,800円            |
| 冬季 | 10月～3月 | 31,000円 | 40,100円 | 55,800円 | 65,300円 | 82,200円 | 11,300円           |

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

| 季別 | 期 間        | 1人世帯   | 2人世帯    | 3人世帯    | 4人世帯    | 5人世帯    | 6人以上1人増すごとに加算する額 |
|----|------------|--------|---------|---------|---------|---------|------------------|
| 夏季 | 4月～<br>9月  | 6,100円 | 8,200円  | 12,300円 | 15,000円 | 18,900円 | 2,600円           |
| 冬季 | 10月～<br>3月 | 9,900円 | 12,900円 | 18,300円 | 21,800円 | 27,400円 | 3,600円           |

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。

イ 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マツサーズ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサーズ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。

ウ 医療は、次の範囲内にて行う。

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

オ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。

イ 助産は、次の範囲内において行う。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の2割引以内の額とする。

エ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 被災者の救出

(1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明状態にある者を捜索し、救出するものとする。

(2) 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

(1) 被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度

- の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。
- (2) 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。
- ア イに掲げる世帯以外の世帯 655,000円  
イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円
- (3) 被災した住宅の応急修理は、災害発生の日から3箇月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては6箇月以内）に完了しなければならない。

## 7 生業に必要な資金の貸与

- (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。
- (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。
- (3) 生業に必要な資金の貸与として貸し付けることができる金額は、次の額以内とする。
- ア 生業費 1件当たり 30,000円  
イ 就職支度費 1件当たり 15,000円
- (4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付するものとする。
- ア 貸与期間 2年以内  
イ 利子 無利子
- (5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

## 8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。
- (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。
- ア 教科書  
イ 文房具  
ウ 通学用品
- (3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。
- ア 教科書代
- (ア) 小学校児童及び中学校生徒  
教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
- (イ) 高等学校等生徒  
正規の授業で使用する教材を給与するための実費
- イ 文房具及び通学用品費
- 小学校児童 1人当たり 4,700円  
中学校生徒 1人当たり 5,000円  
高等学校等生徒 1人当たり 5,500円
- (4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他の学用品につ

いては15日以内に完了しなければならない。

## 9 埋葬

- (1) 埋葬は、災害の際死亡した者について死体の応急的処理程度のものを行うものとする。
- (2) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。
  - ア 棺（付属品を含む。）
  - イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
  - ウ 骨つぼ及び骨箱
- (3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人213,800円、小人170,900円以内とする。
- (4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

## 10 死体の捜索

- (1) 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。
- (2) 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

## 11 死体の処理

- (1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。
- (2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。
  - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
  - イ 死体の一時保存
  - ウ 検案
- (3) 検案は、原則として救護班によって行う。
- (4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。
  - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。
  - イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合にあっては一体当たり5,400円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるものとする。
  - ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
- (5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

## 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

- (1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
- (2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が138,300円以内とする。
- (3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

## 13 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

- (1) 応急救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。
  - ア 被災者の避難に係る支援
  - イ 医療及び助産
  - ウ 被災者の救出
  - エ 飲料水の供給

- オ 死体の搜索
  - カ 死体の処理
  - キ 救済用物資の整理配分
- (2) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

## 第2 実費弁償

規則第14条の実費弁償に関して必要な事項は、次に定めるところによる。

- 1 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第4条第1号から第4号までに掲げる者
  - (1) 日当
    - ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 22,500円以内
    - イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士、保健師及び助産師 1人1日当たり 17,100円以内
    - ウ 看護師及び准看護師 1人1日当たり 15,100円以内
    - エ 救急救命士 1人1日当たり 15,300円以内
    - オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 15,900円以内
    - カ 大工 1人1日当たり 23,700円以内
    - キ 左官 1人1日当たり 24,000円以内
    - ク とび職 1人1日当たり 23,000円以内
  - (2) 時間外勤務手当
 

職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号）第2条の職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。
  - (3) 旅費
 

福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和32年福岡県条例第57号）の規定により支給すべき旅費に相当する額以内とする。
- 2 政令第4条第5号から第10号までに掲げる者
 

業者のその地域における慣行料金による支出実費に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

## 第3 救助事務費

規則第23条の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）として支出できる範囲及び限度等は、次に定めるところによる。

- 1 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。
  - (1) 時間外勤務手当
  - (2) 賃金職員等雇上費
  - (3) 旅費
  - (4) 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）
  - (5) 使用料及び賃借料
  - (6) 通信運搬費
  - (7) 委託費
- 2 各年度において、救助事務費に支出できる費用は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る1の(1)から(7)までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務

費以外の費用の額の合算額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

| 国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分 | 割 合     |
|----------------------------------|---------|
| 3千万円以下の部分                        | 100分の10 |
| 3千万円を超え6千万円以下の部分                 | 100分の9  |
| 6千万円を超え1億円以下の部分                  | 100分の8  |
| 1億円を超え2億円以下の部分                   | 100分の7  |
| 2億円を超え3億円以下の部分                   | 100分の6  |
| 3億円を超え5億円以下の部分                   | 100分の5  |
| 5億円を超える部分                        | 100分の4  |

- 3 2の「救助事務費以外の費用の額」とは、第1に定める救助の実施のために支出した費用及び第2に定める実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、政令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。



【資料 4-9 災害報告事項及び担当課一覧（報告者：市町村長）】

| 区分          | 県主管課  | 経由機関             | 報告大別       | 報告事項  | 根拠法令等                       | 報告時期          | 報告内容  | 主管省庁                  |
|-------------|---|------------------|------------|---|-----------------------------|---------------|---|-----------------------|
| 総合<br>被害報告  | 消防防災課(保健医療介護総務課、医療指導課)                            | 農林事務所            | 災害全般       | 総合被害報告  | 災害対策基本法                     | 即報、中間即報<br>確定 | 災害の状況、災害の程度<br>応急措置の概要  | 総務省<br>消防庁            |
|             | 消防防災課(保健医療介護総務課、医療指導課)                            | 消防本部(局)          | 消防         | 火災報告  | 消防法                         | 即報<br>詳報      | 火災の状況・被害の程度・消防機関の活動   | 消防庁                   |
| 事業別<br>被害報告 | 保健医療介護総務課<br>(保護・援護課、介護保険課)(児童家庭課、子育て支援課、障がい者福祉課) | 保健福祉環境事務所        | 社会福祉施設     | 社会福祉施設被害状況報告  | 厚生省通知                       | 速報            | 被害状況・被害額・復旧の対応状況  | 厚生労働省社会・援護局           |
|             | 医療指導課   | 保健福祉環境事務所        | 医療施設       | 医療機関被害報告  |                             | 請求時           | 被害状況  | 厚生労働省健康医政局            |
|             | 健康増進課   | 保健福祉環境事務所        | 防疫         | 被害状況報告  | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律  | 速報            | 家屋被害・患者発生   | 厚生労働省保健医療局            |
|             |   |                  |            | 防疫活動報告  |                             | 日報報告<br>完了報告  | 家屋被害・患者発生防疫活動・経費  |                       |
|             | 水道整備室   | 保健福祉環境事務所        | 水道         | 水道施設被害報告  | 水道法                         | 速報            | 被害状況・災害復旧事業費  | 厚生労働省医薬・生活衛生局         |
|             | 廃棄物対策課  | 直接               | 廃棄物        | 廃棄物処理施設被害・廃棄物処理事業被害報告   | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律            | 速報            | 被害状況・災害復旧事業費  | 環境省                   |
|             | 水産振興課   | 水産海洋技術センター<br>直接 | 水産         | 水産業被害報告   | 農林水産省通知                     | 速報・概況<br>確定   | 漁船・漁具・養殖施設<br>共同・非共同施設  | 水産庁                   |
|             | 園芸振興課   | 農林事務所            | 農林         | 農作物被害報告<br>栽培用施設被害報告  | 農林水産省通知                     | 速報・概況<br>確定   | 農作物等被害全般  | 農林水産省経営局              |
|             | 農村森林整備課   | 農林事務所            | 農林<br>公共土木 | 農地・農業用施設被害報告、<br>海岸、地すべり防止施設(農林水産省農村振興局所管分)被害報告、<br>林道施設(林野庁所管分)被害報告<br>林地・治山施設被害報告 | 農林水産省農地<br>農水省通達及び公共土木国庫負担法 | 速報・概況<br>確定   | 農地農業用施設<br>海岸、地すべり防止施設(農林水産省農村振興局所管分)、<br>林道施設<br>治山施設・林地     | 農林水産省農村振興局<br><br>林野庁 |
|             | 団体指導課   | 農林事務所            | 農林         | 農協等<br>共同利用施設被害報告   | 農林水産省農地<br>公共土木国庫負担法        | 速報<br>確定      | 農協等共同利用施設   | 農林水産省経営局              |
|             | 畜産課   | 農林事務所            | 農林         | 畜産関係被害報告  | 農林水産省通知                     | 速報・概況<br>確定   | 家畜・畜産物・飼料作物・<br>牧草地・施設  | 農林水産省経営局              |
|             | 林業振興課   | 農林事務所            | 農林         | 林業関係被害報告  | 農林水産省通知、農林水産省               | 速報・概況、確定      | 造林地・苗畑・林業用施設  | 林野庁                   |
|             | 公園街路課   | 県土整備事務所          | 都市施設       | 都市施設被害報告  | 建設省通達                       | 速報、確定         | 街路・公園緑地   | 国土交通省水管理・国土保<br>全局    |
|             | 下水道課  | 県土整備事務所          | 都市施設       | 都市施設被害報告  | 建設省通達                       | 速報<br>確定      | 下水道   | 国土交通省水管理・国土保<br>全局    |
|             | 港湾課   | 県土整備事務所          | 公共土木       | 国土交通省所管<br>公共土木施設被害報告   | 公共土木国庫負担法                   | 速報<br>確定      | 海岸・漁港施設・潮位・風速・<br>雨量  | 国土交通省港湾局              |
|             | 水産振興課   | 直接               | 公共土木       | 農水省所管<br>漁港施設被害報告   | 公共土木国庫負担法                   | 速報<br>確定      | 海岸・港湾施設・潮位・風速・<br>雨量  | 水産庁                   |
|             | 河川管理課   | 県土整備事務所          | 公共土木       | 国土交通省所管<br>公共土木施設被害報告   | 公共土木国庫負担法                   | 速報<br>確定      | 河川・海岸・道路・橋梁・砂防<br>施設・地すべり防止施設(国<br>土交通省河川局所管分)・急<br>傾斜地崩壊防止施設 | 国土交通省水管理・国土保<br>全局    |
| 住宅計画課       | 直接  | 住宅               | 住宅災害報告     | 建設省通達   | 即報・発生後7日<br>以内・確定           | 住宅            | 国土交通省住宅局  |                       |
| 教育庁施設課      | 教育事務所   | 公立学校             | 公立文教施設被害報告 | 公立学校施設災害復旧費<br>国庫負担法  | 速報<br>確定                    | 幼・小・中・中等・特支施設 | 文部科学省文教施設企画<br>部  |                       |

【資料4-10 福岡県災害調査報告実施要綱】

制定 昭和39年 5月21日  
 改正 平成 6年 4月 1日  
 平成10年 4月 1日

(趣 旨)

第1 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条の規定による報告及び他関係法令又は各省（庁）の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定めるものとする。

(定 義)

第2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

(総括事務)

第3 この災害状況の調査についての総括事務は、次に掲げる区分により行うものとする。

- 1 災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災課において行う。
- 2 災害対策本部が設置されたときは、総合指令部（総括班）において行う。

(報告責任者)

第4 災害時における事務のふくそうをさけるため、市町村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者（この場合「災害報告主任」という。）及び副主任を定めておくものとする。

(報告すべき災害)

第5 市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。

- 1 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- 3 災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 4 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- 5 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるもの。

(報告及び提出部数)

第6 市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事（又は災害対策本部長）に報告するものとし、被害の判定基準は別表1によるものとする。

1 即 報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあっては、ただちに災害概況即報（様式第1号）を防災行政無線又は電話（ファクシミリを含む。）をもって報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第1号を提出するものとする。

前記報告のほか、判明した被害状況については様式第2号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後にあっては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

| 区分     | 報告時間   |        |
|--------|--------|--------|
|        | 市町村長   | 10時00分 |
| 出先機関の長 | 10時30分 | 15時30分 |
| 各部長    | 11時00分 | 16時00分 |

2 詳 報

災害発生後市町村長にあっては5日以内に、関係出先機関の長にあっては7日以内に、それぞれの関係機関に様式第2号又は様式第3号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に掲げる事項を知事（又は災害対策本部長）に提出するものとする。

3 確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであって、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付するものとする。

#### 4 提出部数

(1) 出先機関の長は、各様式とも2部作成し関係部長に提出するものとする。

(2) 各部長は、1部を知事（対策本部長）又は総務部長に提出するものとする。なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあつては、出先機関の長に準じ2部提出するものとする。

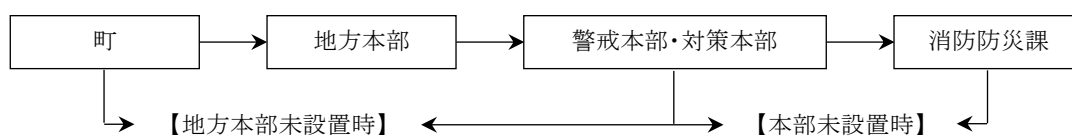
（報告の順序）

第7 市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害被害によるものとする。但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

#### 1 市町村長の報告

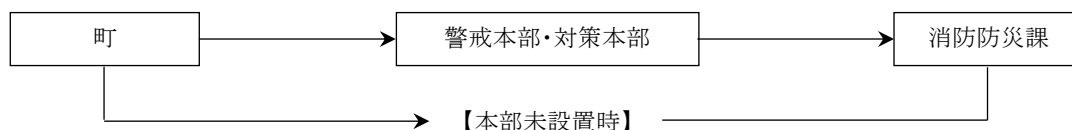
(1) 災害概況及び被害状況即報

（様式第1号・様式第2号の1）



(2) 被害状況確定報告

（様式第2号の1）



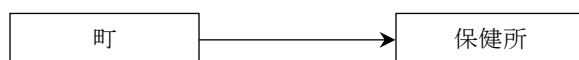
(3) 社会福祉施設関係被害即報

（様式第2号の2）



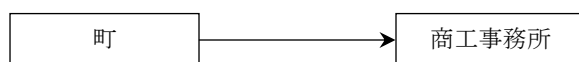
(4) 保健環境関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第2号の3、様式第3号の1）



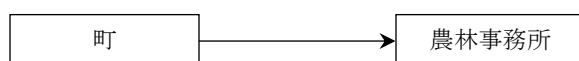
(5) 商工業関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第2号の4、様式第3号の2）



(6) 農業関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第2号の5、様式第3号の3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15）

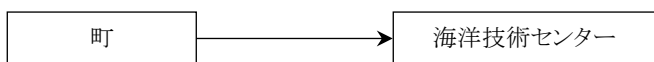


(7) 林業関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第2号の6、7、8、9、10）



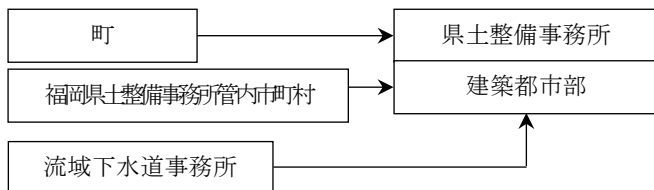
- (8) 水産関係被害即報・詳報・確定報告  
(様式第2号の11、12)



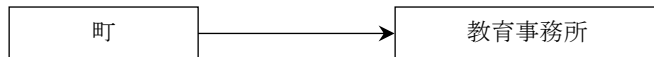
- (9) 土木関係被害即報・詳報・確定報告  
(様式第2号の13、様式第3号の16)



- (10) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告  
(様式第2号の14、15、様式第3号の17)

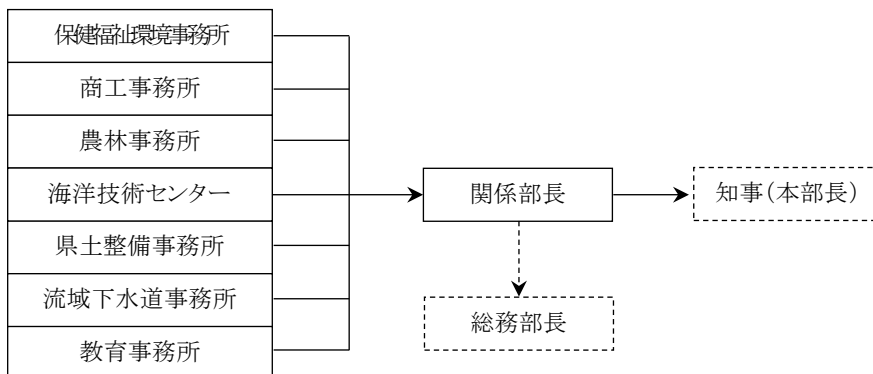


- (11) 教育関係被害即報・詳報・確定報告  
(様式第2号の16)



2 出先機関の長の報告

市町村から報告を受けた出先機関の長は、速やかに関係部長に報告するものとする。



3 各部長の報告

- (1) 各部長は、出先機関の長からの報告を受けた後、速やかにその状況を書面をもって知事（又は災害対策本部長）に報告するものとする。
- (2) 被害額については、様式第4号により報告するものとする。
- (3) 災害対策本部が設置されないときは、災害ごとに様式第2号の1及び様式第4号を総務部長（消防防災課）に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

別表 1

| 被害区分  |  |   | 備考                          |
|-------|--|---|-----------------------------|
| 人的被害  | 死者   | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。   |                             |
|       | 行方不明者  | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする。   |                             |
|       | 重傷者  | 当該被害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。   |                             |
|       | 軽傷者  | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。  |                             |
| 住家被害  | 住家   | 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。   |                             |
|       | 全壊   | 住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。           |                             |
|       | 半壊   | 住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。       |                             |
|       | 一部損壊   | 全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。   |                             |
|       | 床上浸水   | 住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないものとする。   |                             |
|       | 床下浸水   | 床上浸水にはいたらない程度に浸水したものとする。  |                             |
| 非住家被害 | 非住家  | 住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。   | 非住家被害は全壊又は半壊のもののみを記入するものとする |
|       | 公共建物   | 例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。   |                             |
|       | その他  | 公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。   |                             |
| その他   | 田の流出埋没   | 田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。   |                             |
|       | 畑の流出埋没及び畑の冠水   | 田の例に準じて取り扱うものとする。   |                             |
|       | 文教施設   | 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。  |                             |
|       | 道路   | 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。   |                             |
|       | 橋りょう   | 道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。   |                             |
|       | 河川   | 河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 |                             |
| 港湾    | 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。 |   |                             |

| 被害区分 |                        | 備考   |
|------|------------------------|--|
| その他  | 砂防                     | 砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または第3条の2の規定によって天然の河岸とする。  |
|      | 清掃施設                   | ごみ処理及びし尿処理施設とする。   |
|      | 鉄道不通                   | 汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。  |
|      | 被害船舶                   | ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能となったもの及び流出し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。   |
|      | 航空機被害                  | 人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。   |
|      | 電話                     | 災害により通信不能となった電話の回線数とする。  |
|      | 電気                     | 災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。   |
|      | 水道                     | 上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。  |
|      | ガス                     | 一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。   |
|      | ブロック塀                  | 倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。  |
|      | 罹災世帯                   | 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 |
| 罹災者  | 罹災世帯の構成員とする。           |  |
| 被害金額 | 公立文教施設                 | 公立の文教施設とする。  |
|      | 農林水産施設                 | 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対策となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び協同利用施設とする。   |
|      | 公共土木施設                 | 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。   |
|      | その他の公共施設               | 公共文教施設、農林水産施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。   |
|      | 災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法 | 公立文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きとするものとする。   |
|      | 公共施設被害市町村              | 公共文教施設、農林水産施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。   |
|      | 農産被害                   | 農林水産施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。  |
|      | 林産被害                   | 農林水産施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。  |
|      | 畜産被害                   | 農林水産施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。  |
|      | 水産被害                   | 農林水産施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。   |
|      | 商工被害                   | 建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。  |

## 様式第1号

〔災害概況即報〕

災害名 (第 報)

|      |           |
|------|-----------|
| 報告日時 | 年 月 日 時 分 |
| 市町村名 |           |
| 報告者名 |           |

(市町村→地方本部→県本部)

|         |      |     |   |    |   |               |         |     |      |    |
|---------|------|-----|---|----|---|---------------|---------|-----|------|----|
| 災害の概要   | 発生場所 |     |   |    |   | 発生日時          | 月 日 時 分 |     |      |    |
|         |      |     |   |    |   |               |         |     |      |    |
| 被害の状況   | 死傷者  | 死者  | 人 | 不明 | 人 | 住家            | 全壊      | 棟   | 一部破損 | 棟  |
|         |      | 負傷者 | 人 |    | 人 |               | 半壊      | 棟   | 床上浸水 | 棟  |
|         |      |     |   |    |   |               |         |     |      |    |
| 応急対策の状況 |      |     |   |    |   | 避難状況          |         |     |      |    |
|         |      |     |   |    |   | 勧告・指示<br>自主の別 | 日時      | 地区名 | 避難先  | 人員 |

様式第2号の1

被害状況報告

〔即報  
確定〕

|           |       |         |         |           |         |         |         |                |  |
|-----------|-------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|----------------|--|
| 市町村名      |       | 報告者名    |         |           |         |         |         |                |  |
| 地方本部名     |       | 報告者名    |         | 報告日時      |         |         |         |                |  |
|           |       |         |         | 月 日 時 分現在 |         |         |         | (市町村→地方本部→県本部) |  |
| 市町村名      |       |         |         | 被害        |         | 被害      |         | 被害             |  |
| 区分        |       |         |         | 被害        |         | 被害      |         | 被害             |  |
| 人的被害      | 死者    | 人       |         |           |         |         |         |                |  |
|           | 行方不明者 | 人       |         |           |         |         |         |                |  |
|           | 負傷者   | 重傷      | 人       |           |         |         |         |                |  |
|           |       | 軽傷      | 人       |           |         |         |         |                |  |
| 住家被害      | 全壊    | 棟       |         |           |         |         |         |                |  |
|           |       | 世帯      |         |           |         |         |         |                |  |
|           | 半壊    | 棟       |         |           |         |         |         |                |  |
|           |       | 世帯      |         |           |         |         |         |                |  |
|           | 一部破損  | 棟       |         |           |         |         |         |                |  |
|           |       | 世帯      |         |           |         |         |         |                |  |
|           | 床上浸水  | 棟       |         |           |         |         |         |                |  |
|           |       | 世帯      |         |           |         |         |         |                |  |
|           | 床下浸水  | 棟       |         |           |         |         |         |                |  |
|           |       | 世帯      |         |           |         |         |         |                |  |
| 非住家       | 公共建物  | 棟       |         |           |         |         |         |                |  |
|           | その他   | 棟       |         |           |         |         |         |                |  |
| その他       | 田     | 流出・埋没   | ha      |           |         |         |         |                |  |
|           |       | 冠水      | ha      |           |         |         |         |                |  |
|           | 畑     | 流出・埋没   | ha      |           |         |         |         |                |  |
|           |       | 冠水      | ha      |           |         |         |         |                |  |
|           | 文教施設  | 箇所      |         |           |         |         |         |                |  |
|           | 医療機関  | 箇所      |         |           |         |         |         |                |  |
|           | 道路    | 箇所      |         |           |         |         |         |                |  |
|           | 橋りょう  | 箇所      |         |           |         |         |         |                |  |
|           | 河川    | 箇所      |         |           |         |         |         |                |  |
|           | 港湾    | 箇所      |         |           |         |         |         |                |  |
|           | 砂防    | 箇所      |         |           |         |         |         |                |  |
|           | 清掃施設  | 箇所      |         |           |         |         |         |                |  |
|           | 崖崩れ   | 箇所      |         |           |         |         |         |                |  |
|           | 鉄道不通  | 箇所      |         |           |         |         |         |                |  |
|           | 被害船舶  | 隻       |         |           |         |         |         |                |  |
|           | 航空機被害 | 機       |         |           |         |         |         |                |  |
|           | 水道    | 戸       |         |           |         |         |         |                |  |
|           | 電気    | 回線      |         |           |         |         |         |                |  |
| ガス        | 戸     |         |         |           |         |         |         |                |  |
| ブロック塀     | 箇所    |         |         |           |         |         |         |                |  |
| り災世帯数     | 世帯    |         |         |           |         |         |         |                |  |
| 罹災者数      | 人     |         |         |           |         |         |         |                |  |
| 火災発生      | 建物    | 件       |         |           |         |         |         |                |  |
|           | 危険物   | 件       |         |           |         |         |         |                |  |
|           | その他   | 件       |         |           |         |         |         |                |  |
| 公共文教施設    | 千円    |         |         |           |         |         |         |                |  |
| 農林水産業施設   | 千円    |         |         |           |         |         |         |                |  |
| 公共土木施設    | 千円    |         |         |           |         |         |         |                |  |
| その他の公共施設  | 千円    |         |         |           |         |         |         |                |  |
| その他       | 農産被害  | 千円      |         |           |         |         |         |                |  |
|           | 林産被害  | 千円      |         |           |         |         |         |                |  |
|           | 畜産被害  | 千円      |         |           |         |         |         |                |  |
|           | 水産被害  | 千円      |         |           |         |         |         |                |  |
|           | 商工被害  | 千円      |         |           |         |         |         |                |  |
|           | その他   | 千円      |         |           |         |         |         |                |  |
| 被害総額      | 千円    |         |         |           |         |         |         |                |  |
| 災害対策本部    | 設置    | 月 日 時 分 | 月 日 時 分 | 月 日 時 分   | 月 日 時 分 | 月 日 時 分 | 月 日 時 分 | 月 日 時 分        |  |
|           | 解散    | 月 日 時 分 | 月 日 時 分 | 月 日 時 分   | 月 日 時 分 | 月 日 時 分 | 月 日 時 分 | 月 日 時 分        |  |
| 災害救助法適用   |       |         |         |           |         |         |         |                |  |
| 消防処金出動延人数 | 人     |         |         |           |         |         |         |                |  |
| 消防団員出動延人数 | 人     |         |         |           |         |         |         |                |  |



様式第2号の2

## 〇〇〇〇災害による福祉施設被害即報

〇〇市町村

〇〇保健福祉環境事務所

| 施設の種別 | 施設名 | 所在地 | 設置主体 | 被害状況 | 被害額 | 復旧の対応状況 |
|-------|-----|-----|------|------|-----|---------|
|       |     |     |      |      |     |         |
|       |     |     |      |      |     |         |
|       |     |     |      |      |     |         |
|       |     |     |      |      |     |         |
|       |     |     |      |      |     |         |
|       |     |     |      |      |     |         |
|       |     |     |      |      |     |         |
|       |     |     |      |      |     |         |
|       |     |     |      |      |     |         |
|       |     |     |      |      |     |         |

様式第2号の3

〇〇〇〇災害による救護を要する傷病者即報

(保健福祉環境事務所長へ)

(保健福祉部長へ)

〇〇市町村

〇〇保健福祉環境事務所

| 即報月日 |        |      | 月 日 |    | 即報時間 |     |    |     | 時      | 即報回数 | 第 回   |     |
|------|--------|------|-----|----|------|-----|----|-----|--------|------|-------|-----|
| 被害地等 | 災害発生日時 | 傷病者数 | 内 訳 |    |      |     |    |     | 傷病収容状況 |      | 救護の状況 | 備 考 |
|      |        |      | 外傷者 |    |      | 罹病者 |    |     | 収容箇所数  | 収容人員 |       |     |
|      |        |      | 死者  | 重傷 | 軽傷   | 重傷  | 軽傷 | 伝染病 |        |      |       |     |
| 1    | 2      | 3    | 4   | 5  | 6    | 7   | 8  | 9   | 10     | 11   | 12    | 13  |
|      |        | 人    | 人   | 人  | 人    | 人   | 人  | 人   | 箇所     | 人    |       |     |
|      |        |      |     |    |      |     |    |     |        |      |       |     |
|      |        |      |     |    |      |     |    |     |        |      |       |     |
|      |        |      |     |    |      |     |    |     |        |      |       |     |
|      |        |      |     |    |      |     |    |     |        |      |       |     |
|      |        |      |     |    |      |     |    |     |        |      |       |     |
|      |        |      |     |    |      |     |    |     |        |      |       |     |
|      |        |      |     |    |      |     |    |     |        |      |       |     |

## 様式第2号の4

## 〇〇〇〇災害による商工被害状況即報

(商工事務所長へ)

〇〇市町村

(商工部長へ)

〇〇商工事務所

|     |            |                     |            | 即報日時 | 月 日<br>時 現在 |      | 即報回数               | 回    |  |
|-----|------------|---------------------|------------|------|-------------|------|--------------------|------|--|
| 業種  | 項目<br>被害区分 | 被災<br>事務所数          | 被災<br>従業員数 | 被災総額 |             |      |                    | 備考   |  |
|     |            |                     |            | 土地   | 建物          | 機械設備 | 商品・<br>原材料<br>仕掛品等 |      |  |
| 商業  | A          |                     |            | (千円) | (千円)        | (千円) | (千円)               | (千円) |  |
|     | B          |                     |            |      |             |      |                    |      |  |
|     | C          |                     |            |      |             |      |                    |      |  |
|     | D          |                     |            |      |             |      |                    |      |  |
|     | 計          | 計 (うち ) (うち ) (うち ) |            |      |             |      |                    |      |  |
| 工業  | A          |                     |            |      |             |      |                    |      |  |
|     | B          |                     |            |      |             |      |                    |      |  |
|     | C          |                     |            |      |             |      |                    |      |  |
|     | D          |                     |            |      |             |      |                    |      |  |
|     | 計          | 計 (うち ) (うち ) (うち ) |            |      |             |      |                    |      |  |
| その他 | A          |                     |            |      |             |      |                    |      |  |
|     | B          |                     |            |      |             |      |                    |      |  |
|     | C          |                     |            |      |             |      |                    |      |  |
|     | D          |                     |            |      |             |      |                    |      |  |
|     | 計          | 計 (うち ) (うち ) (うち ) |            |      |             |      |                    |      |  |
| 合計  |            | (うち ) (うち ) (うち )   |            |      |             |      |                    |      |  |

(注) 1. 商工業の被害のうち、中小企業の被害については、( )で記入のこと。

2. A～Dの被害区分は、次の区分によること。

A…事業用建物等の延面積の60%以上につき、破壊、埋没、流失したもの。

B…事業用建物等の延面積の30%以上60%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。

又は、事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水1m以上のもの。

C…①事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。

②事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水30cm以上1m未満のもの。

③事業用建物等の延面積の10%以上50%未満につき、浸水1m以上のもの。

D…A～Cに該当しない被害。

3. 商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業

工業は、" の製造業

その他は、" の鉱業、建設業、運輸、通信業、サービス業

様式第2号の5

〇〇〇〇災害による農業関係被害即報

(農林事務所長へ)

(農政部長へ)

〇〇市町村

〇〇農林事務所

| 作物等名      |      | 被害推定面積等 | 被害推定金額 | 被害発生状況 | 主な被害発生地域 |
|-----------|------|---------|--------|--------|----------|
| 農作物       | 水 稲  | h a     | 万円     |        |          |
|           | 麦    |         |        |        |          |
|           | 野 菜  |         |        |        |          |
|           | 果 樹  |         |        |        |          |
|           | 花 き  |         |        |        |          |
|           | 飼料作物 |         |        |        |          |
|           | その他  |         |        |        |          |
|           | 作物小計 |         |        |        |          |
| 家 畜       |      | 頭、羽     |        |        |          |
| 畜産施設      |      | 件       |        |        |          |
| 温室等栽培施設   |      | 件       |        |        |          |
| 農協等共同利用施設 |      | 件       |        |        |          |
| 農地・農業用施設  |      | 個所      |        |        |          |
| その他       |      |         |        |        |          |
| 合 計       |      |         |        |        |          |

様式第2号の6

# 〇〇〇〇災害による山林【林地】被害状況

即報  
詳報  
確定

報告

(農林事務所長へ)

(水産林務部長へ)

〇〇市町村

〇〇農林事務所

| 区分<br>市町村 | 崩壊地 |           |          |     |           |          | 地すべり地 |           |          |     |           |          | 備考 |
|-----------|-----|-----------|----------|-----|-----------|----------|-------|-----------|----------|-----|-----------|----------|----|
|           | 山 腹 |           |          | 溪 流 |           |          | 山 腹   |           |          | 溪 流 |           |          |    |
|           | 箇所数 | 被害<br>h a | 金額<br>千円 | 箇所数 | 被害<br>h a | 金額<br>千円 | 箇所数   | 被害<br>h a | 金額<br>千円 | 箇所数 | 被害<br>h a | 金額<br>千円 |    |
|           |     |           |          |     |           |          |       |           |          |     |           |          |    |
|           |     |           |          |     |           |          |       |           |          |     |           |          |    |
|           |     |           |          |     |           |          |       |           |          |     |           |          |    |
|           |     |           |          |     |           |          |       |           |          |     |           |          |    |
|           |     |           |          |     |           |          |       |           |          |     |           |          |    |
| 計         |     |           |          |     |           |          |       |           |          |     |           |          |    |

(注) 被害欄には、山腹は崩壊面積、溪流は被害延長を記入する。地すべり地の溪流被害については、面積を併記すること。

なお、旧災害地の拡大箇所については、拡大被害の箇所数、被害面積延長、金額を備考欄に記入すること。

様式第2号の7

〇〇〇〇災害による山林【治山施設】被害状況 } 即報  
詳報  
確定 報告

(農林事務所長へ)  
(水産林務部長へ)

〇〇市町村  
〇〇農林事務所

| 施設名 | 災害箇所<br>(郡、市、町、村、大字、字) | 工 種 | 被 害 |     | 備 考 |
|-----|------------------------|-----|-----|-----|-----|
|     |                        |     | 数 量 | 金 額 |     |
|     |                        |     |     |     |     |
|     |                        |     |     |     |     |
|     |                        |     |     |     |     |
|     |                        |     |     |     |     |
|     |                        |     |     |     |     |
| 計   |                        |     |     |     |     |

様式第2号の8

# 〇〇〇〇災害による山林【林道】被害状況

〔即報  
詳報  
確定〕報告

(農林事務所長へ)  
(水産林務部長へ)

〇〇市町村  
〇〇農林事務所

| 区分<br>市町村 | 路線名 | 道 路  |         |          | 橋 梁  |         |          |     | 計       |          | 備考 |
|-----------|-----|------|---------|----------|------|---------|----------|-----|---------|----------|----|
|           |     | 箇所番号 | 延長<br>m | 金額<br>千円 | 箇所番号 | 延長<br>m | 金額<br>千円 | 箇所数 | 延長<br>m | 金額<br>千円 |    |
|           |     |      |         |          |      |         |          |     |         |          |    |
|           |     |      |         |          |      |         |          |     |         |          |    |
|           |     |      |         |          |      |         |          |     |         |          |    |
|           |     |      |         |          |      |         |          |     |         |          |    |
|           |     |      |         |          |      |         |          |     |         |          |    |
|           |     |      |         |          |      |         |          |     |         |          |    |
|           |     |      |         |          |      |         |          |     |         |          |    |
|           |     |      |         |          |      |         |          |     |         |          |    |
|           |     |      |         |          |      |         |          |     |         |          |    |

(注) 応急工事を必要とするものについては備考欄にその旨を記載すること。







様式第2号の13

## 〇〇〇〇災害による土木被害状況即報

(県土整備事務所長へ)  
(県土整備事務所長へ)

〇〇市町村  
〇〇県土整備事務所

| 被害報告表       |           |       |     |        |               |      |         |       |       | 報告者           | 受理者            |     |        |        |       |
|-------------|-----------|-------|-----|--------|---------------|------|---------|-------|-------|---------------|----------------|-----|--------|--------|-------|
|             |           |       |     |        |               |      |         |       |       | 第 号           | 調査率 %          |     |        |        |       |
|             |           |       |     |        |               |      |         |       |       | 平成 年 月 日      | 時現在            |     |        |        |       |
| 災害発生年月日     | 月 日 ~ 月 日 |       |     | 災害名    |               |      |         |       |       |               |                |     |        |        |       |
| 災害救助法発令等    | 市町村名      | 発令月日  |     | 月 日    | 市町村名          | 発令月日 |         | 月 日   |       |               |                |     |        |        |       |
| 市町村名        |           |       |     |        |               |      |         |       |       |               |                |     |        |        |       |
| 連続雨量        | mm        | 日 時~  | 日 時 | mm     | 日 時~          | 日 時  | mm      | 日 時~  | 日 時   |               |                |     |        |        |       |
| 日雨量         | mm        | 日 時~  | 日 時 | mm     | 日 時~          | 日 時  | mm      | 日 時~  | 日 時   |               |                |     |        |        |       |
| 時間雨量        | mm        | 日 時~  | 日 時 | mm     | 日 時~          | 日 時  | mm      | 日 時~  | 日 時   |               |                |     |        |        |       |
| 時間最大風速      | m/秒       | 日 時 分 |     | m/秒    | 日 時 分         |      | m/秒     | 日 時 分 |       |               |                |     |        |        |       |
| 平均風速        |           | 日 時 分 |     |        | 日 時 分         |      |         | 日 時 分 |       |               |                |     |        |        |       |
| 工 種         | 県 工 事     |       |     | 市町村工事  |               |      | 計       |       |       |               |                |     |        |        |       |
|             | 箇所        | 金 額   |     | 箇 所    | 金 額           |      | 箇 所     | 金 額   |       |               |                |     |        |        |       |
| 河 川         |           |       | 千円  |        |               | 千円   |         |       |       |               | 千円             |     |        |        |       |
| 海 岸         |           |       |     |        |               |      |         |       |       |               |                |     |        |        |       |
| 砂 防 設 備     |           |       |     |        |               |      |         |       |       |               |                |     |        |        |       |
| 地すべり防止施設    |           |       |     |        |               |      |         |       |       |               |                |     |        |        |       |
| 急傾斜地崩壊防止施設  |           |       |     |        |               |      |         |       |       |               |                |     |        |        |       |
| 道 路         |           |       |     |        |               |      |         |       |       |               |                |     |        |        |       |
| 橋 梁         |           |       |     |        |               |      |         |       |       |               |                |     |        |        |       |
| 港 湾         |           |       |     |        |               |      |         |       |       |               |                |     |        |        |       |
| 下 水 道       |           |       |     |        |               |      |         |       |       |               |                |     |        |        |       |
| 計           |           |       |     |        |               |      |         |       |       |               |                |     |        |        |       |
| 主な公共施設の被害   |           |       |     |        |               |      |         |       |       |               |                |     |        |        |       |
| 河川・海岸       | 事業主体      | 区分    | 水系名 | 河川・海岸名 | 被災位置          |      | 被災延長    | 被害額   |       | 被害内容 (破堤、溢水等) |                |     |        |        |       |
|             |           | 級     | 水系  |        | 郡 町 村 大字      | m    | 千円      |       |       |               |                |     |        |        |       |
|             |           | 級     | 水系  |        | 郡 町 村 大字      | m    | 千円      |       |       |               |                |     |        |        |       |
|             |           | 級     | 水系  |        | 郡 町 村 大字      | m    | 千円      |       |       |               |                |     |        |        |       |
| 道路          | 事業主体      | 区分    | 路線名 |        | 被災位置          |      | 被災延長    | 被害額   |       |               |                |     |        |        |       |
|             |           |       |     |        | 郡 町 村 大字      | m    | 千円      |       |       |               |                |     |        |        |       |
|             |           |       |     |        | 郡 町 村 大字      | m    | 千円      |       |       |               |                |     |        |        |       |
|             |           |       |     |        | 郡 町 村 大字      | m    | 千円      |       |       |               |                |     |        |        |       |
| 道路交通止       | 事業主体      | 区分    | 路線名 | 地先名    | 全面・一部の別及び被災状況 | 延長   | 幅員      | 被害額   | 応急の有無 | 応急工事見込額       | バス路線の有無        | 交通量 | 迂回路の有無 | 交通止年月日 | 解除年月日 |
|             |           | 道     | 線   |        |               | m    | m       | 千円    |       | 千円            |                | 台/  |        |        |       |
|             |           | 道     | 線   |        |               | m    | m       | 千円    |       | 千円            |                | 台/  |        |        |       |
|             |           | 道     | 線   |        |               | m    | m       | 千円    |       | 千円            |                | 台/  |        |        |       |
|             |           | 道     | 線   |        |               | m    | m       | 千円    |       | 千円            |                | 台/  |        |        |       |
|             |           | 道     | 線   |        |               | m    | m       | 千円    |       | 千円            |                | 台/  |        |        |       |
|             |           | 道     | 線   |        |               | m    | m       | 千円    |       | 千円            |                | 台/  |        |        |       |
|             |           | 道     | 線   |        |               | m    | m       | 千円    |       | 千円            |                | 台/  |        |        |       |
| 一般被害 (人的被害) |           |       |     |        |               |      |         |       |       |               |                |     |        |        |       |
| 区 分         | 場 所       |       | 原 因 |        | 区 分           |      | 主 な 場 所 |       |       |               | 原 因 (破堤、溢水、内水) |     |        |        |       |
| 死者          | 名         |       |     |        | 全 焼           | 戸    |         |       |       |               |                |     |        |        |       |
| 行方不明        | 名         |       |     |        | 反 証           | 戸    |         |       |       |               |                |     |        |        |       |
|             | 名         |       |     |        | 流 出           | 戸    |         |       |       |               |                |     |        |        |       |
|             | 名         |       |     |        | 床 上 浸 水       | 戸    |         |       |       |               |                |     |        |        |       |
|             | 名         |       |     |        | 床 下 浸 水       | 戸    |         |       |       |               |                |     |        |        |       |

## 様式第2号の14

## 〇〇〇〇災害による建築物被害状況即報

(県土整備事務所経由)

|   |             |               |       |           |                         |              |                         |   |                 |
|---|-------------|---------------|-------|-----------|-------------------------|--------------|-------------------------|---|-----------------|
| 知事殿<br>令和 年 月 日<br>市区町村名 ..... 印<br>建築基準法第15条第2項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。 |             |               |       |           |                         | 受付年月日番号<br>※ |                         |   |                 |
| 1 被災地区市町村名  |             |               |       |           |                         |              |                         |   |                 |
| 2 災害種別  |             | 火災・風水害・震災・その他 |       | 3 火災件数    |                         |              |                         |   |                 |
| 4 被害区分  | 5 建築物の数(戸数) | 6 構造          | 7 用途別 | 全焼・全壊・全流出 |                         | 半焼・半壊・半流失    |                         | 計 | 8 建築物の損害見積額(千円) |
|   |             |               |       | 建築物の数(戸数) | 床面積の合計(m <sup>2</sup> ) | 建築物の数(戸数)    | 床面積の合計(m <sup>2</sup> ) |   |                 |
| 住居  | 木造          | 戸             |       | 戸         |                         | 戸            |                         |   |                 |
|   | その他         | 戸             |       | 戸         |                         | 戸            |                         |   |                 |
|   | 計           | 戸             |       | 戸         |                         | 戸            |                         |   |                 |
| 鉱工業   | 木造          |               |       |           |                         |              |                         |   |                 |
|   | その他         |               |       |           |                         |              |                         |   |                 |
| 商業<br>サービス業   | 木造          |               |       |           |                         |              |                         |   |                 |
|   | その他         |               |       |           |                         |              |                         |   |                 |
| 公務文教  | 木造          |               |       |           |                         |              |                         |   |                 |
|   | その他         |               |       |           |                         |              |                         |   |                 |
| その他   | 木造          |               |       |           |                         |              |                         |   |                 |
|   | その他         |               |       |           |                         |              |                         |   |                 |
| 合計  | 木造          |               |       |           |                         |              |                         |   |                 |
|   | その他         |               |       |           |                         |              |                         |   |                 |
|   | 計           |               |       |           |                         |              |                         |   |                 |

(注)イ ※欄は記入しないこと。

ロ 2、4欄は該当文字を○印で囲むこと。

ハ この書は災害種別ごとに作成のこと。

ニ 市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

## 〇〇〇〇災害による都市施設等被害状況即報

〇〇〇市町村  
 〇〇〇県土整備事務所  
 流域下水道事務所

令和      年      月      日現在

| 種 別        | 県分   |     | 市町村分 |     | 計       |    |
|------------|------|-----|------|-----|---------|----|
|            | 箇所   | 金額  | 箇所   | 金額  | 箇所      | 金額 |
| 街 路        |      | 千円  |      | 千円  |         | 千円 |
| 都市公園       |      |     |      |     |         |    |
| 下水道        |      |     |      |     |         |    |
| 公営住宅       |      |     |      |     |         |    |
| 計          |      |     |      |     |         |    |
| 主な都市施設等の被害 |      |     |      |     |         |    |
| 種別         | 事業主体 | 箇所名 | 被害状況 | 被害額 | 復旧の対応状況 |    |
| 街 路        |      |     |      | 千円  |         |    |
|            |      |     |      |     |         |    |
| 都市公園       |      |     |      |     |         |    |
|            |      |     |      |     |         |    |
| 下水道        |      |     |      |     |         |    |
|            |      |     |      |     |         |    |
| 公営住宅       |      |     |      |     |         |    |
|            |      |     |      |     |         |    |



様式第3号の1

〇〇〇〇災害による衛生被害状況 } 詳報  
確定 報告

防疫日報

(保健福祉部長へ)

〇〇保健福祉環境事務所  
 〇〇政 令 市

| 約束番号 |    | 1       |    |     |    | 2               |    |     |    | 3                         | 4                       | 5                         | 6                         | 7          | 8          | 9            | 10                       | 11                       | 12     | 13       | 14     | 15         | 16 |  |
|------|----|---------|----|-----|----|-----------------|----|-----|----|---------------------------|-------------------------|---------------------------|---------------------------|------------|------------|--------------|--------------------------|--------------------------|--------|----------|--------|------------|----|--|
| 月    | 区  | 赤痢患者発生数 |    |     |    | 前年同期<br>赤痢患者発生数 |    |     |    | 防疫活動をしている市町村数<br>(応援活動除く) | 防疫活動をしている保健所数<br>(応援除く) | 保健所員(雇用職員を含む)<br>防疫活動従事者数 | 本庁職員(雇用職員を含む)<br>防疫活動従事者数 | 清潔方法を行った戸数 | 消毒方法を行った戸数 | そ族昆虫駆除を行った戸数 | 伝染病予防による<br>家用水の供給を受けた人員 | 災害救助法による<br>飲料水の供給を受けた人員 | 検疫調査人員 | 細菌調査実施人員 | 集団避難所数 | 集団避難所の収容人数 | 備考 |  |
|      |    | 真性      | 擬似 | 保菌者 | 死者 | 真性              | 擬似 | 保菌者 | 死者 |                           |                         |                           |                           |            |            |              |                          |                          |        |          |        |            |    |  |
| 月 日  | 当日 |         |    |     |    |                 |    |     |    |                           |                         |                           |                           |            |            |              |                          |                          |        |          |        |            |    |  |
|      | 累計 |         |    |     |    |                 |    |     |    |                           |                         |                           |                           |            |            |              |                          |                          |        |          |        |            |    |  |
| 月 日  | 当日 |         |    |     |    |                 |    |     |    |                           |                         |                           |                           |            |            |              |                          |                          |        |          |        |            |    |  |
|      | 累計 |         |    |     |    |                 |    |     |    |                           |                         |                           |                           |            |            |              |                          |                          |        |          |        |            |    |  |
|      |    |         |    |     |    |                 |    |     |    |                           |                         |                           |                           |            |            |              |                          |                          |        |          |        |            |    |  |
|      |    |         |    |     |    |                 |    |     |    |                           |                         |                           |                           |            |            |              |                          |                          |        |          |        |            |    |  |

## 様式第3号の2

# 〇〇〇〇災害による商工被害状況 } 詳報 確定 } 報告

(商工事務所長へ)  
(商工部長へ)

〇〇市町村  
〇〇商工事務所

| 業種  | 項目                  | 被災総額 |  |      |      |      |      |      |
|-----|---------------------|------|--|------|------|------|------|------|
|     |                     |      |  | 土地   | 建物   |      |      |      |
| 商業  | A                   |      |  | (千円) | (千円) | (千円) | (千円) | (千円) |
|     | B                   |      |  |      |      |      |      |      |
|     | C                   |      |  |      |      |      |      |      |
|     | D                   |      |  |      |      |      |      |      |
|     | 計 (うち ) (うち ) (うち ) |      |  |      |      |      |      |      |
| 工業  | A                   |      |  |      |      |      |      |      |
|     | B                   |      |  |      |      |      |      |      |
|     | C                   |      |  |      |      |      |      |      |
|     | D                   |      |  |      |      |      |      |      |
|     | 計 (うち ) (うち ) (うち ) |      |  |      |      |      |      |      |
| その他 | A                   |      |  |      |      |      |      |      |
|     | B                   |      |  |      |      |      |      |      |
|     | C                   |      |  |      |      |      |      |      |
|     | D                   |      |  |      |      |      |      |      |
|     | 計 (うち ) (うち ) (うち ) |      |  |      |      |      |      |      |
| 合   | 計 (うち ) (うち ) (うち ) |      |  |      |      |      |      |      |

- (注) 1. 商工業の被害のうち、中小企業の被害については、( )で記入のこと。
2. A～Dの被害区分は、次の区分によること。
- A…事業用建物等の延面積の60%以上につき、破壊、埋没、流失したもの。
- B…建物等の延面積の50%以上につき、浸水1m以上のもの。
- C…①事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。  
②事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水30 以上1m未満のもの。  
③事業用建物等の延面積の10%以上50%未満につき、浸水1m以上のもの。
- D…A～Cに該当しない被害
3. 商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業  
工業は、           "           の製造業  
その他は、         "           の鉱業、建設業、運輸・通信業、サービス業

様式第3号の3

〇〇〇〇災害による水稻被害状況 詳報  
確定 報告（その1）初期の被害

災害の種類 \_\_\_\_\_ 調査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時現在 \_\_\_\_\_ 市町村名 \_\_\_\_\_ 農林事務所名 \_\_\_\_\_

| 作物名 | 市町村名 | 総栽培面積 | 10<br>アール<br>当り<br>収量 | 基準<br>収量 | 冠水       |         |          |         |          |         |          |         | 土砂<br>流入      |          | 流失埋没    |          |         |            | 合計      |               | 被害<br>金額 | 備 考<br>主な被害<br>地名等 |         |           |
|-----|------|-------|-----------------------|----------|----------|---------|----------|---------|----------|---------|----------|---------|---------------|----------|---------|----------|---------|------------|---------|---------------|----------|--------------------|---------|-----------|
|     |      |       |                       |          | 2日目      |         | 3日目      |         | 4日目      |         | 5日目      |         | 減<br>収量<br>小計 | 被害<br>面積 | 減<br>収量 | 植替可能     |         | 植替不可<br>可能 |         | 減<br>収量<br>小計 |          |                    | 減<br>収量 | 被害<br>減収量 |
|     |      |       |                       |          | 被害<br>面積 | 減<br>収量 | 被害<br>面積 | 減<br>収量 | 被害<br>面積 | 減<br>収量 | 被害<br>面積 | 減<br>収量 |               |          |         | 被害<br>面積 | 減<br>収量 | 被害<br>面積   | 減<br>収量 |               |          |                    |         |           |
|     |      | ha    | kg                    | t        | ha       | t       | ha       | t       | ha       | t       | ha       | t       | ha            | t        | ha      | t        | ha      | t          | t       | t             | %        | 千円                 |         |           |

注1. 作物名は「早期水稻」「普通水稻」と記入のこと。  
 注2. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。



## 様式第3号の4

 ○○○○災害による水稻被害状況 詳報  
確定 報告（その2）中後期の被害

災害の種類 \_\_\_\_\_ 調査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時現在 \_\_\_\_\_ 市町村名 \_\_\_\_\_ 農林事務所名 \_\_\_\_\_

| 作物名 | 市町村名 | 総栽培面積 | 10<br>アール<br>当り<br>収量 | 基準<br>収量<br>1 | 浸水<br>被害<br>面積 | 冠水       |              |                | 倒伏       |              |                | 塩害       |              |                | 葉・籾の被害   |              |                | 合 計      |              |                |          |              |                | 備 考<br>主な被害<br>地名等 |          |
|-----|------|-------|-----------------------|---------------|----------------|----------|--------------|----------------|----------|--------------|----------------|----------|--------------|----------------|----------|--------------|----------------|----------|--------------|----------------|----------|--------------|----------------|--------------------|----------|
|     |      |       |                       |               |                | 被害<br>面積 | 減<br>収量<br>2 | 被害<br>率<br>2÷1 | 被害<br>面積 | 減<br>収量<br>2 | 被害<br>率<br>2÷1 | 被害<br>面積 | 減<br>収量<br>2 | 被害<br>率<br>2÷1 | 被害<br>面積 | 減<br>収量<br>2 | 被害<br>率<br>2÷1 | 被害<br>面積 | 減<br>収量<br>2 | 被害<br>率<br>2÷1 | 被害<br>面積 | 減<br>収量<br>3 | 被害<br>率<br>3÷1 |                    | 被害<br>金額 |
|     |      | ha    | kg                    | t             | ha             | ha       | t            | %              | ha       | t            | %              | ha       | t            | %              | ha       | t            | %              | ha       | t            | %              | ha       | t            | %              | 千円                 |          |

- 注1. 作物名は「早期水稻」「普通水稻」と記入のこと。
- 注2. 被害の態様が、「土砂流入」及び「流失埋没」の場合は、空欄に区分して記入すること。
- 注3. 被害の態様が、複合している場合は、被害が大きい方の態様の中に記入すること。
- 注4. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

様式第3号の5

〇〇〇〇災害による水稻被害状況 詳報  
確定 報告（その3）干害

調査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 時現在 市町村名 \_\_\_\_\_  
農林事務所名 \_\_\_\_\_

| 市町村名 | 総栽培面積 | 10a 当り収量 | 基準収量 | 5日間未満持続 |     |      |     | 5日間以上持続 |     |      |     | 10日間以上持続 |     |      |     | 15日間以上持続 |     |      |     | 20日間以上持続 |     |      |     |
|------|-------|----------|------|---------|-----|------|-----|---------|-----|------|-----|----------|-----|------|-----|----------|-----|------|-----|----------|-----|------|-----|
|      |       |          |      | 乾田状態    |     | 白乾状態 |     | 乾田状態    |     | 白乾状態 |     | 乾田状態     |     | 白乾状態 |     | 乾田状態     |     | 白乾状態 |     | 乾田状態     |     | 白乾状態 |     |
|      |       |          |      | 被害面積    | 被害率 | 被害面積 | 被害率 | 被害面積    | 被害率 | 被害面積 | 被害率 | 被害面積     | 被害率 | 被害面積 | 被害率 | 被害面積     | 被害率 | 被害面積 | 被害率 | 被害面積     | 被害率 | 被害面積 | 被害率 |
|      | ha    | t        | t    | ha      | %   | ha   | %   | ha      | %   | ha   | %   | ha       | %   | ha   | %   | ha       | %   | ha   | %   | ha       | %   | ha   | %   |

| 市町村名 | 25日間以上持続 |     |      |     | 30日間以上持続 |     |      |     | 枯死面積 | 塩害   |     | 合計    |                   | 被害金額 | 備考<br>(主な被害地域名等) |
|------|----------|-----|------|-----|----------|-----|------|-----|------|------|-----|-------|-------------------|------|------------------|
|      | 乾田状態     |     | 白乾状態 |     | 乾田状態     |     | 白乾状態 |     |      | 被害面積 | 被害率 | 被害減収量 | 被害減収率             |      |                  |
|      | 被害面積     | 被害率 | 被害面積 | 被害率 | 被害面積     | 被害率 | 被害面積 | 被害率 |      |      |     |       |                   |      |                  |
|      | ha       | %   | ha   | %   | ha       | %   | ha   | %   | ha   | ha   | %   | t     | $\frac{2}{2-1}$ % | 千円   |                  |

注1. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

## 様式第3号の6

## 〇〇〇〇災害による農作物被害状況 〔 詳報 確定 〕 報告（水稻を除く）

災害の種類 \_\_\_\_\_ 調査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時現在
 市町村名 \_\_\_\_\_  
農林事務所名 \_\_\_\_\_

| 農作物名 | 市町村名 | 総栽培面積 | 被害面積              |                              |                   |        | 被害面積              |                              |                   |        | 単価<br>(kg 当<br>たり)<br>4 | 被害<br>金額<br>(3×4)<br>5 | 平年 10<br>a 当<br>たり収量<br>6 | 基準<br>集量<br>(1×6)<br>7 | 既<br>収穫量<br>8 | 収穫<br>残量<br>(7-8)<br>9 | 被害<br>免責率<br>(2÷1)<br>10 | 被害<br>減収率<br>(3÷7)<br>11 | 被害損害<br>状況<br><br>主な被害<br>地域名 |
|------|------|-------|-------------------|------------------------------|-------------------|--------|-------------------|------------------------------|-------------------|--------|-------------------------|------------------------|---------------------------|------------------------|---------------|------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------------|
|      |      |       | 30<br>%<br>未<br>満 | 30<br>%<br>70<br>%<br>以<br>上 | 70<br>%<br>以<br>上 | 計<br>2 | 被害面積              |                              |                   | 計<br>3 |                         |                        |                           |                        |               |                        |                          |                          |                               |
|      |      |       |                   |                              |                   |        | 30<br>%<br>未<br>満 | 30<br>%<br>70<br>%<br>以<br>上 | 70<br>%<br>以<br>上 |        |                         |                        |                           |                        |               |                        |                          |                          |                               |
|      |      | ha    | ha                | ha                           | ha                | ha     | t                 | t                            | t                 | t      | 円                       | 千円                     | kg                        | kg                     | kg            | kg                     | %                        | %                        |                               |

注1. 被害面積の数値は、原則として小数点以下第1位までとする。(小数点以下第2位は四捨五入する。)

注2. 花きにおける減収量等の単位は千本(千鉢)、単価は1本(1鉢)とする。

注3. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

様式第3号の7

〇〇〇〇災害による農業関係施設被害状況 詳報  
確定 報告

災害の種類 \_\_\_\_\_ 調査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時現在 \_\_\_\_\_ 市町村名 \_\_\_\_\_ 農林事務所名 \_\_\_\_\_

| 施設の<br>種類 | 作物名 | 市町村<br>名 | 全焼     |        |                |                  | 大破     |        |                |                  | 中破     |        |                |                  | 小破     |        |                |                  | ビニール破損 |        |                |                  | 合 計    |        |                |                  | 備考<br>(被害<br>地域名) |
|-----------|-----|----------|--------|--------|----------------|------------------|--------|--------|----------------|------------------|--------|--------|----------------|------------------|--------|--------|----------------|------------------|--------|--------|----------------|------------------|--------|--------|----------------|------------------|-------------------|
|           |     |          | 件<br>数 | 棟<br>数 | 面<br>積         | 被<br>害<br>金<br>額 | 件<br>数 | 棟<br>数 | 面<br>積         | 被<br>害<br>金<br>額 | 件<br>数 | 棟<br>数 | 面<br>積         | 被<br>害<br>金<br>額 | 件<br>数 | 棟<br>数 | 面<br>積         | 被<br>害<br>金<br>額 | 件<br>数 | 棟<br>数 | 面<br>積         | 被<br>害<br>金<br>額 | 件<br>数 | 棟<br>数 | 面<br>積         | 被<br>害<br>金<br>額 |                   |
|           |     |          | 件      | 棟      | m <sup>2</sup> | 千円               | 件      | 棟      | m <sup>2</sup> | 千円               | 件      | 棟      | m <sup>2</sup> | 千円               | 件      | 棟      | m <sup>2</sup> | 千円               | 件      | 棟      | m <sup>2</sup> | 千円               | 件      | 棟      | m <sup>2</sup> | 千円               |                   |

注1. 「ビニール破損」…ビニールが破れ使用できないものをいう。  
 注2. 報告数値の中に個人所有以外のものがある場合は、農業協同組合及同連合会所有のものについては ( ) 書きで、また、それ以外の共同利用施設のものについては [ ] 書きで内数として記入すること。

様式第3号の8

〇〇〇〇災害による樹体被害状況 詳報  
確定 報告

災害の種類 \_\_\_\_\_ 調査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時現在 \_\_\_\_\_ 市町村名 \_\_\_\_\_ 農林事務所名 \_\_\_\_\_

| 樹種名 | 市町村名 | 成園・<br>未成園の別 | 被害程度別面積及び被害額 |           |          |           |          |           |          |           | 被害損傷状況<br>被害地域名 |
|-----|------|--------------|--------------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|-----------------|
|     |      |              | 甚            |           | 中        |           | 軽        |           |          |           |                 |
|     |      |              | 面積<br>ha     | 被害額<br>千円 | 面積<br>ha | 被害額<br>千円 | 面積<br>ha | 被害額<br>千円 | 面積<br>ha | 被害額<br>千円 |                 |
|     |      | 成園           |              |           |          |           |          |           |          |           |                 |
|     |      | 未成園          |              |           |          |           |          |           |          |           |                 |
|     |      | 成園           |              |           |          |           |          |           |          |           |                 |
|     |      | 未成園          |              |           |          |           |          |           |          |           |                 |
|     |      | 成園           |              |           |          |           |          |           |          |           |                 |
|     |      | 未成園          |              |           |          |           |          |           |          |           |                 |
|     |      | 成園           |              |           |          |           |          |           |          |           |                 |
|     |      | 未成園          |              |           |          |           |          |           |          |           |                 |
|     |      | 成園           |              |           |          |           |          |           |          |           |                 |
|     |      | 未成園          |              |           |          |           |          |           |          |           |                 |
|     |      | 成園           |              |           |          |           |          |           |          |           |                 |
|     |      | 未成園          |              |           |          |           |          |           |          |           |                 |
|     |      | 成園           |              |           |          |           |          |           |          |           |                 |
|     |      | 未成園          |              |           |          |           |          |           |          |           |                 |
|     |      | 成園           |              |           |          |           |          |           |          |           |                 |
|     |      | 未成園          |              |           |          |           |          |           |          |           |                 |
|     |      | 成園           |              |           |          |           |          |           |          |           |                 |
|     |      | 未成園          |              |           |          |           |          |           |          |           |                 |

注. 被害の種類は、樹体の損傷の程度、落葉の程度を基準とする。  
 甚：樹体が流失、埋没もしくは枯死したもの、幹が折損もしくははなはだ裂けたもの、70%以上の主枝が裂けもしくは折れる等の損傷を受けたもの、又はこれ以外の損傷を受け、更新もしくは改植を要すると認められるもの。  
 中：30%以上70%未満の主枝が裂け、又は折れ、結果枝等の損傷が大きいか、これに準ずるもの。





〇〇〇〇災害による畜産関係被害状況 〔 詳報 確定 〕 報告（その3）

災害の種類 \_\_\_\_\_ 調査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時現在 市町村名 \_\_\_\_\_ 農林事務所名 \_\_\_\_\_

| 市町村名   | 飼 料 用 作 物            |                |                 |                          |              |                                 |                                   |                                       |                                      |                                |                      |                |                 |                          |              |                                 |                                   |                                       |                                      |                                |
|--------|----------------------|----------------|-----------------|--------------------------|--------------|---------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------|----------------------|----------------|-----------------|--------------------------|--------------|---------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------|
|        | 牧 草 (イタリアンライグラス)     |                |                 |                          |              |                                 |                                   |                                       |                                      | と う も ろ こ し                    |                      |                |                 |                          |              |                                 |                                   |                                       |                                      |                                |
|        | 総栽<br>培面積<br>①<br>ha | 被害面積<br>計<br>② | うち<br>30%<br>未満 | 被害<br>減収<br>量<br>③<br>トン | 単価<br>④<br>円 | 被害<br>額<br>⑤<br>(③×<br>④)<br>千円 | 平年<br>10a当<br>たり<br>収量<br>⑤<br>kg | 基準<br>収穫<br>率<br>⑦<br>(①×<br>⑥)<br>トン | 被害<br>面積<br>率<br>⑧<br>(②÷<br>①)<br>% | 被害<br>額<br>⑨<br>(③÷<br>⑦)<br>% | 総栽<br>培面積<br>①<br>ha | 被害面積<br>計<br>② | うち<br>30%<br>未満 | 被害<br>減収<br>量<br>③<br>トン | 単価<br>④<br>円 | 被害<br>額<br>⑤<br>(③×<br>④)<br>千円 | 平年<br>10a当<br>たり<br>収量<br>⑤<br>kg | 基準<br>収穫<br>率<br>⑦<br>(①×<br>⑥)<br>トン | 被害<br>面積<br>率<br>⑧<br>(②÷<br>①)<br>% | 被害<br>額<br>⑨<br>(③÷<br>⑦)<br>% |
|        |                      |                |                 |                          |              |                                 |                                   |                                       |                                      |                                |                      |                |                 |                          |              |                                 |                                   |                                       |                                      |                                |
|        |                      |                |                 |                          |              |                                 |                                   |                                       |                                      |                                |                      |                |                 |                          |              |                                 |                                   |                                       |                                      |                                |
|        |                      |                |                 |                          |              |                                 |                                   |                                       |                                      |                                |                      |                |                 |                          |              |                                 |                                   |                                       |                                      |                                |
|        |                      |                |                 |                          |              |                                 |                                   |                                       |                                      |                                |                      |                |                 |                          |              |                                 |                                   |                                       |                                      |                                |
| 農林事務所計 |                      |                |                 |                          |              |                                 |                                   |                                       |                                      |                                |                      |                |                 |                          |              |                                 |                                   |                                       |                                      |                                |

| 市町村名   | 飼 料 用 作 物            |                |                 |                          |              |                                 |                                   |                                       |                                      |                                |                      |                |                 |                          |              |                                 |                                   |                                       | 合 計             |                |                |                                      |                                |  |  |  |
|--------|----------------------|----------------|-----------------|--------------------------|--------------|---------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------|----------------------|----------------|-----------------|--------------------------|--------------|---------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------|-----------------|----------------|----------------|--------------------------------------|--------------------------------|--|--|--|
|        | ソ ル ガ ム              |                |                 |                          |              |                                 |                                   |                                       |                                      | そ の 他                          |                      |                |                 |                          |              |                                 |                                   |                                       | 総栽<br>培面積<br>ha | 被害<br>面積<br>ha | 被害<br>金額<br>千円 |                                      |                                |  |  |  |
|        | 総栽<br>培面積<br>①<br>ha | 被害面積<br>計<br>② | うち<br>30%<br>未満 | 被害<br>減収<br>量<br>③<br>トン | 単価<br>④<br>円 | 被害<br>額<br>⑤<br>(③×<br>④)<br>千円 | 平年<br>10a当<br>たり<br>収量<br>⑤<br>kg | 基準<br>収穫<br>率<br>⑦<br>(①×<br>⑥)<br>トン | 被害<br>面積<br>率<br>⑧<br>(②÷<br>①)<br>% | 被害<br>額<br>⑨<br>(③÷<br>⑦)<br>% | 総栽<br>培面積<br>①<br>ha | 被害面積<br>計<br>② | うち<br>30%<br>未満 | 被害<br>減収<br>量<br>③<br>トン | 単価<br>④<br>円 | 被害<br>額<br>⑤<br>(③×<br>④)<br>千円 | 平年<br>10a当<br>たり<br>収量<br>⑤<br>kg | 基準<br>収穫<br>率<br>⑦<br>(①×<br>⑥)<br>トン |                 |                |                | 被害<br>面積<br>率<br>⑧<br>(②÷<br>①)<br>% | 被害<br>額<br>⑨<br>(③÷<br>⑦)<br>% |  |  |  |
|        |                      |                |                 |                          |              |                                 |                                   |                                       |                                      |                                |                      |                |                 |                          |              |                                 |                                   |                                       |                 |                |                |                                      |                                |  |  |  |
|        |                      |                |                 |                          |              |                                 |                                   |                                       |                                      |                                |                      |                |                 |                          |              |                                 |                                   |                                       |                 |                |                |                                      |                                |  |  |  |
|        |                      |                |                 |                          |              |                                 |                                   |                                       |                                      |                                |                      |                |                 |                          |              |                                 |                                   |                                       |                 |                |                |                                      |                                |  |  |  |
|        |                      |                |                 |                          |              |                                 |                                   |                                       |                                      |                                |                      |                |                 |                          |              |                                 |                                   |                                       |                 |                |                |                                      |                                |  |  |  |
| 農林事務所計 |                      |                |                 |                          |              |                                 |                                   |                                       |                                      |                                |                      |                |                 |                          |              |                                 |                                   |                                       |                 |                |                |                                      |                                |  |  |  |



様式第3号の12

〇〇〇〇災害による畜産関係被害状況 } [ 詳報  
確定 ] 報告(その4)

災害の種類 \_\_\_\_\_ 調査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時現在  
市町村名 \_\_\_\_\_ 農林事務所名 \_\_\_\_\_

| 市町村名   | 畜 舎 |     |    |     |    |     |    |     |    |     | 鶏 舎 |     |    |     |    |     |    |     |    |     | 牧野 |     | 牧道 |     | 牧棚 |     | その他 |     | 合 計 |     |
|--------|-----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
|        | 全壊  |     | 大破 |     | 中破 |     | 小破 |     | 計  |     | 全壊  |     | 大破 |     | 中破 |     | 小破 |     | 計  |     | 件数 | 被害額 | 件数 | 被害額 | 件数 | 被害額 | 件数  | 被害額 | 件数  | 被害額 |
|        | 件数  | 被害額 | 件数 | 被害額 | 件数 | 被害額 | 件数 | 被害額 | 件数 | 被害額 | 件数  | 被害額 | 件数 | 被害額 | 件数 | 被害額 | 件数 | 被害額 | 件数 | 被害額 | 件数 | 被害額 | 件数 | 被害額 | 件数 | 被害額 | 件数  | 被害額 |     |     |
|        |     | 千円  |    | 千円  |    | 千円  |    | 千円  |    | 千円  |     | 千円  |    | 千円  |    | 千円  |    | 千円  |    | 千円  |    | 千円  |    | 千円  |    | 千円  |     | 千円  |     | 千円  |
|        |     |     |    |     |    |     |    |     |    |     |     |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |     |     |     |     |
|        |     |     |    |     |    |     |    |     |    |     |     |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |     |     |     |     |
|        |     |     |    |     |    |     |    |     |    |     |     |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |     |     |     |     |
|        |     |     |    |     |    |     |    |     |    |     |     |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |     |     |     |     |
|        |     |     |    |     |    |     |    |     |    |     |     |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |     |     |     |     |
|        |     |     |    |     |    |     |    |     |    |     |     |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |     |     |     |     |
|        |     |     |    |     |    |     |    |     |    |     |     |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |     |     |     |     |
|        |     |     |    |     |    |     |    |     |    |     |     |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |     |     |     |     |
|        |     |     |    |     |    |     |    |     |    |     |     |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |     |     |     |     |
| 農林事務所計 |     |     |    |     |    |     |    |     |    |     |     |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |     |     |     |     |

(注) 「全壊」とは全く使用に耐えないか、流失又は埋没したもの、「大破」とは、被害程度が70%以上、「中級」とは、被害程度が30%以上70%未満、「小破」とは、被害程度が30%未満のものをいう。







様式第3号の16

〇〇〇〇災害による土木被害状況 詳報  
確定 報告

(県土整備事務所長へ)  
(土木部長へ)

〇〇市町村  
〇〇県土整備事務所長

| 区 分                   | 前回までの報告分          |                   |                   |                   |                   |                   | 今回の報告分            |  | 年間の<br>合計 |
|-----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--|-----------|
|                       | 自 月 日             | 自 月 日             | 自 月 日             | 自 月 日             | 自 月 日             | 自 月 日             | 自 月 日             |  |           |
|                       | の災害<br>の災害<br>の災害 | の災害<br>の災害<br>の災害 | の災害<br>の災害<br>の災害 | の災害<br>の災害<br>の災害 | の災害<br>の災害<br>の災害 | の災害<br>の災害<br>の災害 | の災害<br>の災害<br>の災害 |  |           |
|                       | 至 月 日             | 至 月 日             | 至 月 日             | 至 月 日             | 至 月 日             | 至 月 日             | 至 月 日             |  |           |
| 県<br>工<br>事           | 河 川               |                   |                   |                   |                   |                   |                   |  |           |
|                       | 海 岸               |                   |                   |                   |                   |                   |                   |  |           |
|                       | 砂 防               |                   |                   |                   |                   |                   |                   |  |           |
|                       | 道 路               |                   |                   |                   |                   |                   |                   |  |           |
|                       | 橋 梁               |                   |                   |                   |                   |                   |                   |  |           |
|                       | 港 湾               |                   |                   |                   |                   |                   |                   |  |           |
|                       | 計                 |                   |                   |                   |                   |                   |                   |  |           |
| 市<br>町<br>村<br>工<br>事 | 河 川               |                   |                   |                   |                   |                   |                   |  |           |
|                       | 海 岸               |                   |                   |                   |                   |                   |                   |  |           |
|                       | 道 路               |                   |                   |                   |                   |                   |                   |  |           |
|                       | 橋 梁               |                   |                   |                   |                   |                   |                   |  |           |
|                       | 計                 |                   |                   |                   |                   |                   |                   |  |           |
| 合計                    |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   |  |           |

(金額の単位：千円)

様式第3号の17

〇〇〇〇災害による建築物被害状況 } 詳 報 } 報告

(県土整備事務所経由)

|  |     |               |                         |           |                         |              |                         |                 |
|--|-----|---------------|-------------------------|-----------|-------------------------|--------------|-------------------------|-----------------|
| .....知事殿<br>令和 年 月 日<br>市区町村名 ..... 印<br>建築基準法第15条第2項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。 |     |               |                         |           |                         | 受付年月日番号<br>※ |                         |                 |
| 1 被災地区市町村名   |     |               |                         |           |                         |              |                         |                 |
| 2 災害種別   |     | 火災・風水害・震災・その他 |                         |           | 3 火災件数                  |              |                         |                 |
| 4 被害区分   |     | 全焼・全壊・全流出     |                         | 半焼・半壊・半流失 |                         | 計            |                         |                 |
| 5 建築物の数(戸数)<br>6 構造<br>7 用途別   |     | 建築物の数(戸数)     | 床面積の合計(m <sup>2</sup> ) | 建築物の数(戸数) | 床面積の合計(m <sup>2</sup> ) | 建築物の数(戸数)    | 床面積の合計(m <sup>2</sup> ) | 8 建築物の損害見積額(千円) |
| 居 住  | 木造  | 戸             |                         | 戸         |                         | 戸            |                         |                 |
|  | その他 | 戸             |                         | 戸         |                         | 戸            |                         |                 |
|  | 計   | 戸             |                         | 戸         |                         | 戸            |                         |                 |
| 鉱工業  | 木造  |               |                         |           |                         |              |                         |                 |
|  | その他 |               |                         |           |                         |              |                         |                 |
| 商 業<br>サービス業   | 木造  |               |                         |           |                         |              |                         |                 |
|  | その他 |               |                         |           |                         |              |                         |                 |
| 公務文教   | 木造  |               |                         |           |                         |              |                         |                 |
|  | その他 |               |                         |           |                         |              |                         |                 |
| その他  | 木造  |               |                         |           |                         |              |                         |                 |
|  | その他 |               |                         |           |                         |              |                         |                 |
| 合 計  | 木造  |               |                         |           |                         |              |                         |                 |
|  | その他 |               |                         |           |                         |              |                         |                 |
|  | 計   |               |                         |           |                         |              |                         |                 |

- (注)イ ※欄は記入しないこと。  
 ロ 2、4欄は該当文字を○印で囲むこと。  
 ハ この書は災害種別ごとに作成のこと。  
 ニ 市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

## 【資料4-11 応急仮設住宅建設要望等 様式】

(様式第3-1)

## 応急仮設住宅の建設要望調書（当初・変更・最終）

年 月 日

福岡県知事 殿

(県営住宅課)

〇〇市町村長

(公印省略)

担当部課名： 担当者名：

電話番号：

FAX番号：

E-mail：

応急仮設住宅の建設を以下のとおり要望（変更要望）します。

## 1. 建物の被害状況

|       |    |
|-------|----|
| 全壊世帯数 | 世帯 |
| 全焼世帯数 | 世帯 |
| 流失世帯数 | 世帯 |
| 計     | 世帯 |
| その他   | 世帯 |

## 2. 建設要望戸数

|            |   |
|------------|---|
| 建設要望戸数合計   | 戸 |
| 当該市町村内要望戸数 | 戸 |
| 他市町村要望戸数   | 戸 |
| 市・町・村      | 戸 |
| 市・町・村      | 戸 |

( 年 月 日 時現在)

## 3. 建設予定地別要望戸数

| 番号 | 地区名 | 所在地 | 敷地面積<br>(㎡) | 要望戸数 | 型別内訳 |     |    | 着手可能時期<br>年 月 日から |
|----|-----|-----|-------------|------|------|-----|----|-------------------|
|    |     |     |             |      | 1DK  | 2DK | 3K |                   |
|    |     |     |             |      |      |     |    |                   |
|    |     |     |             |      |      |     |    |                   |
|    |     |     |             |      |      |     |    |                   |
|    |     |     |             |      |      |     |    |                   |
|    |     |     |             |      |      |     |    |                   |
|    |     |     |             |      |      |     |    |                   |
|    |     |     |             |      |      |     |    |                   |
|    |     |     |             |      |      |     |    |                   |
|    |     |     |             |      |      |     |    |                   |

注) 番号欄は、応急仮設住宅候補地台帳と同一番号を記載すること。新規の場合は、「新-〇」とすること。

(様式第 3-4)

### 応急仮設住宅建設予定地状況報告書

年 月 日 時現在

|      |  |          |  |        |  |
|------|--|----------|--|--------|--|
| 市町村名 |  | 担当部課名    |  | 担当者名   |  |
| 電話番号 |  | F A X 番号 |  | E-mail |  |

報告先：福岡県建築都市部県営住宅課

防災行政無線 9-22-01

F A X 092-643-3753

E-mail [kenjutaku@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:kenjutaku@pref.fukuoka.lg.jp)

|       |            |       |           |
|-------|------------|-------|-----------|
| 現地立会者 | 所属部課名(会社名) | 立会者氏名 | 連絡先 T E L |
|       |            |       |           |
|       |            |       |           |

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 配置計画図 | 補正不要・補正済・補正中 ( 月 日報告予定) |
|-------|-------------------------|

| 番号 | 地区名<br>所在地 | 予定<br>建設<br>戸数 | 着工<br>可能<br>時期 | 土地<br>所有者 | 用地管理担当部<br>所<br>担 当 者 名<br>連絡先電話番号 | 土地使用<br>の<br>調整状況 | 敷地の安全<br>性<br>[周辺含む] | 搬入路の状況<br>[工事車両の通<br>行の支障の有<br>無、交通規制等] | 給排水・電気・<br>ガスの<br>敷地外被害状況<br>の有無<br>と復旧見通し | 着工前作業<br>の要・不要<br>と要の場合の内容<br>[整地、インフラ<br>の補修等] | 備 考<br>[許認可等手続きの必<br>要性とその時期<br>その他着工に必要な<br>項、手続き様式] |
|----|------------|----------------|----------------|-----------|------------------------------------|-------------------|----------------------|---|--|---|---|
|    |            |                |                |           |                                    |                   |                      |   |  |   | (詳細別紙 による)  |
|    |            |                |                |           |                                    |                   |                      |   |  |   | (詳細別紙 による)  |
|    |            |                |                |           |                                    |                   |                      |   |  |   | (詳細別紙 による)  |
|    |            |                |                |           |                                    |                   |                      |   |  |   | (詳細別紙 による)  |

注) ○添付図書：配置計画図、詳細別紙資料

○県担当者は、市町村が記載した報告書を現地で確認し、必要に応じて見え消しで修正する。



(様式第 3-11)

### 応急仮設住宅台帳

市町村名 \_\_\_\_\_

| 応急仮設住宅番号 | 世帯主氏名 | 家族数 | 所在地 | 構造区分 | 面積 | 敷地区分 | 着工月日 | 竣工月日 | 入居月日 | 備考 |
|----------|-------|-----|-----|------|----|------|------|------|------|----|
|          |       | 人   |     |      |    |      |      |      |      |    |

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
- 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにしておくこと。
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと



(様式第 3-13)

### 応急仮設住宅入居者名簿(入居者台帳)

| 住 宅 名                 |                | 棟 号                     |         | 入居時家族数 | 使 用 貸 借 期 間         |                |               | 退 去 年 月 日                 |
|-----------------------|----------------|-------------------------|---------|--------|---------------------|----------------|---------------|---------------------------|
|                       |                | 棟 号                     |         |        | 年 月 日 から ； 年 月 日 まで |                |               | 年 月 日                     |
| 入<br>居<br>者           | ふ り が な<br>氏 名 | 続 柄                     | 生 年 月 日 | 職 業    | 勤 務 先 お よ び 所 在 地   |                | 勤 務 先 電 話 番 号 | 備 考<br>(自 宅 電 話 番 号<br>等) |
|                       |                | 本 人<br>(契 約 者)          | . .     |        |                     |                |               |                           |
|                       |                |                         | . .     |        |                     |                |               |                           |
|                       |                |                         | . .     |        |                     |                |               |                           |
|                       |                |                         | . .     |        |                     |                |               |                           |
|                       |                |                         | . .     |        |                     |                |               |                           |
|                       |                |                         | . .     |        |                     |                |               |                           |
|                       |                |                         | . .     |        |                     |                |               |                           |
|                       |                |                         | . .     |        |                     |                |               |                           |
| 緊<br>急<br>連<br>絡<br>先 | ふ り が な<br>氏 名 | 契 約 者 か<br>ら み た 関<br>係 | 性 別     | 年 齢    | 現 住 所               | 自 宅 電 話 番<br>号 | 勤 務 先 名       | 勤 務 先 電 話 番 号             |
|                       |                |                         |         |        |                     |                |               |                           |
|                       |                |                         |         |        |                     |                |               |                           |
|                       |                |                         |         |        |                     |                |               |                           |